

(農林) 51—27

先進国農業協力実態調査団

報告書

(米 国 編)

昭和51年7月

国際協力事業団

RY

先進国農業協力実施調査団報告書
正 誤 表

頁 行	誤	正	頁 行	誤	正
2 14	D本部	AID本部	66 8	家畜	家畜
3 16	外国問題を扱う米国大使館とに	外交問題を扱う米国大使館とは	67 17	Chinell	Chinell
20 13	立ちい	立ち合い	74 8	活用するといった處	活用する處
28 24	Assistance	Assistance	75 8	牧畜	牧畜
29 11	争われる。	交われる。	78 1	抱えて	抱えて
37 1	卒業生数は	卒業生数〇	79 12	MAG及びパラグアイ国立貯蓄銀行(NDB)関係は	MAG、パラグアイ国立貯蓄銀行(NDB)及びCredleoopとの関係は
37 8	家畜	家畜			
48 18	各次案にかいてと	各次案にかいても	79 21	(Credit Union National Association - CNUA)	(Credit Union National Association - CUNA)
50 1	内容	内容	79 26	信用組合貯蓄保険	信用組合貯蓄保険機構
52 12	牧畜	牧畜	80 29	農牧省	農牧省
53 19	畜産関係	畜産関係	80 32	(6号協定-FY 76、8号協定FY-77)	(6号協定FY-75、8号協定FY-76)
58 23	Saavedra	Saavedra	82 15	国外研修	国外研修
60 3	農業経済学者	農業経済学者	83 1	所収入	所得
60 8	そんぞれ	そんぞれ	83 1	処理	処理
63 21	San Benito	San Benito	87 28	AGRICOOPO	AGRICOOPO
64 12	考案	考案	87 29	CORAG	UNIPACO
66 4	手持ちと	手持ちと			

JICA LIBRARY



1036167[3]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 15	80Z
登録No. 00369	80.7
	AF

目 次

は し が き	i
調 査 団 の 構 成	ii
調 査 団 の 日 程	iii
1. 調 査 結 果 の 概 要	1
2. A I D の 概 況	5
3. A I D の 機 構 と 機 能	9
4. A I D の 開 発 援 助 事 業	13
5. A I D の 予 算 策 定 プ ロ セ ス	17
6. 開 発 援 助 プ ロ グ ラ ム	25
7. A I D の プ ロ ジ ェ ク ト 立 案 プ ロ セ ス	28
8. A I D の プ ロ ジ ェ ク ト 立 案 方 法	34
9. ベ ル ー に お け る A I D の 農 業 協 力	46
10. ポ リ ヴ ィ ア に お け る A I D の 農 業 協 力	51
11. バ ラ グ ア イ に お け る A I D の 農 業 協 力	73
付 属 資 料	90
収 集 資 料 リ ス ト	107

は じ め に

わが国の農林業分野における国際協力は世界の食糧問題を反映してますますその重要性を高めており、発展途上国からの協力要請は年々増大するのみならずその内容も多様化しつつある。

そこで、当事業団はこのような情勢に対応するためわが国以外の先進国による援助状況を調査することも有益な方法と考え、昭和49年度にはインドネシアおよびタイにおいて西ドイツならびにデンマークが実施している農業協力の実態調査を行ない、わが国にとって参考となる多くの成果を得ることができた。

本年度はさらに米国によるラテン・アメリカ諸国に対する農業協力の実態を調査するため、さる3月25日から4月21日までの28日間、三木好久農林省海外技術協力官を団長とする5人からなる調査団を米国（ワシントン）、ペルー、ボリビアおよびパラグアイへ派遣した。

この報告書はその調査の結果を取りまとめたものである。本書がわが国の農業協力の拡大強化およびその効率的運営のために資するところとなれば幸甚である。

最後に、今回の調査に当って全面的協力をいただいた米国国際開発庁はじめ関係各国政府ならびに日本大使館の各位に心から謝意を表したい。

昭和51年7月

国際協力事業団

調 査 団 の 構 成

み 三	き 木	よし 好	ひさ 久	団 長	農林省農林経済局国際協力課海外技術 協力官
もん 門	でん 田	まさ 正	よし 義	農業開発	農林省農林経済局農業協同組合課首席 農協検査官
おお 大	はた 島	ゆき 幸	おと 夫	農業技術	国際協力事業団農業開発協力部農業開 発課長
ひろ 広	たに 谷		やし 泰	技術協力	国際協力事業団農林業計画調査部農林 業技術課長
とみ 富	なが 永	やす 泰	ゆき 行	業務調整	国際協力事業団農林業計画調査部農林 業技術課副参事

調 査 団 の 日 程

月	日	曜日	日 程	宿泊地
3	25	(木)	東京発 (NW 004) ワシントン着 (NW78)	ワシントン
	26	(金)	在米日本大使館訪問, 青木書記官, 伊藤書記官と打合せ。 国際開発庁 (AID) 訪問 ○ ラテン・アメリカ局資源開発部 (LA/DR) Weinberg 次長, Hasan 課長他と意見交換。 ○ LA/DRの会議を傍聴。	'
	27	(土)	調査団内打合せ, 資料検討	'
	28	(日)		'
	29	(月)	(午前) AID/LA訪問, Uyehara 課長と意見交換。 (午後) 米州開発機構 (OAS) 訪問, 国家プロジェクト・調査部 Belt 部長と意見交換。	'
	30	(火)	(午前) OAS 訪問, 経済問題部部門調査課の Sislason 専門家, Liu 専門家他と意見交換 ワシントン発 (NA 496)	'
	31	(水)	リマ着 (LA141) 在ペルー日本大使館訪問, 阿部書記官と打合せ。	リマ
4	1	(木)	ペルー農業省訪問 ○ Paz 農業計画局長他から事情聴取 ○ Ramirer 農業政策課長他から事情聴取	'
	2	(金)	(午前) 森林動物庁訪問, Ricordi 総局長から事情聴取。 (午後) AID ミッション (USAID/Peru) 訪問, Lau 課長他と意見交換	'
	3	(土)	農業省, 森林動物庁, AID ミッションで資料収集	'

月	日	曜日	日 程	宿泊地
4	4	(日)	調査団内打合せ, 資料検討	リマ
	5	(月)	ウアンド (Huando) 農業協同組合視察, Pablo組合長 他から事情聴取	,
	6	(火)	リマ発 (BN979) ラパス 着	ラパス
	7	(水)	在ポリウエア日本大使館訪問, 大野書記官他と打合せ (午前) ポリウエア企画省訪問, Enrique G. R 次官 から事情聴取 (午後) ポリウエア農牧省訪問, Barta農業総局長他 から事情聴取	,
	8	(木)	AID ミッション (USAID/Bolivia) 訪問, Moffett USAID 課長 Mc Cluskey USAID プロジェクトマネ ジャー, Wennergren CID プロジェクトチーフ と意見 交換 ラパス 発 (LB954) サンタクルス 着 JICA 木戸サンタクルス支部長他と打合せ	サンタクルス
	9	(金)	サベードラ農業試験場訪問, Torrico 専門家他と意見 交換 サンタクルス 発 (LB925) コチャバンバ 着	コチャバンバ
	10	(土)	サンベニート (San Benito) 農業試験場訪問 Rodri- guez 場長他と意見交換 コチャバンバ 発 (LB526) ラパス 着	ラパス
	11	(日)	ポリウエア企画省 Garcia 企画部長, 農牧省 Barta 農業 総局長と意見交換	,
	12	(月)	ラパス 発 (BN979) アスンシオン 着 在パラグアイ日本大使館野々垣書記官, JICA 風間 アスンシオン支部長他と打合せ	アスンシオン
	13	(火)	(午前) パラグアイ農牧省訪問, Bertoni 農牧大臣表敬	,

月	日	曜日	日 程	宿 泊 地
4	13	(火)	(午後) AID ミッション (USAID/Paraguay) 訪問, Sause 団長他と意見交換	アスンシオン
	14	(水)	(午前) クレディコープ (Credicoop) 訪問, Martinez 副理事長 Wohanka 及び Gabino CUNA/AID アドバイザー他と意見交換 (午後) La Barrerena' 協同組合視察, Sacareles 組合長他から事情聴取	"
	15	(木)	カークッベ (Cuacupe) 国立農業研究所視察, Ber- toni 専門家から事情聴取	'
	16	(金)	JICA イグアス 総合農業試験場視察, 坪井場長 から事情聴取	イグアス
	17	(土)	イグアス農牧(林)視察 吉崎副社長から事情聴取	アスンシオン
	18	(日)	アスンシオン発 (RG601) リオ・デ・ジャネイロ着	リオデジャネイロ
	19	(月)	リオ・デ・ジャネイロ発 (RG830)	
	20	(火)		
	21	(水)	東京着	

1. 調査結果の概要

(1) A I D本部の概況

A I Dは周知のごとく、1961年に米国大統領令によって設置された独立機関であり、ラインを担当する地域部局と、スタッフ的業務を担当する各機能部局とのコンビネーションによって構成されており、その援助の規模においても、世界で最も大きいものである。

しかし、A I Dでは、さらに援助の効率的実施をはかるため、1973年にその対外援助法(F A A)を改正している。そのねらいとするところは、援助の基本方針を明確にし、これにのっとり援助対象国を選定すると共に、国別のプロジェクト選定に当っては、その国の開発基本方針による優先度、重要度を勘案することを基調としている。したがって、プロジェクトを計画化するに当っては、当然のことながら、その国についての背景分析、部門別分析および審査が先行することになっている。

このようなA I Dの援助政策方式にもとづいて、先づ国別の援助資金総額が定められ、その枠内において、案件プロジェクト(現行プロジェクトを含む)の規模および内容等が順位にしたがって固められてゆくこととなる。現在A I Dでは、開発援助のためのプロジェクトの資金源(大項目)のカテゴリー(分類範ちゅう)を

- ① Food and Nutrition
- ② Population Planning and Health
- ③ Education and Human Resources Development
- ④ Selected Development Problems
- ⑤ Selected Countries and Organizations

の5分野に再編成しており、部門別分析にもとづいて決定されるプロジェクトの資金統括分類名は主として①②③であり、④⑤については、このほか、政策問題が加味される。したがって、農業の分野では、すべてのプロジェクトが、資金源では、グラント(技術協力を含む)たると、ローンたるとを問わず、一括して「Food and Nutrition」とされている。

このことは、A I Dの開発援助の基本方針として、当初から技術協力と資金協力を区分して計画実施するものでなく、案件プロジェクトの規模内容等に応じて、これら両者が弾力的かつ効率的に協調実施されることを物語っている。

さらに、各プロジェクト毎の技術協力と資金協力との連けいを緊密化するため、グラント（技術協力を含む）と直接的に連けい作動せしめるためのローンを、農業分野では Agricultural Sector Loan I と規定し、主として諸施設およびインフラ整備等の目的のために充当しており、Agricultural Sector Loan II は、これ以外の生産 input 等の充実強化のため Investment として充当することを原則的にきめている。

現在、AID が実施している開発援助プロジェクトの予算化手続は、1975 年 9 月に改正されたものである。これは相手国側の Needs に即応し、プロジェクト準備期間を短縮するため、一連の文書手続の能率化、簡素化に踏切ったものとされている。

予算化のための準備手続は、具体的には、次期会計年度開始の 15～19 カ月以前から開始され、①予算化準備手続（概算）②予算要求準備手続（対国会承認）③計画実施準備手続の 3 段階に区分され、相手国側との協力を原則とし、要請ならびに修正提出等は、すべて AID の国別ミッションを通じて、D 本部と折渉の上、決定される仕組みとなっている。

AID の国別ミッションは、AID 本部から、上記③の「計画実施準備手続」すなわち、協力実施予算執行上の OK を得た上で、相手国側関係機関責任者とプロジェクト協定書を締結し、実施段階に移行する。もし、上記①～③のプロジェクト準備期間が二年以上にわたる場合は、その案件プロジェクトは、継続審議ではなく、再び新規案件として申請せしめることを原則としている。

AID は、本部および国別ミッションを含めて、援助プロジェクトの計画準備段階から協力実施面に至るまで、一貫した自主性と独立性を有する機関であるが、最近における援助プロジェクトの複雑化、多様化の傾向に鑑み、協力実施面では AID との協約にもとづく参加機関制度（PASA）による関係協力機関との協調を従来より以上にはかっている。このことによつて、AID では、協力実施面において、その運営を管理するような性格が強くなりつつあるともいえよう。また AID は PASA 協約によつて、コンサルタント及び専門家の派遣、研修員の受入れ、並びに専門家の確保等の面において、かなりな弾力的対応の余裕を保持しているともいえる。

(2) AID 国別ミッションの概況

AID 国別ミッションの主要任務は、その国政府と密接な連けいを保ち、そ

の国の開発に必要な援助と支援を行なうための接触点となることである。このため、国別ミッションは、その国の開発政策決定に必要なデータを集収、整理、分析し、その国に対して助言指導を行なうと共に、必要事項を絶えず本部に報告している。しかし、国情によって、このようなデータ産出が充分でない国に対しては、それが可能となるための行政機構、組織整備等のための援助をも実施している。

また、その国の開発に必要なプロジェクト設定については、前述したとおり、その国と協議の上、本部に対して予算化の手続を行ない、予算執行上のOKを受けた後の、いわゆる実施面での管理運営上の責任を遂行する。すなわち、その国の関係機関責任者とミッション代表者(ダイレクター)は、プロジェクト協定書を締結し、その中に含まれるA I D側が実施すべき事項に関しては、必要な実施指令(Project Implimentation Order = P I O)を発給し、必要な契約事務を行なうこととなる。また現地のプロジェクトチームに対しては、現地業務費の支出等必要な総務的事務の処理を行なうと共に、プロジェクト運営の大綱等について必要な助言を行なう。

A I D国別ミッションは、外国問題を扱う米国大使館とに別建となっているが、国別ミッションの重要事項に関しては、大使との協議ないし署名を得た上で、A I D本部側に報告する建前としている。A I D国別ミッションの員数および構成は、国によって様々であるが、今回調査団が往訪したペルー、ボリヴィア、パラグアイにおいては概ね同様であり、総員約100名で、その構成は、A I D本部からの出向者約30名、P A S Aを含む契約雇用による専門家約20名及び現地採用の事務補助者約50名であった。またミッションの所在場所も様々であり、ペルーでは大使館とは完全に別の建物、ボリヴィアではミッションの代表者及び補佐官のみが大使館と同居し、他はすべて、その分担に応じて、ボリヴィア政府機関内に同居しており、パラグアイでは、大使館構内に大使館とは別建物に代表部を設けていた。

A I D国別ミッションの組織は、往訪三カ国においては、概ね総務と業務に2大別されており、業務に関しては、セクター(部門)別に区分されている。農業および農村問題に関しては、担当関係者はいずれも約5名程度であり、農業関係プロジェクトの数が増加しても、この担当者の人数が増加するということではないとのことである。

A I D本部では業務簡素化の処置をとり、かつ業務に関する要綱、要領、手

引、様式等を統一し、必要な指示を行なっているが、それでも国別ミッションの担当者としては、事務が繁雑すぎることを指摘している。とくにプロジェクトの運営管理に関する各種報告については、この点を排除するため、A I DではP P T S (Project / Program Performance Tracking System) を採用し、かつ緊急事項に関しては、本部に出張させ直接打合わせる方式で実施しており、絶えず新らしいシステムの開発に努力している現状にある。

(3) A I D 現地農業プロジェクトの概況

今回往訪した3カ国のA I Dが協力中の農業関係プロジェクトの詳細は、個別編にゆづることとし、こゝでは、全般的に共通した点について概況をのべるこゝとする。

ペルー、ボリヴィア、パラグアイの3カ国では、農林畜水産業の振興と開発はいづれも国の開発重点項目であり、これによって輸出拡大による外貨収入の増大が期待されているところである。しかし、一方において、限られた都市に人口が集中、過密化し、農村開発 (Rural Development) と、農村地帯における小農振興対策とが緊急の問題となっている。これら3カ国に対するA I Dの農業協力プロジェクトはもっぱら、後者の開発援助にシフトされている。すなわちペルーでは、農村地帯における農協を含む中小企業および労働集約的企業に従事する中堅幹部の人作りのためのプロジェクトであり、ボリヴィアでは小農振興のための農業生産増大と流通改善のプロジェクトであり、パラグアイでは、小農振興のための信用組織整備育成のためのプロジェクトであった。

A I Dのプロジェクトは、その計画承認の過程が、わが国とは事情を異にしており、先述したとおり、Project Agreement は国別ミッション代表者と、相手国関係機関責任者とが署名成立しているものであるが、プロジェクト実施運営については、弾力的裁量の中が認められており、必要に応じてその実施内容の変更 (u p - d a t i n g) が認められている。A I Dの技術協力プロジェクトの主たる中味は、専門家の派遣、研修員の受入 (第三国研修を含む)、機材供与 (主として専門家携行用、および事業に付随して必要とするもの等) 並びに現地業務費等であり、わが国のそれと大差はない様であるが、プロジェクト運営実施面では異なる点も多い。また現場におけるPlan of Action は、プロジェクトチーム責任者、A I D ミッションの担当マネージャーおよび相手国 (現場) 責任者の三者で合意作成することになっている。

2 A I D (Agency for International Development) の概況

(1) A I D の現状

A I D は 1 9 6 1 年に大統領令により設立されて以来、開発途上国に対する援助実績は世界最大の規模を誇っていることは D A C 報告からも周知のとおりであるが、その間激動する国際政治経済の情勢を反映して当然援助にもいくつかの変化がみられた。

その中で特記すべきことは 1 9 7 3 年の対外援助法の改正である。現在の A I D の援助活動はすべてこの改正法をベースに展開されている。

この改正法の背景には、従来の米国の援助を評して “ Made in America Policy ” つまり「おしつけの援助」という批判に対処しなければならなかったいわば外的要因と、一方ベトナム戦争が引き起こした大量のドル流出、国際収支の悪化という経済的事実から財政上対外援助量を減少し、その質的改善を迫られたという内的要因があったと思われる。

(2) A I D の特徴

① 援助政策について

対外援法にもとづく援助の基本方針、国別、業種別援助政策が確立している。

①-1 援助の基本方針

クロス・セクター的アプローチにより Less Developed Countries (L D C) を対象に①食糧増産②所得配分の平等化と雇用拡大③生活の改善を重点目標に、これらの国の経済的自立と民生の向上に寄与するというのが援助方針の骨子である。

①については、人口圧力に耐え得る食糧の自給率の向上であり、これは究極的には世界の食糧危機への対応策となる。さらに作物によっては輸出による外貨獲得をも指向している。②については、開発事業へのより多くの国民、特に Poor Majority の参加を強調している。そして、③のためには教育、保健、家族計画に重点を置いている。

①-2 援助対象国の選定

選定条件として、① L D C に援助のニーズとその意向があるか、② L D C に援助の吸収能力があり、しかも自助努力が認められるか、③米国との

歴史的関係、人口圧力、食糧増産等のファクターから判断される。

具体的には、第三回UNCTADの決議にもとづき①年間国民一人当所得US\$100又はそれ以下の国、②製造部門対GDP比10%又はそれ以下の国、③成人識字率20%又はそれ以下の国に該当する場合、援助の対象国としている。

こうして、国別に3～5カ年開発援助プログラム(DAP)が策定され、その中でSector Assessmentと援助戦略が明らかとなる。

一方、援助の実施に際しては、①諸援助機関(国連、世銀、各先進国等)との調整、②グラントの拡大とローンの際のローカルコストに対する柔軟的態度、③被援助国の資源、マンパワー等のポテンシャルの最大限の引出し等を重要視している。

①-3 業種別選定

この優先順位は前述のクロス・セクター的観点から、①食糧と栄養、②人口と保健、③教育と人的資源開発としている。

特に、①については小農・貧農等Poor Majorityを対象に、食糧増産、雇用機会の拡大、所得の増加、さらに外貨獲得という観点から最重要業種に取りあげている。

そのためのプロジェクトとしては、行政マンパワーの養成・指導、農業信用および農協組織化、生産技術改良、地域開発等がある。

以上、米国の援助政策について述べたが、現実論として、どの国に、どのような援助を、どれだけ行なうかは、実際には米国における外交的、軍事的あるいは経済的利害関係(国益)が優先して決定されるといった方が本当であろう。つまり、LDC-Oriented CountriesよりもUS Special Interested Countriesが優先するということである。

たとえば、ラテン・アメリカ諸国に対しては1961年にケネディ大統領が「対外援助特別教書」で提唱した“Alliance for Progress”という全米諸国の団結と開発を目的とした援助計画があり、現在でもこの計画にもとづいてラ米諸国への援助活動が行なわれている。現在の対象国は17カ国(UNCTAD決議で対象国となったのはハイチのみ)であるが、アルゼンチンやペルーのように政情の変化による脱アメリカ傾向や一応LDCへの援助方針の尊重から援助の対象国は現実には絞られてきている。

例えば、メキシコ、ヴェネズエラ等比較的工業化の進みつつある国が除

外され、又ブラジル、コロンビアもその対象になりつつある。こうした例からも米国の対外援助の現実の姿が把握できよう。

② 機構について

A I Dはライン部局とスタッフ部局（国別専門と業種別専門）とがよくCombineされた組織である。

これは国別単位に援助計画を策定、実施する体制から、各セクター間の斉合性、整合性が重視されている証左でもある。

また、ラテン・アメリカ局においてはMultiの援助機構との連絡、調整を行なう課があることも注目される。

これらのメカニズムは、日本が今後対外援助の体制を整備する上で、大いに参考となろう。

③ 運営について

③-1 計画・実施面

A I Dは、援助の計画、実施面で自主性、主体性を発揮している。例えば、計画の立案から決定に至るまで (Proposal → Review → Approval) 常にA I Dが中心的役割を果たしている。しかし、実施面ではプロパー職員の減少傾向から機能的には運営管理的性格が強くなりつつある。

③-2 予算執行面

A I Dの予算編成、執行は大統領と直結しており、援助の決定に大統領の権限は勿論のこと、A I D長官、局長、現地ミッション団長にもそれぞれ一定の権限が与えられている。

また、援助協定締結後のプロジェクトの実施に当っては年度間の予算執行に弾力性が認められている。例えば、地域局は歳出予算カテゴリー内で、国およびプロジェクトごとの資金に1百万ドルを越えない範囲で、年度予算の配分変更が認められる。

③-3 グラントとローン

援助プロジェクトにグラントとローンがうまく組み合わされている。

技術協力と資金協力の一体的実施を目指す今日の日本にとって、これは刺激となろう。

③-4 専門家の確保

A I Dの活動に対し官民双方から強力な支援体制がある。たとえば、政府関係機関はParticipating Agency Service Agreement (PASA)

により専門家を派遣することが制度化されており、一方、民間では特に大学機関が開発途上国における Sector Assessment に積極的に参加し、それぞれの専門性を発揮しているなど A I D スタッフ以外の専門家の活躍は顕著であり、またその人材層の厚さを感じる。

3. A I D の 機 構 と 機 能

(1) 機 構

A I D は 1 9 6 1 年 1 1 月、対外援助法 (The Foreign Assistance Act of 1 9 6 1 . as Amended) に準拠する大統領命令により、国際協力局 (I C A) と開発借款基金 (D L F) の両機関が統合され、資金援助と技術援助を一体的に実施できる対外援助機関として設立される。

A I D は 国 務 省 内 の 半 独 立 機 関 で あり、A I D 長 官 (Administrator) は、大統領、国務長官に直属し、国務省の次官と同格の扱いを受けている。

A I D の 機 構 は、A I D 運 営 上 の 最 高 権 限 が 与 え ら れ て い る A I D 長 官 と こ れ を 補 佐 す る 副 長 官 が 所 属 す る 長 官 部 を 中 枢 部 と し て、こ の 下 に 6 局 9 部 を も つ ワ シ ン ト ン 本 部 と 約 4 0 の 海 外 A I D ミ ッ シ ョ ン (又 は オ フ ィ ス) か ら な っ て い る。こ れ を 図 に 示 せ ば 次 図 の よ う に な る。

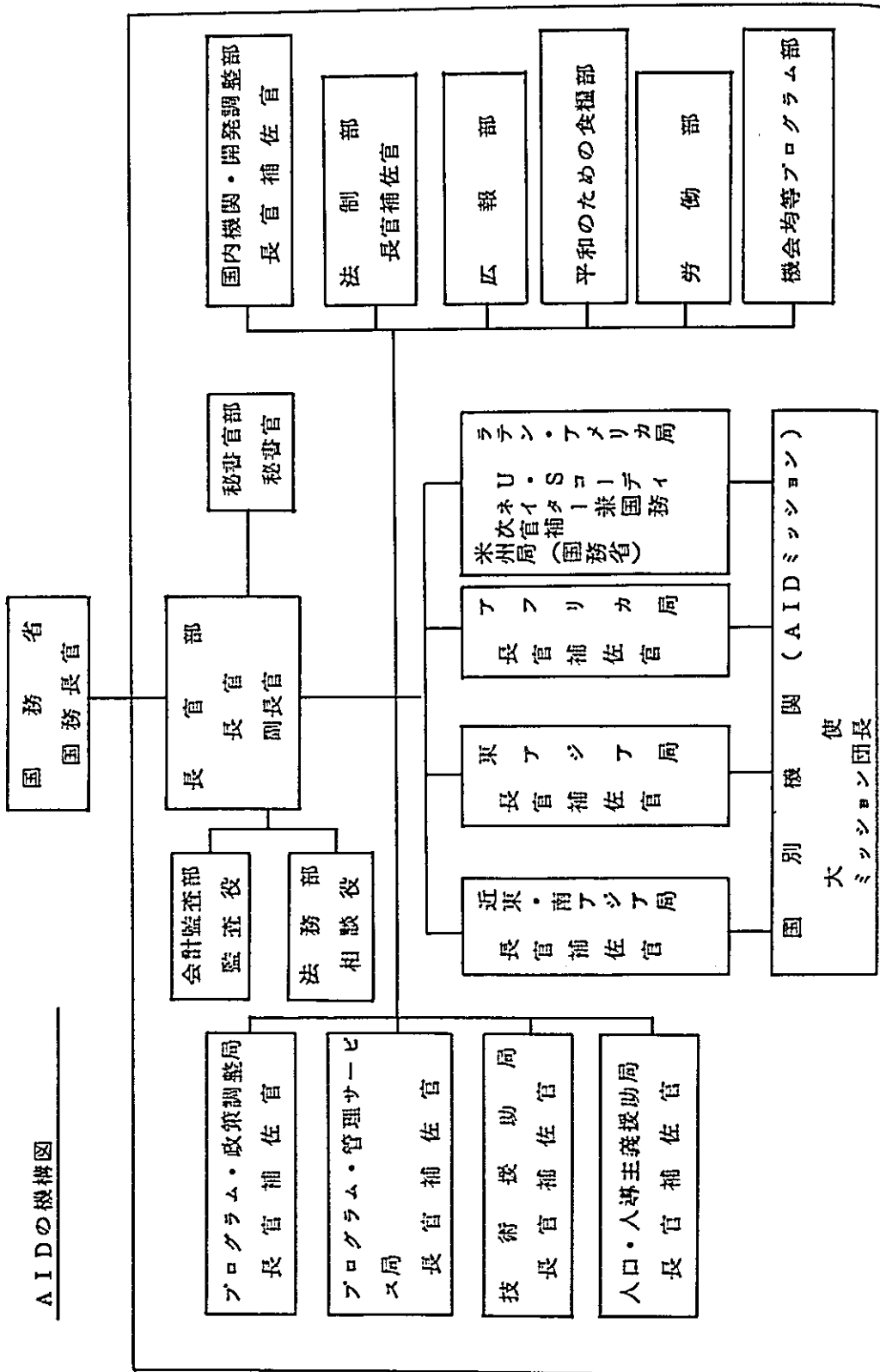
A I D の 開 発 援 助 事 業 を 担 当 し て い る 本 部 部 局 は、地 域 局 と 呼 ば れ る ラ テ ン ア メ リ カ 局 (こ の 局 は 国 務 省 米 州 局 で も あ る)、ア フ リ カ 局、近 東 ・ 南 ア ジ ア 局、東 ア ジ ア 局 の 4 局 で あ る。こ れ ら の 4 地 域 局 は い ず れ も、援 助 実 施 に 関 す る 一 定 限 の 権 限 を 与 え ら れ た 地 域 局 長 (Assistant Administrator) を 長 に も ち、主 と し て、所 管 地 域 内 の A I D ミ ッ シ ョ ン を 通 じ、国 別 に、開 発 援 助 事 業 を 実 施 し て い る。つ ま り、4 地 域 局 は、A I D の 開 発 援 助 事 業 の 計 画 と 実 施 の 主 体 で あり、事 業 実 施 上、長 官 部 か ら 海 外 A I D ミ ッ シ ョ ン に 繋 がる タ テ の ラ イ ン を 構 成 し て い る 中 心 的 ラ イ ン 部 局 と い え る。

A I D の 開 発 援 助 事 業 に 関 し、以 上 の 4 地 域 局 以 外 に 重 要 な 役 割 を 果 し て い る A I D 本 部 部 局 は、プ ロ グ ラ ム 政 策 調 整 局、プ ロ グ ラ ム 管 理 サ ー ビ ス 局、技 術 援 助 局 の 3 ス タ ッ フ 部 局 で あ る。こ れ ら 3 ス タ ッ フ 部 局 は、各 地 域 局 の 事 業 計 画 に 対 し て、そ れ ぞ れ の 立 場 か ら 調 整 を 行 な い、か つ、支 援 を 行 な っ て い る。

と り わ け、プ ロ グ ラ ム 政 策 調 整 局 は、各 地 域 局 の 実 施 す る 事 業 に 対 し 指 針 を 与 え る な ど の 中 枢 部 的 な 機 能 を も ち、か つ、A I D 内 の い わ ば、「Budget Bureau」 と し て、各 地 域 局 の 作 成 す る 予 算 要 求 を 査 定 し、A I D 全 体 の 予 算 要 求 を 作 成 す る と と も に、予 算 執 行 面 に お い て も、各 地 域 局 の 予 算 流 用 を 承 認 す る な ど の か な り 大 巾 な 権 限 を も っ て い る。

以 上 の よ う に、A I D の 事 業 は、ラ イ ン 部 局 と ス タ ッ フ 部 局 と の Co-ordination に よ っ て 機 能 し て い る と い え る。

A I D の 機 構 図



(2) 参加機関制度

対外援助法では、A I Dは援助プログラムを実施するに当って、A I D以外の米国政府機関の役務及び施設を利用できることになっている。これはA I Dとそれ以外の米国政府機関との一般協定(General Agreement)に基づいて実施されている。

A I Dが一般協定を締結している主要米国政府機関は、農務省、商務省、保健教育厚生省、内務省、労働省、一般役務局である。これら政府機関は一般協定の下にA I Dの対外援助に参加するので「参加機関」(Participating - Agencies)と呼ばれている。

参加機関による役務の主体は、開発途上国におけるA I Dの事業に参加する長期又は短期の専門家の供給であり、これは一般協定の下で個別に締結されるParticipating Agency Service Agreement (P A S A)に基づいて行なわれる。参加機関との交渉及びP A S A締結はプログラム・管理サービス局のParticipating Agency Staff(P A S)によって行なわれる。

P A S Aに基づいて派遣される専門家には次の3種類がある。

- ① 1年以上(通常2年)外国に派遣される専門家。彼等は通常、途上国のカウンターパートと共に施設の設立及び拡充を業務とし、A I D direct-hireと同等の待遇が与えられる。
- ② A I Dミッションのスタッフとしての任務に赴くために派遣される専門家。彼等は通常、ミッション団長に直属し、direct-hire技術者を監督する。上記1の専門家と同じ待遇が与えられる。
- ③ 1年以下(通常1～3カ月)の一時的任務のために派遣される者。彼等の業務は限定されている。

A I DミッションはP A S Aによる専門家の派遣を必要とする場合には、Project Implementation Order / Technical Services (P I O/T)をA I D本部に送付する。P I O/Tは地域局の承認を経て、P A S から「参加機関」に提出される。

参加機関の活用は、民間機関の活用(契約ベース)とともにA I Dの長い間の政策でもあり、A I Dの対外援助プログラムにおいて、参加機関の果たす役割は大きくなってゆくものと思われる。

(P A S Aの書式は付属資料1として添付。)

対ラテン・アメリカ地域国別A I D派遣専門家実績及び予定

SUMMARY OF A.I.D. PERSONNEL BY COUNTRY
(U.S. Nationals on Duty at End of Fiscal Year)

A.I.D. Organization/Country	A.I.D. DIRECT HIRE (Political Employees in Permanent Positions)			PARTICIPATING AGENCY TECHNICIANS			CONTRACTOR TECHNICIANS			TOTAL		
	FY 1973 Actual	FY 1974 Estimated ^a	FY 1977 Proposed	FY 1973 Actual	FY 1974 Estimated	FY 1977 Proposed	FY 1973 Actual	FY 1974 Estimated	FY 1977 Proposed	FY 1973 Actual	FY 1974 Estimated	FY 1977 Proposed
Bolivia	31	34	33	3	2	-	8	28	43	42	64	76
Brazil	18	11	2	4	-	-	27	-	-	49	21	2
Chile	13	19	19	-	-	-	1	2	2	14	21	21
Colombia	23	24	21	1	-	-	3	6	5	27	30	26
Costa Rica	10	13	12	1	-	-	10	5	2	21	18	14
Dominican Republic	17	20	19	3	3	3	5	9	8	25	32	30
Ecuador	17	12	10	2	-	-	10	7	1	29	19	11
El Salvador	16	19	18	3	2	5	8	18	17	37	39	40
Guatemala	14	15	15	-	2	1	19	29	13	33	46	29
Guyana	11	10	9	-	-	-	1	2	4	12	12	13
Haiti	11	14	15	-	-	-	11	23	30	22	37	45
Honduras	24	27	25	1	-	-	7	32	32	32	59	57
Jamaica	6	7	7	1	-	-	-	7	7	7	14	14
Nicaragua	35	39	36	1	-	-	15	17	13	51	56	49
Panama	30	38	37	1	-	-	7	8	10	38	46	47
Paraguay	14	15	15	3	3	4	8	8	8	25	26	27
Peru	25	25	27	-	-	-	12	19	24	37	44	51
Uruguay	8	7	6	1	1	1	6	2	2	15	10	9
ROCAF Caribbean Regl. L.A. Regional	28	34	33	1	10	13	18	17	9	47	61	55
	7	2	2	-	-	-	-	4	5	-	6	7
		10	8	-	4	4	34	32	31	41	46	43
TOTAL.....	358	395	369	26	27	31	210	275	266	594	657	666

^aAuthorized as of December 31, 1973.

4 AIDの開発援助事業

AIDの対外援助事業は複雑多岐であるが、その中心的事業は開発援助事業であり、1974年度における開発援助事業実施額はAID全援助実施額18億ドルの約40%にあたる7億ドルを占めている。AIDの開発援助事業は地域別に実施されており、これを借 款 贈 与 別に示せば次のようになる。

1974年度開発援助事業実績

(単位百万ドル)

	ラテン・アメリカ 地域(19ヶ国)	アフリカ地域 (10ヶ国)	近東・南アジア 地域(7ヶ国)	東アジア地域 (6ヶ国)	合 計
借 款	172 (33.2%)	59 (11.4%)	105 (20.3%)	182 (35.1%)	518
贈 与	67 (32.2%)	76 (36.5%)	34 (16.4%)	31 (14.9%)	208
合 計	239 (33%)	135 (18.6%)	139 (19.1%)	213 (29.3%)	726

(出所 AID資料)

ただし、開発援助事業資金は、1974年会計年度から、歳出予算 (Appropriated Fund) カテゴリー上では、借 款 ・贈 与 別の区分が撤廃され、これに替って次に示す5つのセクター別カテゴリーに区分された。

- ①食糧及栄養 (Food and Nutrition)
- ②人口計画及び健康 (Population Planning and Health)
- ③教育及び人的資源開発 (Education and Human Resources Development)
- ④特定開発問題 (Selected Development Problems)
- ⑤特定国及び機構 (Selected Countries and Organizations)

AIDの全地域及びラテン・アメリカ地域における開発援助事業額の推移を新歳出予算カテゴリー別に示せば次のようになる。

全開発援助事業額

(単位 百万ドル)

	1974年度	1975年度	1976年度(見込)
食糧及び栄養	274.5 (35%)	410.3 (54%)	582.3 (61%)
人口計画及び健康	181.6 (23%)	166.0 (22%)	201.5 (21%)
教育及び人的資源開発	88.9 (12%)	79.6 (11%)	95.3 (10%)
特定開発問題	119.7 (15%)	60.0 (8%)	46.8 (5%)
特定国及び機関	113.6 (15%)	38.6 (5%)	31.9 (3%)
合計	778.3	754.5	957.8

(出所 DAC資料)

ラテン・アメリカ地域に対する開発援助事業額

(単位 100万ドル)

会計年度	食糧及び栄養	人口計画 及び健康	教育及び人的 資源開発	その他の 開発活動	合計
<u>1974年</u>					
借 款	85.4 (51.6%)	24.8 (15.0%)	28.8 (17.4%)	26.4 (16.0%)	165.4
贈 与	15.4 (22.8%)	10.7 (15.9%)	20.3 (30.1%)	21.0 (31.2%)	67.4
計	100.8 (43.3%)	35.5 (15.2%)	49.1 (21.1%)	47.4 (20.4%)	232.8
<u>1975年</u>					
借 款	105.7 (64.7%)	4.8 (2.9%)	18.0 (11.0%)	35.0 (21.4%)	163.5
贈 与	16.4 (25.6%)	10.0 (15.6%)	18.2 (28.3%)	19.6 (30.5%)	64.2
計	122.1 (53.6%)	14.8 (6.5%)	36.2 (15.9%)	54.6 (24.0%)	227.7
<u>1976年 (見込)</u>					
借 款	132.0 (70.7%)	26.0 (13.9%)	18.0 (9.6%)	10.8 (5.8%)	186.8
贈 与	15.2 (32.8%)	11.2 (24.2%)	16.2 (35.0%)	3.7 (8.0%)	46.3
計	147.2 (63.1%)	37.2 (16.0%)	34.2 (14.7%)	14.5 (6.2%)	233.1

(出所 AID資料)

対ラテン・アメリカ地域国別AID事業予算額(1975年会計年度)

(単位 千ドル)

国名	合計	食糧及び栄養	人口計画及び健康	教育及び人的資源開発	特定開発問題	特定国及び機構	その他の事業
ボリビア	19,816	17,970	529	1,277	40	—	—
ブラジル	3,076	80	—	2,996	—	—	—
チリ	20,649	20,405	—	149	95	—	—
コロンビア	13,414	7,643	436	—	5,335	—	—
ドミニカ	639	280	359	—	—	—	—
	5,616	355	5,084	115	62	—	—
エクアドル	2,053	633	416	904	100	—	—
エルサルバドル	1,341	656	463	143	79	—	—
グアテマラ	9,244	1,024	607	7,569	44	—	—
ギアナ	1,025	—	—	1,000	25	—	—
ハイチ	3,598	1,745	1,732	—	121	—	—
ホンジュラス	25,291	17,090	526	1,516	5,159	—	1,000
ジャマイカ	513	—	446	2	65	—	—
ニカラグア	39,991	14,260	509	16	10,206	—	15,000
パナマ	7,070	6,230	221	589	30	—	—
パラグアイ	6,588	5,677	424	446	41	—	—
ペルー	8,709	7,774	100	565	270	—	—
ウルグアイ	12,732	12,412	—	296	24	—	—
ヴェネゼラ	20	—	—	20	—	—	—
Caribbean Regional	8,566	—	—	8,502	64	—	—
Central America Regional	6,334	5,316	—	469	549	—	—
Latin America Regional	16,755	2,554	3,006	9,652	1,492	—	51
Inter-American Organizations	14,700	—	—	—	—	14,700	—
計	227,740	122,104	14,858	36,226	23,801	14,700	16,051

対ラテン・アメリカ地域国別AID事業予算額 (1976年会計年度見込)

(単位 千ドル)

国名	合計	食糧及び栄養	人口計画及び健康	教育及び人的資源開発	その他の開発活動
ボリウエア	29,940	15,090	9,500	5,300	50
ブラジル	900	—	—	900	—
チリ	15,545	15,445	—	50	50
コロンビア	13,282	12,540	240	452	50
コスタリカ	6,465	6,190	275	—	—
ドミニカ	12,750	12,285	290	125	50
エルサルバドル	1,949	683	820	186	260
グアテマラ	15,316	14,054	670	542	50
ギアナ	5,475	3,650	—	—	1,825
ハイチ	9,181	7,455	1,651	—	75
ホンジュラス	13,097	5,532	335	2,155	5,075
ジャマイカ	1,016	75	791	100	50
ニカラグア	17,066	246	12,120	200	4,500
パナマ	21,994	4,109	6,510	11,325	50
パラグアイ	4,403	3,622	363	368	50
ペルー	21,174	20,073	350	711	40
ウルグアイ	516	225	—	266	25
Caribbean Regional	16,764	16,264	—	275	225
Cent.Amer.Regl	2,099	1,405	—	536	158
Latin America Regional	24,168	8,257	3,285	10,709	1,917
計	233,100	147,200	37,200	34,200	14,500

5. A I D の 予 算 策 定 プ ロ セ ス

A I D の 予 算 策 定 プ ロ セ ス を 構 成 す る 主 要 な 事 項 に つ い て ， 予 算 周 期 (予 算 年 度 と 運 用 年 度 か ら な る) に 沿 っ て ， そ の 概 要 を 以 下 に 説 明 す る 。

(1) 年次予算手引書 (Annual Budget Guidance)

年次予算手引書の発行は A I D の 予 算 周 期 の 起 点 で あ る 。

プログラム政策調整局 (P P C) は ， 各 地 域 局 と 協 議 し ， そ の 了 解 を 取 り つ け た 上 ， こ れ を 発 行 し ， 会 計 年 度 が 始 ま る 1 9 カ 月 前 に ， つ ま り ， 前 年 の 2 月 末 に ， 現 地 A I D ミ ッ シ ョ ン に 送 付 す る 。（ 各 地 域 局 は ， 更 に 詳 し い 手 引 を 所 管 A I D ミ ッ シ ョ ン に 伝 達 す る こ と が 許 さ れ て い る 。

手引書には，通常，次のことが含まれている。

- ① A I D ミ ッ シ ョ ン 年 次 予 算 書 (A B S) 作 成 の た め の 詳 細 な 指 示 事 項
- ② A B S の 提 出 及 び 審 査 日 程
- ③ 予 算 年 度 内 の プ ロ ジ ェ ク ト 計 画 書 (後 の 章 で 説 明) の 提 出 及 び 審 査 日 程
- ④ 予 算 年 度 の ま と め の デ ー タ 表
- ⑤ 運 用 年 度 の デ ー タ 表
- ⑥ 進 行 中 の プ ロ グ ラ ム の 目 標 達 成 に 関 す る 情 報 要 求
- ⑦ 開 発 援 助 プ ロ グ ラ ム (D A P) の 効 力 の 有 無 の 証 明 要 請 (D A P は 修 正 さ れ る か 有 る い は 最 新 の も の に し な け れ ば な ら ない 。
- ⑧ 新 規 の プ ロ グ ラ ム ， 手 続 ， 特 殊 状 況 に 関 す る 特 別 ガ イ ダ ン ス

(2) 年次プログラム・メッセージ

A I D 長 官 は 現 地 A I D ミ ッ シ ョ ン に 対 し ， A I D 政 策 の 特 定 部 分 の 重 要 性 を 強 調 し ， ま た ， A I D 政 策 の 変 更 を プ ロ グ ラ ム メ ッ セ ー ジ と し て 通 知 す る 。

プログラム・メッセージは，現地に時間的ゆとりを与えて送付され，ミッションが年次予算書 (A B S) 作 成 に ， こ の メ ッ セ ー ジ の 主 旨 を 採 り 入 れ る こ と が でき る よ う に 図 ら れ て い る 。（ 通 常 ， 年 次 予 算 手 引 書 と と も に 送 付 さ れ る ）

(3) 年次予算書 (Annual Budget Submission = A B S)

- ① 年次予算書 (A B S) は ， 毎 年 6 月 3 0 日 迄 に A I D 本 部 に 提 出 でき る よ う に 作 成 さ れ る 。

- a. A B Sに含まれる予算提案は、ミッションによって作成された開発援助プログラム（D A P）の開発戦略と一致し、且つ、それを支えるものでなければならない。予算年度の総ての新規プロジェクトの計画書（P I D）はA B S書類に含まれるか、あるいは、別途A B S締切期限迄に提出されなければならない。
- b. 進行中のプログラムが計画に基いて進行しているかどうか調査されていなければならない。進行中の活動の評価は、ミッションのプロジェクト効果測定の結果を反映していなければならない。
- ② A B Sは新しい予算周期の実質的な始まりであり、A I Dが大統領府・管理予算局（O M B）に提出する予算要求書の土台である。
- ③ A B Sは、運用年度の資金額に関して経理的データと、修正された最新のコスト見積りを提供することになる。

(4) 年次予算書の審査

ミッションからのA B Sの審査の義務を負うのは、各地域局である。これらの審査は、7月1日から8月半ば迄行なわれ、通常、下記の点に焦点が当てられる。

- ① 予算年次に関して
 - a. D A Pの効力及び正当性の審査
 - b. 提出されたP I Dの審査（ミッションには8月15日迄にP I D審査の結果が知らされる。）
 - c. 進行中のプロジェクトの審査
 - d. A B Sに含まれるプログラムのストラテジーとD A Pストラテジーとの比較検討
- ② 運用年次に関して
 - a. その年の必要額の財政的分析
 - b. 提案された新しいプロジェクトのコストの最新の見積り
 - c. D A P及び議会上程書（C P）に述べられているプログラム戦略の再検討

(5) 大統領府・管理予算局（O M B）計画手引書

O M B計画手引書は、通常、7月31日迄にA I Dに送付される。O M Bの手引は下記のものからなる。

- ① 大統領予算の成立を左右する財政的、経済的予測の検討
 - ② 予算案作成に用いられる計画目標
- これらの目標は通常、A I D全般の資金割当に適用される。

(6) 各地域局からのP P Cへの提出書

各地域局は、ミッションのプログラム審査の結果をP P Cに提出する。提出期限の8月15日までにP P Cに必着し、下記の項目に最低限触れなければならない。

- ① ミッションに要求されるD A Pが引き続き有効なものであることの証明。
(D A Pのない場合は、D A P作成の計画をP P Cに提出する。)
- ② 計画されたプログラムの実施に当って、各地域局が直面すると考える主要な問題点の検討。(P P CはA I D全体の観点から、危急の問題点に対して指導を行なう。)
- ③ 各地域局が承認したP I Dの中で新しく提案されたプロジェクトのリスト
- ④ 提案されたプログラムを満たすに必要な資金要求

(7) P P Cの審査

P P Cは、予算年度に必要とされる資金額を打ち出し、各地域局の要求とOMB手引書に含まれた金額の最高額と一致させる義務を負う。この過程は下記のように行なわれる。

- ① P P Cは、各地域局からの提出書の審査のため会議を開催する
- ② P P Cは、進行中及び新規プロジェクトに必要な資金額を集計しOMBによって計画された計画目標枠内での資金計画を立てる
- ③ P P Cは、各地域局からの提案とOMB計画目標、各地域局からの提案とP P C勧告の資金額とを比較した一連の代案をA I D長官に提出する。

(8) O M Bへの提出書

P P CはA I D予算要求をまとめOMBに送付する任務を負う。OMBへの提出期限は通常9月15日である。OMBにはA I D長官から、あるいは国務長官から提出される。どちらの場合にも、国務省のクリアが必要とされる。提出書には、下記のことが含まれる。

- ① 予算年度のプログラム及び予算要求
 - a. 財政データ、プログラム提案書、新規歳出許可、前年度使用分の回

復予定額とトランスファー見積り。この要求は、通常、二つの代案の形で行なわれる。つまり、OMB計画目標額最低線と「望ましい」額の二つである。

b. 簡潔な理由書

- ② 予算年度の提案された新規プロジェクトの各々について望ましい額の資金でまかなわれる活動の指摘
- ③ A I Dが追求する長期見通し、それには五ヶ年の資金予測が添付される。
- ④ A I Dが必要とする職員数

(9) OMB マーク

OMBの国際計画部は、A I Dの予算要求を査定する。(毎年OMBの査定担当者は、A I D会議に立ちい、プログラムの内容に明るい。)OMBは11月半ば、あるいは後半に予算のレベルを決め、A I Dに予算の制限、配分を通知する。OMBの決定と根本的な相異が生じた場合、A I Dは、OMBの局長に対し、文書によって、追加予算を要求する事が出来る。OMBは一方、A I Dからの申立て書と、予算勧告を大統領に進言することが許されている。最終決定は、通常、12月1日までに届き、OMB「マーク」と呼ばれている。

(10) 大統領予算

PPCはOMBマークを、合衆国政府予算(大統領予算ともいわれる)のうちA I Dに関するものを準備する際の根拠とする。大統領は、新しい会期が始まった15日目に、つまり、1月20頃予算を議会に提出する。

(11) 議会への上程書(Congressional Presentation=C P)

恒例のA I Dから議会への上程書(C P)は、A I Dの予算要求の正当性をプログラムの実施と成果に関する情報およびそれを支える数字的データによって説明するものである。慣例として議会には、4月あるいは5月に提出される。しかし、予算法上では、もっと早い時期が指定されている。

C Pは、印刷にとりかかる少くとも6週間以前に承認されるプロジェクト計画書(P R P)、あるいはそれに類する書類を基礎にする。C Pの提出時期は、予算法の運用に左右されるが、現在、A I D本部は、次の様に予定を組んでいる。

- ① PID承認（ 8月15日）
- ② PRP受領（ 11月15日）
- ③ PRP承認（ 12月30日）
- ④ CPの印刷（ 2月15日）

1974年の議会予算法によると、議会は9月15日迄に、予算に関する決議を終える事になっている。

(2) 運用年度予算(OYB)とセクション653レポート

新予算法のスケジュールが予定通り運ぶなら、AIDは9月15日かそれ以前に資金の割当について最終決定を知る事が出来る。

承認された資金の割当と管理は、運用年度予算の準備及びその修正を通じて行なわれる。OYBは、AIDが国別の資金割当を議会に報告する「対外援助法第653条レポート」と共に作成される。セクション653レポートとOYBは議会承認後30日以内に作成されなければならない。OYBとセクション653レポートは次の要領で作成される。

- ① 運用年度用のOYB作成に参考とされるインフォメーションは、予算年度用の年度予算報告書に含まれている。
各地域局は、PPCに対して、8月15日あるいはその頃に、両年度用の要求を提出しなければならない。
- ② PPCは議会の予算承認の2週間後、つまり10月1日頃にOYB作成に用いられる指導要領を配付する。それは次の様な基礎の上にたっている。
 - a. 議会への提出書
 - b. 予算審議過程の結果
 - c. PPCへの各地域局からの提出書
- ③ 指導要領では、地域局別、歳出予算カテゴリー別、ローン及びグラント別の資金割当が示されている。
- ④ 各地域局は、次の事項を基礎に、進行中のプロジェクトに必要な資金を再度算出する。
 - a. プロジェクトの予定された成果及び実績の査定

b. 予定された支出承諾（obligation）の構成内容ごとのコストと実施方法の検討

c. ミッションがAIDの資金割当指導に沿っているか確認するために、資金割当期間の分析

進行中のプロジェクトに必要な額の正確な数字が出ると、地域局は、運用年度内にスタートする新規プロジェクトの必要資金額と一緒にPPCに提出する。するとPPCは要求額と可能な額との調整を図る。この過程は二つの形式をとる。

a. プログラムの可能性と地域局の資金要求とが、ほぼ一致すると、地域局の要求を適当な形式で整え、OYBを作成する。

b. プログラムの可能性が、地域局の要求よりはるかに低い場合、新しいプロジェクトか、新しいプロポーザルと進行中の活動の調整をとるかどちらかを選ばなければならない。若しい傾向にある場合は、進行中の活動の資金を削り、且つ、新規のプロジェクト充当を取り消す要求が地域局に対してなされる。

⑤ PPCは指導要領の枠内からはみ出す各地域局からの要請は、PPCの進言を添えて、AID長官に提出する。AID長官がOYBを承認する。

⑥ 10月15日あるいは、それ以前にPPCは、その年のOYBを作成する。運用年度予算は承認された、国別、地域別、及び、地域相互間の援助の種類別に区分されたプログラムのレベルに触れるものでなければならない。

⑦ PPCは、議会での予算承認後、30日以内に（通常10月15日頃）、議会に対してセクション653レポートを送付する。

(13) 資金配分

会計年度内に、資金が実質的に可能になるかどうかは、OMBが権限を握る。

OMBは、AIDが会計年度全般に及ぶ資金配分計画を提出するよう求めている。配分計画は、予算管理サービス局資金管理部によって作成され、PPCによって承認された上、予算承認の行なわれた15日後に、OMBに送付される。

(14) 運用年度予算の修正

運用年度予算は、次のような方法で修正する事が出来る。

- ① 歳出予算カテゴリー内で、各地域局は、一団あるいは、O Y B 記載プログラムの割当てを百万ドル以下の場合なら、入れ替える事が出来るが、それ以上の額の場合は、P P C の承認が必要となる。
- ② 各地域局によるO Y B の歳出予算カテゴリー間での変更はP P C の承認を必要とする。
- ③ P P C は全資金内で、地域局間及び、歳出予算カテゴリー間での資金入れ替えを、一地域局、一カテゴリーでの変更額が、5 百万ドルを越えない場合行なう事が出来るが、5 百万ドルを越える変更は、A I D 長官の承認を必要とする。

(d) 歳出の監視

A I D は O M B より、O M B マークの一端として打ち出された、最高額を越えない様管理する事を義務づけられている。最高額は、過去の実績を基礎にして決められており、P P C は、毎月、最高額を越えていない事を確かめる。

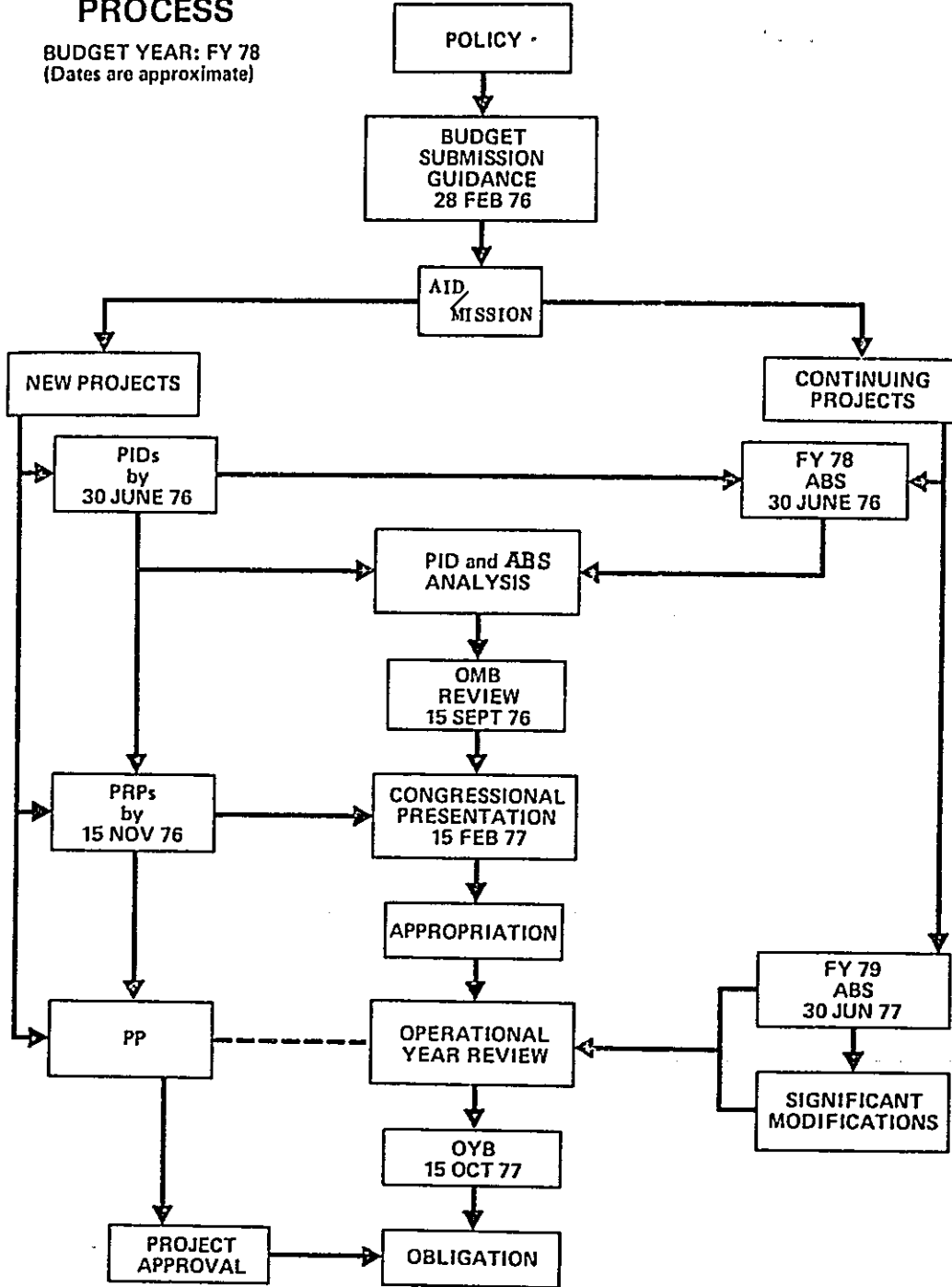
(d) セクション 6 3 4 レポート

セクション 6 3 4 レポートは、対外援助法によって要求されており、予算周期での頂点となる。このレポートは、A I D が C P で議会に資金要求したプログラムと、実際に支出承諾を行なったプログラムを比較するものであり、ある意味では、予算の策定過程での正確さを測定することになる。

予算策定プロセスを図表化すると次図のとおりである。

BUDGETING PROCESS

BUDGET YEAR: FY 78
(Dates are approximate)



6. 開発援助プログラム (Development Assistance Program)

開発援助プログラム (DAP) は、開発途上国の開発プライオリティと米国の開発プライオリティを一つにまとめた、3～5年間の国別開発戦略およびセクター分析評価であり、AIDが開発途上国のニーズに合った援助を実施するための基礎となるプログラムである。

DAPは、開発途上国の全体的な開発問題に対してよりも、むしろその中の優先セクター及び優先すべき問題の分析に重点を置いている。

DAPの内容は次の2つの部分から成っている。すなわち、

- ① 開発途上国の開発状況及び米国の開発援助の根拠と戦略
- ② 米国の援助対象として考慮されるセクターについての分析評価 (Sector Assessment)

①の部分の内容には、次の基本的要素が含まれている。

イ. 受益国の開発概観

- 開発に影響を与える経済的、社会的要素を含めて、過去数年間にわたる経済社会開発についての考察
- 政府の過去及び現在の開発優先順位及び将来の開発優先順位
- 進行中及び計画中の政府プログラムと全体としての財政規模、政府予算とあらゆる外国援助資源
- 制度上の長短所

ロ. 米国の援助対象として考慮されるセクターについての解説

- 過去数年間にわたってのセクターの歴史的傾向
- セクターにおける過去及び現在の、また将来に予想される政府政策、優先順位、プログラム
- 雇用及び所得配分を含めて、セクターの開発に影響を与える経済的ファクター
- セクターにおける制度上の強い点と弱い点 (公共及び民間の双方について)
- 立法上、予算上、人的資源上及び技術上の問題点
- AID以外の既存及び予定の援助計画

ハ. 援助対象セクターの範囲内での米国の援助計画

ニ. 次の数年間について予想される米国の援助の要件

- 援助 (資金及びマンパワー) の規模についての一般的指示

②の部分のセクター分析評価は、次の問題に重点を置いている。

- セクターおよびサブセクターの中で現在の実績を決定する経済的關係。さらにまた、人口成長ファクターも。
- セクターにその伝統的な特徴を与える非経済的ファクター。このファクターは、受け入れ国が開発の利益を経済的刺激にあまり活発に反応しないグループまで広げようとするにつれて重要なものとなる。
- 良かれ悪しかれセクターないしサブセクターの開発に影響を与える諸制度——公共および民間
- セクター内の過少雇用および所得の不平等配分という特殊問題、および既存の経済的、非経済的（社会的、文化的、政治的）、制度的な諸関係の中にあるこれらの問題の原因。
- セクターないしサブセクター内の開発に対する2、3の代表的な抑制要因（優先開発の問題）
- セクターに対する、政府のプランニング。設定目標の実現性、A I Dの政策から見た目的の妥当性。
- セクターの政府開発プログラム。セクターにある主要な抑制要因を克服してプランニングの目標を達成することができるか。
- 政府のプランおよびプログラムに対する代案。受け入れ国政府は他にどんなプランおよびプログラムを考えたか。その行動方針を否定した理由にかんして判断する。
- 開発優先の点で、他のセクターに対する分析対象セクターの關係。政府は問題となっているセクターを過大視しているか過少視しているか。その強調は正しいか。
- 政府に援助して、優先開発の問題に取り組むことによりセクターないしサブセクターの開発をすすめるさいに、外国の援助はどんな役割をはたすことができるか。これは開発に対する主たる抑制要因によって判明されるであろうし——外国の援助では解決できない問題や解決しようとしてはならない問題がある——、政府の開発プログラム——支持する価値があるか——の正当性によって決まるであろう。
- セクターにすでにどのような供与が行われているか。これは十分であって援助の必要はないか。
- セクターの援助の方法についてミッションは何を提案するか。提案された

援助と政府の開発プランと優先開発とのあいだの関連。

セクター分析評価では個々の活動についての説明は期待されないが、優先開発の問題についての記述は十分に明確にし、提案された活動および予算規模について後で再検討する際に参考にすることができるようにする。

DAPはAIDミッションが主体になって作成し、AID本部の承認を受ける。

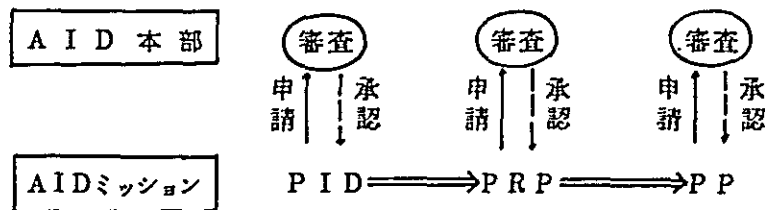
DAPの審査は、AID本部の各地域局が主催する審査会議によって行なわれる。この会議には、通常、プログラム政策調整局、技術援助局等他のAID本部部局及び國務省、大統領府管理予算局（Office of Management and Budget）等AID以外の政府機関も参加する。

DAPは予算要求書ではないが、承認を受けたDAPは、年間の資源配分と個々のプログラム及びプロジェクト提案についての実際的基礎となり、改訂の必要が出てくるまでの効力は持続する。

7. A I Dのプロジェクト立案プロセス

A I Dが国別に実施するプロジェクトの立案プロセスは、次の3段階のプロジェクト計画書の作成から成っている。すなわち、第1段階は、プロジェクト選定書 (Project Identification Document = P I D) の作成、第2段階が、プロジェクト検討書 (Project Review Paper = P R P) の作成、最終段階の第3段階は、プロジェクト実施書 (Project Paper = P P) の作成である。

各段階のプロジェクト計画書は、現地A I Dセッションが作成し、これをA I D本部が審査する。そして、各段階のプロジェクト計画書が承認されると順次、次の段階のプロジェクト計画書が作成される。これを図に示せば次のようになる。



最終プロジェクト計画書であるP Pの事業計画と資金計画が承認されると、A I Dミッションは相手国政府とプロジェクト実施協定 (Project Agreement) を締結し、これに基づいて、プロジェクトの実施が始まる。

以下、各段階のプロジェクト計画書の作成と承認プロセスについて説明する。

(i) P I Dの作成と承認

A I Dミッションは、通常、セクター分析・評価 (Sector Assessment) を完了させ、A I D本部へ開発援助プログラム (Development Assistance Program = D A P) を提出した後、D A Pを基礎にして個別プロジェクトに対するP I Dを作成する。P I Dは、A I Dミッションのプロジェクト担当官と相手国政府のプロジェクト担当官によって計画される。しかし、P I D作成段階では、相手国との関係はあくまでも非公式なものであり、P I D作成も担当者レベルの非公式な会議を通じて行なわれる。

P I Dが作成されると、これはA I D本部所轄地域局に提出される。P I Dは随時提出できるが、目標予算年度の新規プロジェクトとするためには、A I Dミッションはミッション年次予算案 (Annual Budget Submission = A B S)

提出以前、すなわち、目標予算年度開始の15ヶ月前までに提出しなければならない。(但し、例外的措置は認められている。)

所轄地域局は、通常、PID受理後10日(暦日)以内に、AID本部関係スタッフ部局(技術援助局、プログラム政策調整局等)のメンバーを集めて、PID審査会議を開催する。

PID審査における最も重要なポイントは、当該プロジェクトがAIDの政策に照して見て重要な意味をもつかどうか、又、AIDのプログラムと政策の方向に合致しているかどうかという点にある。

当該プロジェクトに関して、もし、AID関係部局間で解決し得ない重要な意見の不一致がある場合、最終的解決は長官部(長官または副長官)の判断に委ねられる。

PIDの承認は、所轄地域局によって、通常、受理後15日(暦日)以内に行なわれる。(但し、プログラム政策調整局のクリアが必要である。)

DIIDが承認されると、当該プロジェクトは大統領府管理予算局(Office of Management and Budget)に提出されるAID予算原案に組み込まれるが、AID予算の一部として議会上程書(Congressional Presentation = CP)に組み込まれる訳ではない。

つまり、AID本部は、PID承認後のフィージビリティ調査や相手国政府との折衝の段階で脱落していくプロジェクトがあることを考慮に入れて、資金的裏づけを与え得るプロジェクトの数を超える数のプロジェクトを承認しているのである。

PIDの承認によって、AIDミッションには次の段階のプロジェクト計画書を作成するためスタッフと費用(所轄地域局のプロジェクト開発資金から支出される)が認められ、これによってAIDミッションは、プロジェクトマネジャーを正式に指名し、相手国政府スタッフを加えたプロジェクト委員会を公式に設置する。プロジェクト委員会は、通常、当該プロジェクトの実施、評価に至る全期間にわたって運営される。

(2) PRPの作成と承認

PIDの作成段階では、相手国政府スタッフとの関係はまだ非公式なものであったが、PRP作成段階になると、AIDミッションは、プロジェクト委員会を通じ、相手国政府スタッフの公式な協力を得て、PRPを作成することに

なる。つまり、委員会の利用が必須の要件となっている。

PRPは、PIDの承認後は随時提出できるが、AID本部が議会上程書(CP)を作成する必要上、目標予算年度開始の10ヶ月前までに提出されねばならない。(但し、例外的措置は認められている。)所轄地域局は、通常、PRP受理後、2週間以内に、PIDと同様、関係部局のメンバーを集めてPRPの審査会議を開催する。

PRP審査上の主要な問題点は、当該プロジェクトの実施可能性に関する問題(Feasibility Issue)である。

PRPがAID本部で承認されるということは、相手国政府にとっても、きわめて重大なことである。つまり、PRPが承認されると、当該プロジェクトは予算要求のために議会上程書(CP)に組み込まれると共に、相手国政府は当該プロジェクトに関して次のような通告を受けることになる。

- ① AIDは当該プロジェクトを財政的に支援する方針である。
- ② その援助資金額は、概算〇〇ドルであるが、最終的金額は次の諸要因によって変更され得るものである。すなわち、
 - ③ 当該プロジェクトに対するAID資金の認可は、AID資金がどの程度利用可能となるか、また、次の段階のプロジェクト実施書の内容がどの程度満足し得るものとなるか。
 - ④ 受益国が当該プロジェクトの展開に当って、十分なスタッフと予算を有しているか。また、プロジェクト実施のための準備的措置がとられているか。

- ③ このような形で、AID資金の認可は、変動要因の余地を残しているが、PRPの承認はAID資金の認可を導びくものであることを約束する。

PRPの承認は、通常、受理後25日(暦日)以内に、プログラム政策調整局をクリアした後、所轄地域局によって行なわれる。もし、当該プロジェクトに、長官の注意を喚起すべき重要な政策的外交的問題もしくはウェイパーに関する問題が関係している場合には、当該問題がPID段階で解決されていない限り、PRPは長官部に付託される。

PRPの承認によって、PID時と同様、次の段階のプロジェクト計画書作成のためのスタッフと費用が認められ、AIDミッションは、相手国政府と合意の上で、当該プロジェクトのフィージビリティ調査、実施設計を行なうための一連の活動を開始することになる。

(3) P Pの作成と承認

P PはA I Dミッションと相手国政府スタッフとの共同作業によって作成されるが、その作業には、1年近くの期間が費される場合がある。従って、P R Pの承認からP Pの提出までには、相当のプランニング期間が意図的に設定されている。これによって、当該プロジェクト認可までに、必要かつ十分なプランニングが行ない得る訳である。

P Pは、通常、目標予算年度開始までに提出される。所轄地域局は、P P受理後3週間以内に、関係部局を集めて、P Pの審査会議を開催する。

P P審査における主要なポイントは、当該プロジェクトの設計が完全に出来上っているか、又、当該プロジェクトがいつでも履行できる状態になっているかという点にある。この審査会議の結論は、当該プロジェクトが認可されるべきであるか否かに関する勧告という形をとることになる。もし、当該プロジェクトを認可することが関係部局内で合意された場合、次のステップとして、正当な権限を有する者（所轄地域局長、または長官／副長官）によって当該認可書に対する署名がなされる。ただし、当該プロジェクトの全体、もしくはその一部がA I Dの融資を伴う場合には、開発借款委員会に付託される。

開発借款委員会は、A I Dの融資プロジェクト案件並びにA I Dの融資基準及び融資政策などを審査するために、対外援助法に準拠して設置されたもので、同委員会のメンバーは、米国政府関係機関の高官で構成されており、議長はA I D長官が勤める。

P Pは、一般的には、当該プロジェクトの資金調達計画の認可と同時に承認される。

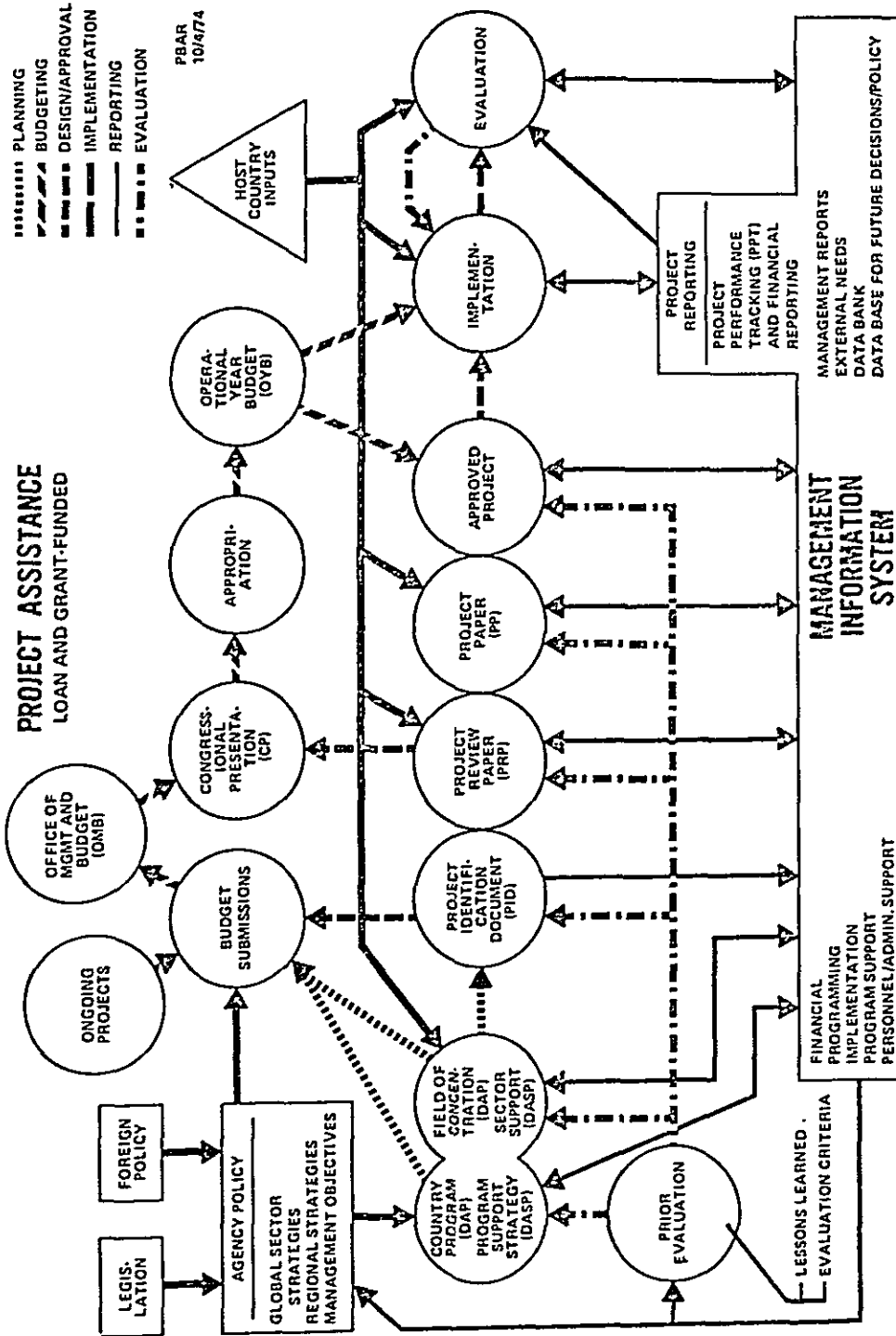
P Pが承認されると、当該プロジェクトは、P Pで提案された通り、その全存続期間にわたって、プログラムに沿った承認を得たことになる。

P Pの事業計画と資金計画が承認され、A I D資金の利用が可能になると、A I Dミッションは相手国政府とプロジェクト実施協定（Project Agreement）を締結し、これに基づいて、当該プロジェクトの実施作業が開始される。

A I D プロジェクト援助の最終認可に至る主要ステップ

	予算作成	議会上程	当該プロジェクトの 資金計画の承認
書類で強調されるべき懸点	1. プロジェクト選定書 (Project Implementation Document - P I D) 政策・方針の健全性、個別基準・ D A P およびセクター・ガイド ンスとの適合性	2. プロジェクト検討書 (Project Review Paper) (- P R P) フィージビリティ-上および実 施上の問題点	3. プロジェクト実施書 (Project Paper - P P) フィージビリティ-分析、およ び実施設計
コスト見積り	概括的コスト見積り	かなり精度のあるコスト見積り	確定的なコスト見積り
計画策定費用および 所要スタッフ	予備的な調査のための費用および 所要スタッフの承認	追加的な調査のために必要とさ れる費用ならびに所要スタッフ の承認	プロジェクトの監視と評価のた めの所要資金とスタッフの承認
（書類の承認に当ってその承認事 項の一部を構成するものである。）			
上記書類の提出時期	P I D は随時提出可能であるが、 少なくともミッションの予算 (A B S) の提出前一年算年度開 始の 1 5 ヶ月前までに提出されね ばならない。	P R P は、P I D の承認後いつ でも提出できる。但し、O P を 議会上程する前一年算年度開 始の 1 0 ヶ月前までに提出され ねばならない。	P R P 承認後当該プロジェクト に対する資金の利用可能性が確 定するか、あるいは、それに先 行して、いつでも提出可能であ る。

INTERACTION OF MAJOR AGENCY PROCESSES



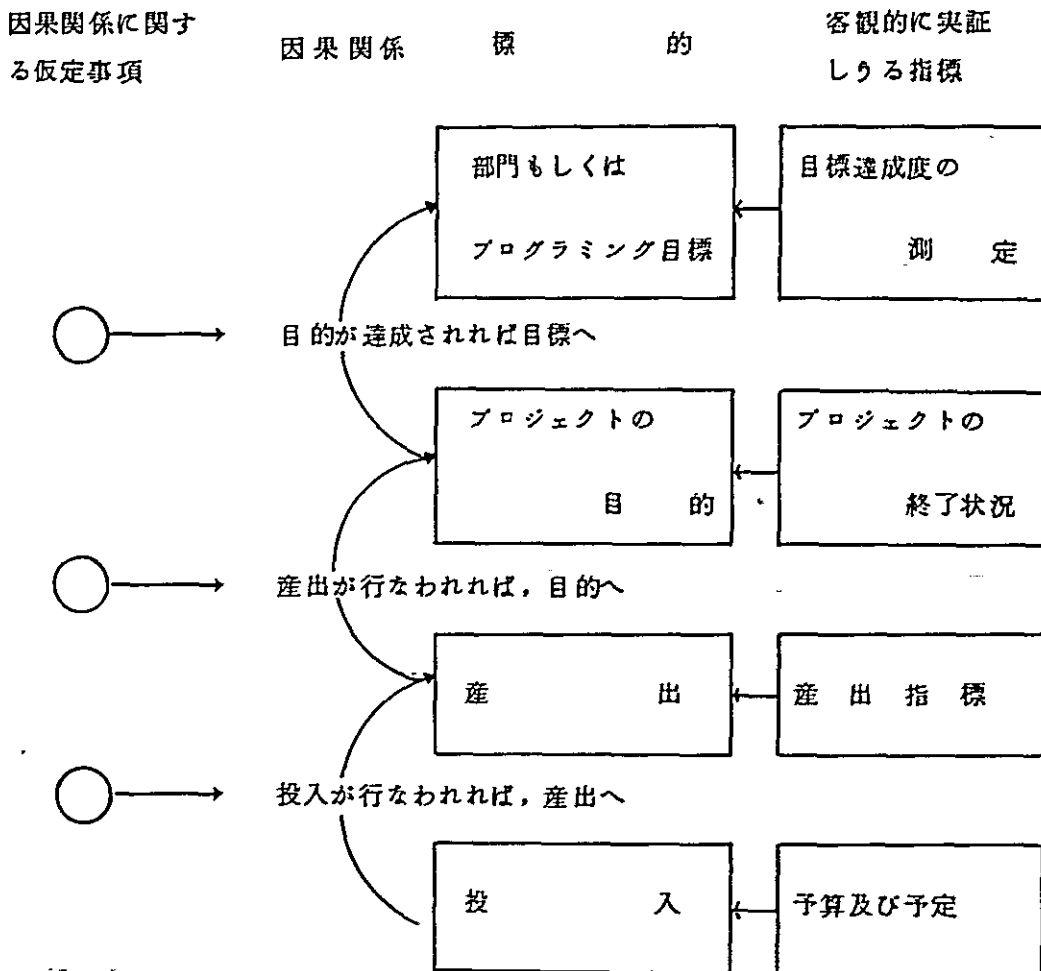
8. AIDのプロジェクト立案(組立て)方法

——論理枠組(Logical Framework)の原理について——

(1) AIDのプロジェクトの基本構造(論理構造)

AIDのプロジェクトは「論理枠組(Logical Framework)」を基にして組立てられる。プロジェクトの論理構造の概要を図解したものが下図である。

プロジェクトの論理構造



① 標 的

特定の期間内で期待された結果を明示的かつ客観的に実証しうるように表示することである。(例えば、1975年度は年100トン、1975年までに法を制定すること。1973年までに17の報告書が必要であり完成させることといった具合にである。)標的という言葉は、望ましい目的の産出および意図した水準、すなわち、産出、目的、目標を明確にするために用いる。標的は目標達成基準を意味する。標的は少なくともできれば規模、標的範囲、時間の3つの次元を含んでいなければならない。

② 目 標

プロジェクト目的を越えるプログラミング水準をあらわす。プロジェクトの必要な理由を示し、AID(および相手国政府)のプロジェクト努力が目指す望ましい到達点を表現する。プロジェクト実施の原理は、プロジェクト目的を当該国の戦略の一部として設定された目標(部門もしくはプログラムレベルであることが多い)に結びつけるものでなければならない。しかし時にはプロジェクト水準は越えているが、開発援助プログラム(DAP)で討議された目標よりは下の中間目標を設定する必要が生じる場合がある。目標では広範な経済社会および政治もしくはその両方の問題が扱われるのが普通である。目標は量的手段で測定しうるし、質的・行動的基準でも判定しうる。

③ 目 的

プロジェクトを行なう主たる理由、すなわちプロジェクトがうまく、また時間内に完成した場合に、解決されるであろう問題や行なわれるであろう開発をさす。目的は、量的、質的な用語を用いて、一国や部門間の問題の解決に影響を与えるような方向を意図して、創造されるべき、また完了されるべき開発上の変化を表現するものである。

④ 産 出

供与された投入を十分管理することにより期待されうる明確な意図をもった結果の種類(規模と対照して)

⑤ 投 入

投入とは、AIDおよび被援助国の両方が一定の定義しうる産出を生み出すことを期待して供与する財やサービスおよび活動をさす。このように、たとえば、専門家に関しては、単に個人を派遣することより、専門家が行なうであろう機能が重要な要素となる。投入は通常、「望ましい産出を生み出す

には何を供与すべきか？」を問うことにより、判断しうる。しかし、目標の指示に投入言語を用いるのは誤りである。たとえば「相手国を援助するには」といったたぐいは、原因と結果を混同させることになる。この場合には、援助は原因であって、その要求は必ずしも有限というわけではない。しかし、結果および目標は明示的なものでなければならず、明確な終了状況をもつものでなければならない。

⑥ 仮定事項

プロジェクトが成功する場合に、行なうべき活動、または存在しなければならない条件をさす。しかし、仮定を越えたものについてはプロジェクト管理チームはほとんど、もしくは全く監督することはない。この仮定事項を明示することにより、プロジェクト環境の不確定性を減少させるのに役立ち、また重要な外部要因を集成することにより、プロジェクトを再評価し、変化する外部の影響を考慮して修正しうるようにすることができる。

プロジェクト設計の各水準ごとに異った仮定事項があるのが普通である。たとえば、プロジェクトの目的が、農業学校の開発により農業生産性を増加させることにあり、目標がその国の政情安定のために農業所得を増加させることにあるとすれば、(a) 目標レベルでは、経済条件の改善の結果、政情が安定するという仮定が、また(b) 目的レベルでは、プロジェクトの終了以降も、相手国政府が学校に対し適切な予算を与えるという仮定が、また(c) 産出レベルでは、入学を志願する学生数が十分存在するという仮定がなされなければならないであろう。

⑦ 指標

期待される結果を明示的に、且つ客観的に実証する手段、優れたプロジェクト設計では、進行を示すために測定されるもの、観測の必要のあるものを予定する。プロジェクトの提案者および懐疑論者の双方が進行が予定通りにいっているかどうかに関して同意をみるように、進行は客観的に実証しうるものでなければならない。客観的に実証しうる指標を予定することによって、意見に基づいた討論ではなく、証拠に基づいた討論に集中しうるようになる。

指標は量的または質的なものである。量的指標は単なる測定値で表現される。たとえば、1972～73学業年度には卒業生50名、累積数字としては1968年以来卒業生175名といった具合である。また変化の度合いを示すものとしては、通常は百分率か割合を用いる。1971～72学業年度と

1972～73学業年度間の卒業生数は増加は25%であるといった具合である。

量的な測定が不可能な場合もある。質的な変化は客観的に観測することによって測定できる。たとえば、農業普及事業部の相手国職員の労働関係は1年で非常に改善される。

時として、1年間あたりの卒業生数もしくは1エーカーあたり産出高のように直接的には変化を測定できない場合もある。そのような場合には、間接的な、または代理の指標を見出さなければならない。たとえば読み書き能力を測定するものとして6年終了生の数を用いるとか、家畜の質の改良を測定するものとしてワクチン利用の増加を用いるといった具合である。間接的測定が必要な場合には、それらの間に因果関係が実証しうることを確認することが重要である。たとえば、6年終了がX国の読み書き能力の指標であること、また特定のワクチンは地域Yの家畜の健康を改善する十分な条件であること等である。

⑧ 目標達成度の測定（目標水準での指標）

適切な指標という手段により目標達成（量的もしくは質的用語で）を実証する手段。これらは所与の期間中の1人当たり所得の増加、輸出額の増加といった具合になるのが理想的である。

⑨ プロジェクト終了状況

プロジェクトがその目的を達成する場合に存在する条件もしくは状況をさす。プロジェクト目的が達成されたと考えられる時点で示しうる測定、指標、投票の形でこれらの状況を客観的に実証しうるように説明する。

産出を目的と関係づける「～ならば～へ」仮説の存在を前提すれば、産出を測定することによって、目的を達成したかどうかを判定することはできないことになる。したがってプロジェクト目的の達成を実証するための手段は産出の測定手段からは独立した異ったものでなければならない。通常、これはプロジェクト管理チームの監督下にはない要素の測定を必要とすることになる。

⑩ 仮説

Aの存在とBの達成との間の因果関係が不確定である場合には、「AならばBへ」という形の指示を行なうことをいう。

○ 結合した仮説

論理枠組を用いると、プロジェクト設計の各水準で期待される結果を達

成ることによって、次のより高次の水準における計画結果へと導かれることになるという仮説が成り立つ。すなわち、

産出がなされれば、目的が達成される

目的が達成されれば、目標が達成される

一定の仮定事項（外的条件および影響）

は予定どおり作動するものと仮定する。

○ 開発のための仮説

「産出が行なわれれば目的へ」というのが、プロジェクト開発の仮説である。プロジェクトの目的がプログラムもしくは部門目標に寄与するという仮説はプログラム開発仮説である。～すれば～への因果関係を確認することができない故に、これらは仮説とされる。利用しうる最も良好な証拠に基づいてなされた判断によって～へが達成しうるという適切な理由が与えられた場合にのみ、プロジェクトに対する支持がなされる。

(2) 論理枠組 (Logical Framework)

① プロジェクトの立案における要点は

a. プロジェクトの「投入」、「産出」、「目的」および「目標」を測定可能で、かつまた客観的に実証しうる手段によって定義し

b. 「投入」、「産出」、「目的」、「目標」間の因果関係を仮定し

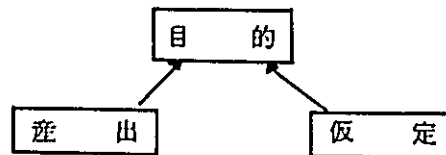
c. 因果関係に影響を及ぼすような仮定事項（外部からの影響／要因）を表現し

d. 定義された「産出」、「目的」および「目標」が達成されたかどうかを測定し、実証しうるような指標を定義

するような、プロジェクトの論理枠組を設定することである。

② 論理枠組という方法を用いることによって、プロジェクトの「因果関係」を具体的に説明することができる。すなわち、資源の投入によって産出が生じ、産出によってプロジェクトの目的は達成され、さらにプロジェクトの目的がより高次の目標に貢献しているというような因果関係もしくは段階が形成されているのである。次に、因果関係という概念は、各段階における水準が、単にそれが必要だからという理由によってだけでなく、次のより高い水準を達成する原因となりうるものとして提示されているという基本的前提に立っている。各因果関係は、プロジェクトの管理チームの監督外の外的要

因に従っているので、所与の目標水準(たとえば産出)は、その水準で設定された仮定の下で、次の水準(目的)を達成するのに必要かつ十分なものであるがどうかを確認するために、各因果関係に対する検証がなされなければならない。



- ③ 論理枠組は主としてプロジェクトの立案用に考案されたものである。しかし、それはまた効果測定(Evaluation)に必要な準備手段として、進行中のプロジェクトの当初の設計を再検討するためにも利用される。すなわち、プロジェクトは産出を行なっているか、またこれらの産出はプロジェクトの目的達成に実際寄与しているのか、最後にプロジェクトの目的達成がより高次の目標に、予定されたように寄与しているのかどうかを判定し、実証するための段階を設定するものである。
- ④ 論理枠組はプロジェクトの管理に関する責任の限界を設定するものである。明確な、かつ運営上の用語を用いてプロジェクトの立案上の「仮定事項」を表わすことによって、管理しうる問題とプロジェクト管理チームの監督を越えると思われる要素とをはっきりと区別することができるからである。投入・産出の水準では管理上の監督に従いうるものが多く、監督不可能な外的要因は比較的少ない。産出・目的の水準では、管理上の監督の可能性は減少し、外部要因がもっと重要になる。目的・目標水準では物事を予想し監督するというプロジェクト管理の能力はさらに減少する。プロジェクトの効果測定にあたっては、外部要因の役割に関する当初計画における仮定事項を検討し、手段、目的関係についての仮設を確認することが必要である。

(3) 論理枠組の特徴と限界

- ① プロジェクト立案の全側面(すなわち、目的の設定、因果関係、指標および仮定)はプロジェクト計画者により定義され、プロジェクトに限定される。同様に、効果測定に必要なとされるデータの分析・収集努力の水準と厳密さの

度合いも、効果測定を行い職員/委員会によって決定され、かつプロジェクトに限定される。

- ② 論理枠組はプロジェクトが最適であること、すなわち目標の達成にとって最も危険な制約を直接処理することを保証するものではなく、それは計画者もしくは評価者およびその両方が代替案を開発しない場合には、その危険な制約を克服するための最も効果的な手段なのである。
- ③ 論理枠組という方法は、公平な所得分配、雇用機会、資源への接近、意志決定ならびに開発の成果への大衆の参加といった公平もしくは福祉の範囲に関する問題に対しては、そのような側面がその目標や目的の中にはっきりと明示されていない場合には、それらの指標を提供するものではない。
- ④ プログラム上の、および技術上の点からは、論理の枠組は中立である。それは明らかになった戦略および技術、費用および繰り返しの可能性、環境への影響、主要問題地域への集中度、民間部門への依存度等に対して、指標を提供するものではない。
- ⑤ 論理枠組は費用対便益分析・費用対効果分析が可能であるが、それらを必要とするものではない。
- ⑥ 論理枠組マトリックスは特定の状況に対しては、使用者がこれを修正することができる。

(4) 論理枠組マトリックスの内容

プロジェクト設計の各水準（目標、目的、産出、投入）の因果的結合をマトリックスの形でまとめたもので、プロジェクトが良好に終了した場合の各水準の意図として期待された結果を示す総合表（付属資料5）である。

結果は「実証の手段」および監督上の「仮定事項」と合わせて客観的に実証しうる指標として表わされる。

1-1 目標

目標とはプロジェクトの目的を越えるプログラミングの水準、すなわち、プロジェクトが寄与することを予定されている、より高次の目的を指す。「目標」は、プロジェクトが解決しようとしている問題を処理するための理由を提供するものである。目標の設定はプログラム管理のトップ層によってなされる。プロジェクト・マネージャーはそれらの設定に際してなすべき役割は限られている。

・ 一般に、目標は単一プロジェクトのみによって達成されるわけではなく、

種々のプロジェクトおよび非プロジェクト活動が成功することにより達成されるものである。この点では、目標とプロジェクトの「目的」との関係は因果的であり、部分的なものである。産出・投入水準では因果関係はもっと直接的で完全なものとなる。このように、目標設定は、一連の仮定を論理的に処理する際の最終段階に位置するものである。すなわちその過程とは、

- ④ 目標が望ましければ、目標を達成するにはどのようなプロジェクト目的が必要か？
- ⑤ プロジェクト目的が目標達成に役立つものならば、プロジェクト目的を達成するためには、どれほどの産出が必要か？
- ⑥ 産出がなされる場合、どれほどの投入が必要か？

1-2 目標—客観的に実証しうる指標

目標達成の指標は量的、質的または行動上の、もしくはこれらの基準を組合せたものによって示される。達成度をうまく測定することによってプロジェクトの目的と目標との間の真の原因となる関係を示すことができるし、プロジェクトの目的が目標の達成に寄与することを確認できる。単一プロジェクトの及ぶ範囲は、通常は総合的ではないので、目標達成のための全面的な原因となるには不十分であり、他のプロジェクトもしくは非プロジェクト要因も目標の達成に重要な影響を与える。

1-3 目標—実証の手段

目標達成の手段として設定された指標を実証するのに必要なデータの種類と出所。

1-4 目標—重要な仮定事項

目標の達成（および実際にはプロジェクトの目的と産出の両方）は、プロジェクトの範囲外で一定の事象なり活動なりが生じるであろうという予想に基づいている。これらの外的要因は、目標達成に関する重要な仮定事項として明示されなければならない。またその効力の継続を確認するために、定期的に効果測定を受けなければならない。例えば「農業生産性の向上」は具体的な目標といえるが、この目標が達成しうるかどうかは、農業労働力に対する奨励、マーケティング関係の立法、流通センター、一国内の価格構造および天候等の天災といった、明らかにプロジェクト設計外の要因に依存する。これらの要素に関する仮定の信頼度は相手国についての精通度、対象部門についての知識、相手国の実績等に依存する。プロジェクト設計の健全度はその仮

定の中で最も弱い部分の強度と同程度のものでしかない。プロジェクトが実施され、仮定された因果関係が検証されるにつれて、目標と目的の因果関係の信頼度も増加するはずである。もしそうでないならば、明示された仮定事項に対して、効果測定のプロセスで注意を払う必要がある。

2-1 プロジェクトの目的

プロジェクトの目的は、プロジェクトにとって望ましい特定の結果なのであって、単なる産出の合計ではない。上手に計画されたプロジェクトは、論理的および直接的な方法で、目標に理由づけを与えるような形で寄与する明確に定義された目的を持っている。次に、プロジェクトの産出の結合効果は、論理的、直接的な方法で、プロジェクト目的の達成に貢献する。この目的は特定の開発問題に対する解決を示しており、問題の指示と適切な解決の指示とを逆にすることによって目的を推論することもできる。

2-2 プロジェクトの目的-客観的に実証しうる指標

- a. プロジェクト終了状況における条件の説明は、プロジェクトの目的がうまく達成された場合に存在する一連の最終条件を述べたものである。この説明は客観的に実証しうるような形をとっており、プロジェクト終了状況の条件を反映する量的、質的、行動上の特徴によって示される。
- b. 即時効果を重視するプロジェクトでは、プロジェクト終了状況の条件は、プロジェクトの財およびサービスもしくはその両方の直接的な結果であることが多い。出生率は下落したか？、輸出は上昇したか？十分な民間企業（もしくは組合）が存続してAIDの支援なしに成長しうるような臨界質量を形成しえたか？、新しい教育法と教科書によって学校に行かない子供は少なくなったか？、ヘクタール当りの農作物産出高は増加したか？
- c. プロジェクト終了時点で期待される条件で客観的に実証しうるものの例としては次のようなものがある。

プロジェクトの目的	プロジェクト終了時点で期待される条件
資格ぎりぎりの、また非資格の現地教師で既に小学校で教えている者の質的向上をはかり、教育制度の拡大のために資格のある新しい教師を育成すること。	1, 1975年末までには、全学校で多数の現地人の資格のあるスタッフをそろえる。 2 資格のない教員数を（現在の8,000人の70%から）16,000人の30%にまで減少させる。

2-3 目的-実証の手段

プロジェクトの終了状況を示す条件を実証するために通常用いる特定の型の証拠と出所。

2-4 目的-重要な仮定事項

仮定事項はプロジェクトが成功した場合には存在すると仮定されなければならない状況や条件であるが、これを越えたものに対してはプロジェクト管理チームはほとんど監督できない。たとえば、その例としては、農作物の産出高の増加（プロジェクトの目的）は価格と市場条件が好ましい（仮定事項）場合にのみ、農作物の輸出の拡大（部門目標）に寄与するであろう。

3-1 産出

プロジェクトの産出は、特定の投入管理によって生じた計画の結果である。プロジェクト産出の分析にあたっては、優れたプロジェクト管理によって当然生み出しうる特定の結果の種類と規模との区別に留意する必要がある。一定の重要ポストのために訓練を積んだ相手国のスタッフを育成することは産出である。しかし、特定の時間枠の中で特定数の重要ポストに訓練をうけたスタッフを配置することは産出の指標である。

3-2 産出-客観的に実証しうる指標

実証を行なうよりな方法で標的にされ、表示された産出の規模は、まず第一に産出を生み出すのに必要とされる管理活動（投入・産出の結合）が成功裏に終了したという証拠を示すものである。ここで与えられたケースでは参加者の訓練が結合部分にあたる。産出および適切な目標とされる産出指標の例としては以下のものがある。

<u>産出</u>	<u>産出指標</u>
a. ラジオ通信教育の主要ポストにつく現地人職員の研修	a. 相手国の職員を研修して、1974年までに主要ポストと認定された15ポストに配置する。
b. コースの準備とテープどり	b. 1974年までに18コースを準備しテープをとる。
c. コースを放送する	c. 1975年までに18コースを放送する。
d. 研修生の入学	d. 1975年までに12000~15,000人を入学させる。

- | | |
|---------------------------------|---|
| e. 授業をマークするための方法 | e. 最大4週間で進級させる |
| f. 3段階システムの第2段階の教師資格をとらせるための研修 | f. 1975年末までに8000人が第2段階の教師資格をとること |
| g. 未研修の教師とラジオ通信教育を受けた教師の効果を調査する | g. 調査結果によれば、これまでの研修方法によるよりもラジオ通信教育を受けた教師の方が資格者が多い |

3-3 産出—実証の手段

各産出指標を実証するためのデータの出所と種類

3-4 産出—重要な仮定事項

研修を受けた人材（又は実習を通じて）といった産出が課せられた場合には、政府が公式に適切なポストを設け、彼等に支払うための予算を組むといったことが重要な仮定事項となる。

4-1 投入

投入とは、AIDおよび被援助国の両方が、一定の定義可能な産出を生み出すことを期待して提供する財およびサービスをいう。プロジェクトへの投入は、職員、設備、物資、研修、資金契約業務などから成り立っており、ほとんどがこれらの幾つかが組み合わさったものである。これらの投入を提供するのは米国（直接にか、委託契約、参加機関、任意機関= Voluntary Agencies を通じて）、相手国もしくは他の援助機関である。専門家に関しては、単に個人をプロジェクトに割り当てるよりも各専門家が行ないうるサービスが重要な要素である。すなわちアドバイザーが配置されているということはアドバイザーから期待しうる投入について指示したことにならない。

4-2 投入—客観的に実証しうる指標

上記投入の各要素のために物資（多分小グループに分散する）、参加研修、アドバイザー的サービス（AID直接採用、もしくは委託契約）のような予算範囲をリストアップし、それらの量および支出の概算についてもリストアップすること。

4-3 投入—実証の手段

この行列の各要素は、投入がAID派遣団による項目でAIDの記録に基づいて説明がなされるものから成り立っている場合には完成されなくてもよい。相手国、任意機関、第3国といった他の投入には、はっきりしたデータ出所を示す必要がある。

論理枠組マトリックス(サンプル)

ま と め	客観的に実証しうる指標	重要な仮定事項
<p>A. 1 目 標 プロジェクト目的達成が寄与する一般 的國家開発とは、農業生産物価格の 安定と農業所得の増大である。</p> <p>B. 1 目 的 協力会員の生産コストを25%増 引き下げて4県の現金収入を増 大させること、および農作物X の正味販売価格を現金で20% 増大させること。</p>	<p>B. 2 プロジェクトの終了状況 (1) 1973年度は、農作物X の生産、加工、輸出を成功さ せる。 (2) 1975年までに被援助國の 職員が農作物Yの輸出と共同 生産を進める。 (3) 協力会員は会員当たり100 ドルの現金収入を得る(現在 は35ドル) (4) 1975年までに農作物X の総コストをトン当たり ドル以下にする。</p>	<p>この目的の達成に向けて、被援 助國政府の政策が続けられ、規 制がなされ、価格政策によって 農業が奨励されること。</p> <p>B. 3 (目的に関して) (1) 共同生産では他の生産物に代 替することはない (2) 共同組合に対する輸出割当</p>
<p>C. 1 産 出 (1) 会員, (2) 症, (3) 貯蓄, (4) 組合 員数 (5) 総生産</p>	<p>C. 2 産出指標 登録組合数, 参加会員数 預金貯蓄高, 組合の扱う農 作物の量</p>	<p>C. 3 (産出に関して) 機械購入用の為替割当 信用供与</p>
<p>D. 1 投 入 契約サービスによる技術者6名 信用および貯蓄3名, マーケテ ィング3名 物資: 技術者の乗物, デモ用機器</p>	<p>D. 2 予算/予定 費用計画で示される予算と予 定</p>	<p>D. 3 (投入に関して) 有能なスタッフ 現地人が優秀</p>

4-4 投入-重要な仮定事項

投入レベルでの仮定事項は通常、投入が時間内に行なわれるかどうかとい
う問題に限定される。プロジェクト設計者は、「プロジェクト開始状況の条
件」、すなわち終了もしくは「プロジェクト終了状況の条件」の裏であるプ
ロジェクトの特定の基本条件を記録するために行列の各要素を用いる。

9. ベルーにおけるA I Dの農業協力

(1) 一般概況

ペルーの1人当りGNPは約600ドルであり、ラテン・アメリカ諸国中では中位に属する。1975年の人口は1千5百万人で都市に約60%が集中し農業従事者割合は約45%に過ぎず、年人口増加率は3%に達する。

ペルー政府は、石油の試掘を含む鉱業、農業及び運輸に投資の重点を置いているもののその成果は未だ充分でなく、軍事革命政府は社会経済の改革を意図し、

- ① 土地の再配分
- ② 農業協同組合の育成
- ③ 所得の再配分
- ④ 労働者の産業に対する経営参加
- ⑤ 主要産業、鉱業及びインフラ産業の政府管理
- ⑥ 教育の改革

を促進してきたが、1975年のGNP成長率は4%に過ぎず、石油危機によりもたらされたインフレは1974年に19%、1975年には24%に達し、国際収支も赤字を記録している。

政府が期待していた石油の試掘も期待と相違し、銅価格は低迷し、漁獲量は増加せず、輸出も砂糖を除き拡大せず、食糧の輸入額は全体の20%に及んでいる。農村は依然として貧困にあえぎ、インディオの生活は改善されず、農業生産性は低い。

農業省は2つの省に分割され、1省は農地改革と自然資源を、他の1省は食糧の生産、加工、流通を担当することとなったが、これら2省は、土地生産性の低さ、灌漑施設の未整備、生産者の利益と消費者価格の競合、流通基盤の未整備、農業経営技術の欠除、農業生産技術及体系の未整備等多くの難問に直面している。従って政府は、農業政策においても下記に重点を置くようになった。

- ① 農地改革の促進
- ② 灌漑に対する投資の増大
- ③ 生産に対する融資条件の緩和
- ④ 農業経営の訓練
- ⑤ 農産物販売システムの改善

(2) ベルーに対する外国援助

外国援助は、ベルーの資本及び技術の投入に重要な部分を占め、世銀協議グループも活動している。1973年以来、世銀の援助額は202百万ドル、米州開発銀行（IDB）のそれは105百万ドルに達し、UNDPの技術援助も年3百万ドルに及ぶ。また、東欧数カ国からの借款も行なわれている。技術援助については、西独29%、UNDP21%、オランダ10%、USAID9%の比率となっている。

USAIDの援助は、従来、1970年及び1972年に生じた地震及び洪水による被害地域に対して、復興のための援助を行ってきた。しかしながら、1974年以降インディオ地域に重点を置き、農業生産性の向上、所得の増大、技術、衛生及び栄養の向上を目的として次の分野に援助を行なうよう意図している。

- ① 排水施設の改善と復旧、
- ② 食糧販売システムの改善、
- ③ 大豆及び高地用メイズ改良品種の導入、
- ④ 乾燥地帯における灌漑のデモンストレーション、
- ⑤ 政府の教育改革に対する協力。

(3) 農業分野におけるUSAIDの援助

農業関係の有償借款は、Rural Enterprise Developmentに1千万ドルの供与約束をし、現在支出中であるが、Agricultural Cooperative Federation Developmentに7百万ドル、Sierra Water and Land Use Improvementに11百万ドルをコミットし、やがて借款協定ができることとなっている。これらは何れも据置期間10年利子2%、償還期間40年利子3%となっており、何れも無償技術協力には関係がないが、Rural Enterprise Developmentの中には30万ドルの技術援助借款が含まれている。

なお、技術協力が借款に含まれるか、或いは無償協力として（Project Agreement）付加して実施するか、換言すれば、有償と無償の仕分けについては特にルールがなく、被援助国の希望、経済力等により弾力的になされる。

無償技術協力として実施中の農業プロジェクトは、Agricultural Development and Operationsのみであり、計画中のものとしては、Nutrition Planning, Agro-Industrial Manpower Training, Research and Deve-

lopment in Fresh - Water Fisheries, Soybean and Corn Production by Small Farmers, 及び Use of Treated Effluent for Irrigation がある。

無償技術協力は、Project Agreement を取極めて実施されるが、おおむね毎年更改されており、従って我が国における協定というよりも年次計画に相当するものであり、ペルーにおいては、同一のタイトルによる協定であっても、その内容は毎年の如く変化している。

(4) 農業技術協力の事例

1) Agricultural Development and Operation

① 協定書の書式

協定は Project Agreement と呼ぶ書式により行なわれ、Facesheet と本文からなる。Facesheet には一般技術協力協定の存在、協力国側の Contract Services, Commodities 及び Other Costs, が記入され、Mission Director 及び被援助国農務省がサインしている。協定本文は我が国の協定より詳細に記載されている。この協定書は案の段階から同一の書式が数回にわたり使用されており、各次案において、何次案かを示した上でサインされる。

② 協力の実績

この協力は 1962 年から開始され、1976 年 9 月で終了することとなっているが、1975 年までに約束した 16,754 千ドルのうち 15,909 千ドルが支出され、毎年の如くその目標は変更されている。

1973 年度までに、肉生産、水管理、農業生産財の需要供給、農産物価格、販売、雇傭の各分野について調査、分析が実施済みであり、これらの結果に基づき例えば、ペルー政府は鶏肉価格の上昇を図ると共に飼料価格を適正化することにより小規模鶏肉生産者の経営を安定させる努力を行なっている。また、肉豚生産の改善、肉牛牧場経営の改善、畜産副産物の利用促進、油料作物副産物の利用等も進められている。

1974 年度においては、主要農業問題の分析及び計画策定方法の改善・訓練に対する援助を行なった。その対象となった分野は、試験研究、農協経営、Water charge、水源調査、計画作成のための資料収集方法等にわたっている。

1975 年～1976 年には一転して灌溉に目標がしぼられ、作物別水

需要，灌溉方法の研究，水利用改善のためのデモンストレーションが実施されている。

③ 協力の実施方法

- a) 農務省水利局に研究チームを編成し，チーム・リーダーを補佐する技術者をアドバイザーとしてユタ州立大学から1名長期派遣する。
- b) 土壌，水利，気象，農業経済の専門家を短期派遣する。
- c) 車輛1台を長期専門家及びそのカウターパートの使用に供するため供与する。
- d) 予算の範囲内で必要な資機材をユタ州立大学から供与する。ただし，その所有権はユタ大学に属する。

④ ベル側側の体制

- a) チーム・リーダーと秘書を専任する。
- b) 事務室，研究室，資機材を調達する。
- c) 試験場と労務者を準備する。

⑤ 予算（1975～1976年度）

2年度分の予算が次のように推定されているが，議会に対しては年度別に提示されている。ただし，1976年度は予算年度の変更に伴い，第5四半期を加えて1975年7月から1976年9月までとなっている。

- a) A I D側予算（約16万ドル）
専門家派遣，車輛1台，資機材をユタ大学との契約により供与する。また，A I Dミッションから派遣専門家の生活費，国内旅費，印刷費を含むローカル・コストを支給する。
- b) ベル側側予算（約6万ドル）
職員の給与，労務者の雇傭費，事務室，実験室及び必要資機材。

2) Agro-Industrial Manpower Training

このプロジェクトは1976年度及び1977年度に実施されることとなっているが，現在Project Paperをワシントンにおいて検討している段階である。上記によれば，その計画内容は次のとおりである。

① 計画の目的

ベル政府は現在，農地改革を実施中であるが，Associative Enterprises（USSRのソホーズに似た農業協同組合）に対して農業技術及び経営技術の改善に協力するため，Pilot Projectに援助を行なう。

② 計画の概要

The National Training and Research Center for Agrarian Reform は、それぞれ約 300 人をメンバーとする 4 地域に存在する 40 A E について各種トレーニング・コースを設ける。

各地域には事務室及び技術者チームを設け次の事項を実施する。

- a) 農民の訓練計画に必要な資機材の調達,
- b) 農民の訓練手法の研究, 開発,
- c) 研究, 訓練のための local staff の養成,
- d) 農民訓練のための計画立案 — 実施 — 評価のシステムを開発する。

③ 予算

2 年間にわたるこのプロジェクトの推定予算は総額 110 万ドルであり, A I D の負担額 25 万ドルの用途は, 食費, 宿泊費, 訓練用資料等を含む訓練費 (20 万ドル), 資機材, 管理費となっている。F A O 及びオランダが 11 万ドルを負担し, 残額はペルー政府の支出予定となっている。

10. ボリヴィアにおけるAIDの農業協力

(1) 一般概況

1) 位置

ボリヴィアは南米のはば西寄中央部に位置し、ペルー、チリー、アルゼンチン、パラグアイ、ブラジルの5カ国に囲まれた内陸国である。

2) 面積、人口

全国土面積は109万9千km²であり、南米第5位、日本の約3倍である。人口は1975年の推計では、560万人であり、年増加率は2.6%となっている。人口の $\frac{2}{3}$ は土着インディオである。

3) 地勢、耕地分布

地勢は、アンデス高原地帯（標高3,800米の首都ラパスを中心とする3,000m以上の冷涼地帯）、アンデス溪谷地帯（アンデス高原地帯に接続する溪谷盆地の温暖地帯）および低地平原地帯（標高200～300mの熱帯・亜熱帯的平原地帯であり、雨期の12月～2月には河川がはんらんし、この地帯の60%内外が冠水する。）の三つに大別される。

	全国土	全人口	全耕地
アンデス高原地帯	20%	56%	44%
・ ・ 溪谷地帯	20	30	33
低地平原地帯	60	14	23

4) 社会経済事情

ボリヴィアは鋳産国であり、鋳は世界三大生産国の一つである。近年石油資源開発が進み、石油、天然ガス、鋳物資源（鋳、タングステン、銀等）を含め、外貨収入の80%強を占めている。

しかし、1人当たりGNPは約230ドルであるが（1975年推計値）、農村地域では60～130ドルと低く、全体として南米では最も貧困な国である。経済成長率は市況の好勢もあって、1969～74年は5.5%であったが、1975年には主要産品である鋳物、石油及び農産物の輸出が停滞し、4%程度となった。総就業人口は230万人と推定され、その66%が農業に従事している。農業部門では、国内総生産の30%程度しか寄与していな

い。

全人口560万人の70%が農村地域に偏在しており、多くの自給的農家を形成している。文盲率は60%であり、10万人未満のみが中学以上の教育を受けているにすぎない。人口の2%を占める土着インディオは低地平原部での居住は体質的に適していない。国の公用語はスペイン語であるが、全体の57%までがAymara（アイマラ）または、Quechua（ケチュア）の土語を用いている。

5) 農業事情

チチカカ湖周辺を中心とするアンデス高原地帯（ALTI - PLANO）及びこれに接続する溪谷地帯（YUNGAS）においては、殆んど全部がインディオによって小規模農業（Potato, とうもろこし, 麦, かんきつ, 果樹野菜類）と牧畜（羊, リヤマ, ビクーニヤ, 豚等）が行なわれており、このタイプによる農業が全体の80~90%を占めている。

しかし、戦後コチャバンバ、サンタクルスに至る500kmの道路が完成し、この周辺に移住地が開設された結果、この地方の亜熱帯性の気候と相俟って、Sugar Cane, 棉花, とうもろこし, 大豆, 米等の大規模生産が増加したが、労働力の不足、信用・流通機構等の不備が増産を阻害している。

国全体としてこの生産性はまだ極めて低く、毎年2,000万ドル程度の食糧を輸入している。このような事情に鑑み、最近は交通・運輸手段等のインフラ整備、Marketing Systemの整備開発、小農入植および村落開発計画、信用および農業普及サービスの組織化とともに、日本の1.75倍の面積を有する低地平原地帯における肉用畜の飼育が大々的に進められているが、けわしい山脈地帯、交通及び通信の不便、限られた国内市場等の、内陸国特有の諸条件は、国内の総合化と開発を阻害している。

6) ボリヴィア政府の開発計画

ボリヴィア政府は、これまでも諸外国の資金援助によって、

①交通運輸システムの改善と拡充、

②農業および工業分野での増産、

③適切な社会的公共サービスの提供

等を中心として開発を進めている。しかし、ボリヴィア経済の見とおしは、

①主要輸出品の価格が好調であること、

②石油及びガス資源の開発に成功すること、

③ コンセショナルベースの経済援助が今後も継続されること、等に大きく依存している。

ボリビア政府の経済・社会開発5カ年計画は、まさに進行せんとしているが、この計画の重点は、鉱物および石油資源の探査、開発、拡充のための投資におかれている。

さらに、インフラ整備が国家開発のために重要であることが認識され、電気エネルギー、交通・通信及び水資源開発等の分野にも高いプライオリティが与えられている。

農業分野における開発目標は、輸出品生産の企業的大規模農家の能力を向上すると共に、自給農家、小規模農家の生産性向上と、これらのグループに対する福祉改善をはかることに重点がおかれている。

(2) 外国援助

1975年には、三つの国際的信用機関が新規分として、下記のとおり、援助承認を行なっている。

・米州開発銀行（IDB）が以下の支援のため、6,570万ドルを融資

- ① 石油製精プロジェクト
- ② コチャバンバ市の飲料水開発
- ③ チュキスカ地方の畜産開発

・世銀（IBRD）が、鉄道復旧と農業信用のため、3,950万ドルを融資

・アンデス開発公社（CAF）が以下の支援のため、3,980万ドルを融資

- ① ベンジン・プラント
- ② セメント・プラント
- ③ 農薬プラント
- ④ 衛星中継ステーション

・国連（UN）も、1975年に、行政管理、かんがい開発のため、約600万ドルを供与した。

・米州機構（OAS）は、24万6千ドルを経済社会部門に、16万6千ド

ルを教育部門に供与すべく計画中である。

U S A I D以外の二国間のローンで、1975年にサインされたものは、下記のとおりであり、総額約7,300万ドルである。

1) ブラジル

鉄鋼コンプレックス、及び数カ所の工業プロジェクトのF/S調査のため、6,000万ドルを融資

2) 日本

道路建設用機械のため、1,200万ドルを融資

3) ソ連

鉱山用機器のため、1,100万ドルを融資

4) 一般銀行及び私企業信用で、約1億7千万ドルを融資

(3) A I Dの農業協力

ボリヴィアに対するU S A I D 農業分野での協力は以下のとおりである。

Grant (贈与および技術協力)

① Basic Foods Production and Marketing

436万ドル 1975～1981年

② Small Farmer Organization

229万ドル 1976～1979年

Loan (資金協力)

期間は何れも50年、据置期間10年を含む、利率は据置期間は2%、それ以降は3%。

① Agricultural Development

920万ドル 協定 4/24 1976年

② Sub - Tropical Land Development

970万ドル 協定 9/19 1974年

- ③ Basic Food Production
920万ドル 協定 4/24 1975年
- ④ Small Farmer Organization
750万ドル 承認 12/31 1975年

上記プロジェクトのうち、技術協力が主体となっている Basic Foods Production and Marketingに的を絞り、このプロジェクトの実態解明を試みた。

U S A I D が行なっているプロジェクト準備 → プロジェクト選定 → 予算化 → 協力実施に至る一連の手順は、ここでは説明を省略する。通常、技術協力の実施に当たっては、相手国側の関係省庁の責任者と、A I Dの国別 Missionの Director によって署名交換されるプロジェクト協定が作成される。この協定は、一般技術協力協定および経済協力協定の傘下で行なわれており、言うなれば一種の実施計画書の如き性格を有するものである。したがって毎年のレビューまたは評価によって、その協力実施内容を up to dateのものにするため、その協力予算金額の枠内において、相手国側との協議によって、計画変更も容易に出来る仕組みとなっている。

この「プロジェクト協定書」は、

- ①プロジェクトのタイトル
- ② Introduction (とくに、協定の締結/実施の責任機関等の明示)
- ③プロジェクトの目的
- ④プロジェクト設定の経緯と背景
- ⑤プロジェクトの焦点
- ⑥対象地域
- ⑦指導対象層
- ⑧対象農産物
- ⑨実施計画
- ⑩相互の負担部分

等から成り立っている。

現在、U S A I D がボリヴィアで実施中の農業技術協力「主要食糧生産とその流通機構整備」の達成目標 (Project Goal) は、

- ① 主要食糧作物および畜産物の生産を向上し、
- ② 小農の所得増進をはかることとし、

Projectの目的として

- ① 小農部門に対し、改良技術と営農実技の開発と、その普及をはかること。
- ② ボリヴィア農牧省に対し、適切かつ調整のとれた農業政策と計画を作成／実施せしめるため、情報集収と評価システムの設定について支援すること。
- ③ 小農に対する公共サービスを一般化すると共に、中央集権的行政機構を改善すること。

の三点としている。

この農業協力活動は、中部溪谷地帯およびボリヴィア中央／東部の熱帯平坦部で、先づ開始され、第2 Phaseにおいて、南部ボリヴィアの溪谷地帯および乾燥平坦部へと拡大されることとなっている。この協力プロジェクトとの計画では、動物性蛋白資源、穀物類、油料作物および野菜類の増産に重点がおかれている。

A I Dは、この計画に対して、技術協力の供与のみならず、前述したローンをも関連させており、この計画の完了時点ではボリヴィアの小農の約50%以上が、この事業の恩恵に浴することとなっている。

A I Dのこのプロジェクトは1975～1981年の6年間継続され、この間に436万ドル相当の協力が実施される。

この技術協力の内容は、

- ① 研究と普及サービスの組織化
- ② 主要穀物類と油料種子増産のため、小規模農家に対する技術を開発・普及する。
- ③ 地方の技術者の訓練を行なう。

ことが中心であり、技術者及び研究者の派遣、研修費の供与および研修員の受入れ、技術協力実施に必要な機材及び器具の供与、ならびに、現地業務費の支弁等を実施している。但し、この計画実施に当っては、年次毎に、A I Dは、ボリヴィア政府（＝農牧省）と協議してその細目を決定している。

また、ボリヴィア政府は、このプロジェクトに対して、総額1,000万ドル

を計上し、ボリヴィア側の25人のスタッフと、85人の実地技術者の給料アップの補てんと、プロジェクトの運営費に充当することとしている。

AIDは、米国の国際開発協会(CID)を通じて、米国の7大学から専門家を現地に派遣することとしており、1975年(FY)に7名、1976年(FY)に12名、(いずれも月/年)となっている。1975年分の7名の内訳は、

- | | |
|---------------|----|
| ① 栽培技術者 | 4名 |
| ② 農業経済 | 1名 |
| ③ 土壌および水管理専門家 | 1名 |
| ④ 入植指導専門家 | 1名 |

であり、地方農業事務所、農事試験場および農科大学の所在するコチャバンバ(4名)、サンタクルス(3名)に駐在することとなっている。

1976年分の12名の内訳は、

- | | | |
|-------------|----|--------|
| ① 研究管理担当専門家 | 1名 | |
| ② 農業経済 " " | 3名 | 中央政府駐在 |
| ③ 農業普及 " " | | |
| ④ 入植指導専門家 | 1名 | 現場駐在 |
| ⑤ 研究担当専門家 | 6名 | |

となっているが、この派遣計画は相当に遅延しており、現在、1975年度分の約半数が現地に赴任しているにすぎない。

AIDの技術協力は、一言にして表現すると、計画づくり、組織づくり、人づくりが中心であり、このためには、必要な資金協力をも行なっている。また、技術協力の対象は、農事試験場、農業大学、地方および中央関係の農牧省、ならびにその出先機関となっており、わが国の行なう協力とは、趣きを異にしている。

(4) 主要食糧生産と市場開発 (Basic Foods Production and Marketing) プロジェクトの実施プラン

長期プラン

プロジェクトの目的

このプロジェクトの一般的目的は、ボリヴィアの中央盆地地方と東部の平原地域 (Cochabamba, Chuquisaca 北部, Potosi 北東部の高原地帯および Santa Cruz 北西部に開発中の農業地区) の小農層における主要食糧 (油性植物, 穀類およびポテトの一般的な種類を含む) の栽培生産の改善とそれに関連する農業投入材の生産性の向上である。これらの一般目的を達成するために個別的な小目的が掲げられる。これを次に詳述する。

1. 前記地方において、農業の改良技術と、より近代的な操作方法を開発する。
2. これらの地方において改良技術と操作方法を広める。
3. 基本的な農業に関する情報を作成し、問題を分析し政策とプログラムを公式化し実行に移すために、農業省の経済統計・市場および企画の各部所の能力を強化する。また、公共機関を組織化し管理する。

これらの目的の追求には、農業調査、農業普及、部門管理、その他の関連技術業務の分野における農業省の活動の強化と改善および大学での農業教育が含まれる。

小目的の 1. 2. は、農業試験場プログラムと普及機関への専門的な援助を強化し、土地・用水などの補助的技術設備を改善して、実現される。CID の調査技術者の活動は Savedra, San Benito, Toralapa, Chinoli 試験場における試験作業の共同管理と運営に集中される。実験および普及の仕事は 2 つの地域において、小農層にさらによく協力するために分散され拡張される。"地域サービスセンター" の理想は Santa Cruz, Cochabamba, Chuquisaca の 3 つの地方に調査、普及、農業信用供与その他の業務のプログラムの協力媒体が置かれる目的で継続される。センターのシステムは、技術の開発、表示、普及、採用および改良操作方法の実践のための資源と活動の後押しのための機会を与えるものである。CID の技術者は地方の 2 つの大学 (Cochabamba の San Simon と Santa Cruz の Gabriel Rene Moreno) の農業研究者に、小農技術に関して助言する。同

様に、農業省による成人教育活動にプロジェクト地区の協同体開発国家機関が協力する。同様に、調査および普及担当の技術労働者のため現職研修プログラムと学術的専門的研修の改善のためのプログラムが計画される。契約技術者は、これらの研修活動に参加し助言する。同様に Cochabamba および Santa Cruz の農業大学におけるある一定の数のセミナーおよび課程の教育を補助する。

小目的3は、ボリヴィアの農業農村関係の公共の業務を公式化し、構築し、管理するために農業省の能力を向上させるための技術的な援助を受けて、達成される。特に、収穫向上方法、農業データの分析、市場情報業務および農業関係の企画、政策分析に重点が置かれる。現職研修は市場、経済統計、企画および経済研究の各局の職員を対象に行なわれる。また、農業省による公共業務の組織化と管理の研究および必要な改革の研究を補助する。契約技術者は、同様にマスターコース (M . S) ドクターコース (P h . D) における正式の教育に参加する者の選定に参加する。

このプログラムは、全て農業に関する問題の解決を目的とする。物理的・生物学的調査結果に社会経済的調査を統合することに特に注意が払われる。

契約技術者と農業省は、農業調査、農業普及その他様々な農業管理に関するプログラムの企画と実施に共同責任を負う。共同管理の考えは、契約技術者に対するものも含めて、プログラムの全ての業務段階に当てはめられる。

契約技術者

C I Dは、プログラムの目的を遂行するために必要な専門分野の技術者で、C I Dの大学出身者を用意する。このプロジェクトの期間中、必要な専門分野と技術者数は変化するであろうが、次に示すように、11人の契約技術者が目下のところ派遣されることになっている。

1. グループのチーフ—— La Paz
2. 農業調査国家顧問—— La Paz
3. 農業普及国家顧問—— La Paz
4. 農業経済学者 (政策の考案および分析) —— La Paz
5. 農業経済学者 (市場および統計) —— La Paz
6. 農業技師 (一般) —— Cochabamba

7. 農業技師（穀物）— Cochabamba
8. 土地および水の管理に関する顧問— Cochabamba
9. 農業経経学者（農業行政）— Cochabamba
10. 農業技師（一般）— Santa Cruz
11. 農業技師（油性植物）— Santa Cruz

これらの専門分野に関してはCID、農業省およびボリヴィアのUSAIDが定期的に監査する。これらのポストには、ドクターあるいはマスターの資格を持つ経験者が任じられることが期待される。それぞれの専門分野における仕事の内容は次に示す通りである。

1. グループのチーフ 農業総局長および地方のプロジェクト運営者のパートナーとなり、契約資源の調整者としての役割を果たす。その職務は次の通りである。
 - a) その土地で実施される農業調査・農業普及に関してまた、その地区の行政に関してプログラムの考案および運営の際に総局長に助言する。
 - b) 農業省とともに、またボリヴィア大学の要請によって、研修プログラムを考案し、プロジェクトに関する技術援助に協力する。
 - c) プログラムの様々な活動に関して指導し、情報を与える。また、適当な期間、契約技術者が専門分野で然るべき効果をあげるのを保証するために契約技術者を監督する。
2. 農牧調査の指導者 農業省農牧調査局長のパートナーとして業務する。その主な職務は、プロジェクトの調査プログラムの開発と改良の段階および優先的問題のリスト作成の段階において調査局に助言することである。また、職員研修プランを進めるために補佐する。このプランには、現職教育も、外国での研修も含まれる。さらに、他の契約顧問の調査活動の管理指導についてグループのチーフを補助する。必要な場合には、調査の方法論、農村における調査作業の監督、個別的調査プロジェクトの試験案および適当な技術的報告の展開などの点について助言する。
3. 農業普及の指導者 農業省農業普及局長のパートナーである。その主な職務は、次に述べることの開発のために助言し補助することである。
 - a) プロジェクト地区における農業開発の最も効果的なシステム

- b) 成人教育普及プログラム，これは農民の講習会から成り，ボリヴィアの農業に適した技術を強化するものである。
 - c) 現職中の職員の研修および専門的なフルタイムの研修のプログラム
 - d) 省内部およびその顧客との間の技術情報交換および出版業務。さらに，契約技術者の普及活動の指導と協力に関し，またプロジェクトに含まれる農業省の普及職員全ての研修と監督に関して，グループのチーフに助言する。
4. 農業経済学者 企画局長のパートナーである。その主な職務は農業プロジェクトの準備と進行，プロジェクトの分析，政策の公式化およびプログラムの評価のために助言し，補助することである。さらに，現職研修プログラムの進行と指導に関し，またUSDA の技術的助言の調整と整理に関して農業省に助言し，また短期的に経済研究統計局に付加的な助言をする。
 5. 農業経済学者 商品化局長のパートナーである。その主たる仕事は，生産物の市場・価格についてまた商業上の因数・統計についての情報業務の拡充に関して助言し補助することである。さらに，現職研修プログラムを推進し指導し，また企画局における政策の公式化に必要と思われる商品化の研究に協力する。
 6. 農業技師 Cochabamba , Chuquisaca , Potosi の試験場の場長のパートナーとなる。その主な職務は，各試験場の調査活動の企画と運営に助言しかつこれに積極的に参加することである。また，野菜，飼料，ポテトの栽培開発にとって重要と思われる研究問題および，牧畜生産に関する問題について直接協力することである。また，プロジェクトに関連する普及プログラム，成人教育プログラムの作成について助言する。また，調査教育活動に関し，大学の職員に協力しなければならず，San Simon 大学および試験場における研究論文に関し，学生に助言を与えなければならない。
 7. 穀物専門の農業技師 Cochabamba と Chuquisaca の地域サービスセンターの調査部に配属される。その主な職務は，その専門分野の危機的問題を調査し，特に小麦，とうもろこし，大麦に関して，乾燥地氾濫地両方の普及プログラムを進行させることである。さらに，種子証

閉部を通じてプロジェクト全般にわたる改良種の倍加・配布プログラムの進行および管理を補助する。

8. 土地・用水管理の顧問 本拠地は Cochabamba であるが、プロジェクト地区全てに関して農業省の調査・普及・土地澆灌の各局の職員の技術顧問となる。その主な職務は、用水および澆灌管理の改良技術の開発、水路流域管理プログラムおよび短期的長期的にプロジェクト地区の生産力に影響を及ぼすような水と浸食のコントロールの問題の解決法の探求のために、助言を与えることである。さらに、その専門分野に関連する調査・普及・現職教育の活動を企画し指導しなければならない。Cochabamba, Santa Cruz, Chuquisaca の地方事務所および国家長官と近密に協力し合う。
9. 農業経済学者 調査局に配属され、3つの地方センターで業務する。この本拠地も Cochabamba である。その主な職務は、様々な調査結果から経済的可能性を証明すること、および普及機関にある改良技術、運営方法を採用するよう忠告することである。生産物市場の特徴と基本的な要素を研究し忠告を与え、システムを改善する。また、調査・教育活動に関して大学の職員に協力し、研究論文の計画に関して学生に助言し、かつ企画、商品化、経済研究統計の各局のためにその分野のデータの整理・作成を補助しなければならない。
10. 農業技師 Saavedra 試験場およびこの地区に組織されるその他の試験場の場長のパートナーとなる。その主な仕事は、これらの試験場の調査プログラムに助言を与えること、基本的穀物の栽培生産に関する調査の問題について助言すること、およびそれぞれの試験場の条件に従って行なわれる改良技術のデモンストレーションにおいて自作農園に助言を与えることである。また、調査結果に関連する普及プログラムの進行を補助する。教育・調査活動において、ボリヴィア大学の職員と協力し、Gabriel Rene Moreno 大学において、調査に関する論文の計画について学生および農業省の若い技術者に助言する。
11. 油性植物専門の農業技師 Santa Cruz の調査局および普及局に配属される。その主な職務は、油性食物の生産に関する優先的な重要問題について研究することおよび改良種に関する研究結果を広めるため

普及プログラムの進行について助言を与えることである。さらに、その専門分野に関して普及プログラム、成人教育プログラムに助言を与える。

1975年7月1日から1976年8月31日までのプラン

契約期間の最初の14ヶ月間は、予定される11人の技術者のうちその任務につくのは、次に述べる7人だけである。グループのチーフ、農業調査顧問、農業普及顧問、農業経済学者（政策の考案および分析）、Santa Cruzの農業技師（一般）、Santa Cruzの農業技師（油性植物）およびCochabambaの農業技師（一般）。農業調査顧問は最初の一年間はCochabambaで農作業の普及について助言し、業務・予算・その他試験場に関する問題と処理方法を見つけるようにする。農業普及顧問は、初期は同じくCochabambaにいて、プロジェクト地区全てにおける普及業務プログラムに直接たずさわる。また、人事、業務の問題を見つける。しかし、両顧問は、調査局長官、普及局長官が要求する場合には、La Pazその他の地区における特別な仕事に協力する。

農業調査および技術の開発

C I Dの農業技術者は、プログラムの関連地方の試験場のポリグリア人管理者であるパートナーとともに、共同指導者および経営者の資格で任命される。Saavedra 試験場は、Santa Cruz 地方におけるプログラムの中心である。穀物の専門農業技師および油性植物の専門技師は、この試験場の重要事項に責任を負う。C I Dの技術者は、高原溪谷地区のSan Beuito, Toralapa, Chinoliの試験場におけるプログラム活動に助言を与える。

農業プログラムの初歩は、現在の試験場の調査の組織プログラム、予算、予算手続き、管理方法の詳細かつ完全な評価と関連する。これらのことは、将来のプログラムを進行させていくための“関連事項”として作用する。評価には、植物病理学分野での開発および処理、昆虫学、雑草のコントロール、土地・植物の手入に関する個別的な見解が含まれ、また、評価の各局面に関して忠告が与えられる。設備リストその他の資金を必要とする物のリストは、各試験場毎にUSAIDの借款基金（借款USAID053）による購入の基礎として作成される。これまでの年の調査結果も普及プログラムに早目に利用するために評価される。

最初の年のプログラム開始はC I Dの農業技術者の到着の影響を受けるが、

時にはこの到着は、種まき期が迫ってからになる。このため今年の農業調査プログラムは、ボリヴィアの技術者の試験場で作成したプランを基にする。一方、CIDの援助には現行のプログラムの監督が含まれる。また、CIDの技術者は、調査プログラムの再指導のため、および将来の改正のために準備する。契約技術者の作成した仮見解は、調査プログラムに関する現在の管理と組織には欠陥があり、たぶん、改正が必要であると示唆している。つまり試験場の規模、場所、予算手続きその他の点で改正が必要であると述べている。CIDの技術者は、国内のパートナーと協力して、プログラムの各地方において普及、調査プログラムで最も重点を置かれる最も高利潤の作物と、その地方の農業の改善にとって将来大きな力となる作物を探し出す。同様に、単一栽培の他に、複数栽培、ローテーションシステムについて考慮する。

CIDの技術者が責任を持って助言して構案された1975～76年の栽培とプログラムは次の通りである。

Saavedra

とうもろこし

1. 変種の導入と比較、
2. 栽培分割地と手入れ
3. 6種類の除草剤を試して雑草のコントロール、雑草が出る前、出た後の適応
4. 病虫害の予防実験——殺虫剤の数は決められていない。
5. 生産システム——そら豆、とうもろこし栽培および大豆、とうもろこし栽培を混合して。
6. 地方の変種の試験——次の場所において8つの実験企画されている。

Abapo — Izozog

Comarapa

Mairaua

Cotoca

Yapacani

Cuatro Ojitos

Charagua

La Guardia

7. 基本種の倍加

大豆

1. 変種の比較
2. 変種の地域的実験——数が決められる。
3. 播種試験の日取り——冬および夏
4. 種の密度および間隔の試験
5. 病虫害の照合
6. 基本種の倍加
basical seeds
7. 雑草のコントロール

米

1. 変種の導入——畑地へ、穀付きで。
2. 6種類の殺虫剤の比較
3. 栽培方法の比較（例えば、溝の間隔）
4. 米のきずの化学的予防
5. 5種の除草剤の比較
6. 既灌による米の実験
7. 変種を比較する地域的な3つの実験（Yapacani, Portachuelo, San Pedro——農村メソジスト協会の協力で）
8. 3ヘクタールに基本種の必要量を生産

落花生

1. 変種の導入
2. 変種の生産高の比較
3. 3種の化学品を使って、Cercospora 病の化学的予防
4. いくつかの除草剤による雑草コントロールの実験

もろこし

1. 粒状もろこし（雑種）の導入
2. 地域的実験の予定される場所

Warnes

Portachuelo

Cotoca

Charagua

Abapo — Izozog

その他

1. 他の植物の変種導入——種の手持ちを需要にかかっている。

飼料と家畜の研究は企画はされる。試験場の共同管理者としてCIDの技術者が責任を負うべきもの以外は、CIDの技術者は監督義務を負わない。

Toralapa

ポテト

1. 自然栽培の変種の採集
2. 苗の栽培と手入れと遺伝学
3. 凍結抵抗を基にした選定
4. *Nacobbus* sp 抵抗を基にした選定
5. 変種の生産高比較
6. 塊茎法による基本種の生産
7. 分枝群選定による基本種の生産
8. N . P . K 肥沃法のレベルの調査
9. 堆肥・肥料のレベルの調査
10. 市販肥料の評価額の調査
11. 肥料の残余作用の調査
12. *Nacobbus* , sp の予防のための線虫殺虫剤の比較
13. *Nacobbus* . sp の予防用の Temik 10G の評価額の調査
14. 塊茎中の生氣に関する調査
15. 種の生産方法 —— 種の密度
16. 種の生産方法 —— 適当な大きさの種の正確な収穫時期の決定
17. N . P . K 肥料のレベルの地域的実験
18. 病気予防の調査
19. 自然変種の重要性を個別的に決定
20. ポテトの染色体の勘定
21. *Nacobbus* , SP の宿主の調査
22. 線虫の分布地帯および地区の研究

23. 誘導放射による変化の研究
24. 切断による体細胞変化の研究

飼料

1. からすむぎおよび大麦の飼料の導入
2. 一年生飼料の生産高の比較
3. 多年生飼料の生産高の比較
4. 飼料の種の生産
5. 一年生飼料の種の密度の研究
6. 一年生飼料の群叢

ビール用大麦と飼料用大麦

1. 変種の導入
2. 効率の比較
3. 種の生産
4. 種の密度の研究
5. 種々の変種の群叢

Chinali

小麦

1. 変種の導入
2. 変種の生産高の実験
3. 栽培と手入れ
4. 基本種の生産
5. 肥料の残余物の影響
6. 除草剤による雑草のコントロール
7. 変種結合と肥料の取扱についての研究
8. 地方別の変種の適応性
9. 肥料の地域的実験
10. 雑草のコントロールについての研究
11. 生産コストの評価

ポテト

1. 基本的変種を養成するための農園
2. 種々の変種の生産高の比較

3. 基本変種の種の生産
4. 地中の虫の予防のために Aldrin の様々な化学品の代替
5. 肥料の必要量についての実験
6. 地中の虫の化学的予防についての地域の実験
7. 線虫の化学的予防についての地域の実験
8. 種々の変種の生産についての地域の実験
9. 肥料の必要量についての地域の実験
10. 適切な大きさの種子の生産のための栽培方法
11. 線虫予防についての基本的研究

大 麦

1. 変種の導入と選定
2. 種々の変種の生産高の比較
3. 栽培と手入れ
4. 大麦の順応についての地域の実験

からすむぎ

1. 変種の導入と選定
2. 種々の変種の生産高の比較

Tritical

1. 変種の導入と選定
2. 栽培と手入れ

San Benito

小 麦

1. 変種の導入
2. 変種の選定
3. 変種の生産高の比較
4. 栽培と手入れ
5. 基本種の生産
6. その地方への変種の適応
7. 雑草のコントロール
8. 従来的小麦地区における変種 *Puccinia graminis tritici* の照合
9. *Puccinia graminis tritici* の変種の選定の可能性の研究

桃

1. 変種の導入
2. 変種の選定
3. 剪定方法
4. 植樹密度の研究
5. 段階的間伐の研究
6. この地方の原種の増加
7. この地方の桃の利用増加
8. *Cyrsyobothris* Sp 予防のための殺虫剤決定
9. 虫の予防のための殺虫剤の実験
10. この地方の果樹園のデモンストレーション

りんご

1. この地方の原種の増加
2. 変種の農園の管理
3. りんごの地域内の消費量の増加
4. 地域の試験的試み

すもも

1. 変種の果樹園の管理

梅

1. 変種の果樹園の管理
2. 地域的試験的試み

西洋梨

1. 変種の果樹園の管理

栽培方法は今後の農業調査にとって重要な要素を確認することである。生産増加を制限する地域的な農業問題、例えば、病理学の問題のためにポリグリア国内の栽培方法に適用しうる新しい技術・新しい管理方法、例えば、種の変種、澁澁、種まきの比率、雑草のコントロールなどが選び出される。最初の確認作業は、契約の初期に完全に行なわれ、(1)各地方における農業の危機的問題の克服のため、また(2)新しい技術、管理方法の物理的経済的可能性に関する情報の基礎を築くための順応調査プログラムの作成の基礎が用意される。しかし、確認作業の全体的な方法はプロジェクト全体を通じて継続して行なわれる仕事である。

技術の普及

調査データの作成は、重要な仕事の一つである。調査に関する研究の伝播を容易にするために、技術的情報の幅広い公表システムを開発する。調査に関する結果の、公表・配布の準備がなされる。普及出張所員に対する、また生産者に対する地域的な情報・研究の会合が技術情報の伝播のために開かれる。同様に普及プログラムの進行のために協力が与えられ、それにより、借款U S A I D 0 5 3 の基金準備金による研修用の移動設備の有効かつ広範な利用が可能になる。

普及業務の組織化と融資のシステムについて、農業普及顧問は研究し、必要な場合には勧告を行なう。現職研修活動は、普及出張所員のために計画され、C I Dの技術者は、正式な研修講習会を行なう。

プログラムの調査段階は、その地方における試験的試みという形の普及活動を基礎とする。これらの試みは小農へのデモンストレーションの方法として役立つ。試験場の実験も、地域的な実験も“デモンストレーション日”に生産者に公開される。普及プログラムに追加のプログラムが組み込まれることが期待されるが、詳細については、来年1月に到着する農業普及顧問の到着を待って、農業省との協力で完成される。

部門管理

C I Dの農業経済学者は、農業省の企画および統計局の共同指導者として任命される。彼は、部門管理の4つの局のプログラム監督を補助する。つまり(1)統計局、(2)企画局、(3)商品化局、(4)経済研究政策分析局である。

農業統計 C I Dの技術者は、合衆国農業省の行なう農業関係のデータ採集能力強化に関する仕事の監査を補助する。特に今年の仕事は、農業部門の見本の資料の採集のために空気中の見本抽出の計画を進行させることである。

農業企画 今年には特にボリヴィアの農業5ヶ年計画に重点が置かれ、この計画の概念化と編集が補助される。さらに、1976年の農業省予算の進行と、農業プロジェクトの企画と評価の技術的能力向上のために技術援助が与えられる。同様に、農業省の能力向上と外国の支援の管理のための手続きに注意が向けられる。

農業商品化 今年のプログラムの重点は、農業生産物の価格情報システ

ムの開発に置かれる。ボリヴィアの主要市場の週間価格を採集する方法を開発し、これらの価格をラジオ・新聞を通じて伝播する。同様に、個々の生産物の週間の市場状況を合わせて分析する能力を強化するようにする。

経済研究・政策分析 今年のプログラムの焦点は、政府による政策表明に対する独立した研究の実現である。CIDの技術者は、各研究毎に農業省の技術者1人の補助を受けて全ての研究を監督し、研究の指導に責任を負う。決定の基本となる資料に通暁する職員が農業省に配置されれば、分析は確かなものになる。今年予定される個別的な研究は次のものを含む。(1)熱帯地の農業研究 (2)土地利用政策の研究。その他重要な政策の追加地区に関する研究が加えられる。

部門管理のプログラムは、農業省の公共機関の組織と運営の評価の中に包括される。農業省の各局への予算管理の分散化の機構と、組織変更とが研究される。企画経済研究局の再建プランに特に注意が払われる。

研 修

契約の最初の年には技術研修の様々な形態が取り入れられる。CIDの技術者は、San Simon 大学と Gabriel Rene Moreno 大学において一定数の講習会あるいはセミナーを受持つ。正確な数は、ボリヴィア大学の職員と農業省との間の話し合いで決められるが、少なくとも、Santa Cruz において1回の農学講習会あるいはセミナー、Cochabamba において農学講習会あるいはセミナー1回、経済開発講習会あるいはセミナー1回が開かれる予定である。CIDの技術者は、農業調査プログラムに関してボリヴィア大学の職員と話し合い、学生の論文作成に助言を与える。

研修プログラムのはほとんどはCIDの技術者と農業省との間の日々の交流を通じて行なわれる現職研修で占められる。CIDの各技術者と、そのボリヴィア人パートナーは1年中継続的な教育活動が続ける。農業関係職員は、調査原案、情報の分析、その他農業調査の技術的問題について指導を受ける。

特殊研究に参加する部門管理セクションの職員は科学的調査を学び、また、経済理論の利用法、その他の経済分析方法を学ぶ。

日常の交流の他に、CIDの技術者は正式の研修、定期的なセミナー(できれば毎月)を、パートナーおよび農業省の他の職員とともに実現す

る。

C I Dの技術者は、特殊栽培に関連する調査および普及に関する国内会議の企画と運営を補助する。

11. パラグァイにおけるAIDの農業協力

(1) 一般概況

① パラグァイは隣国ボリヴィアとともに、南米では数少ない内陸国である。その国土面積は407,000 Km² で、日本の国土面積(370,000 Km²)よりもやや広いが、人口は僅かに2,600,000人に過ぎない。

しかも、その37%は首都アスシオンのほか数少ない都市に集中しており、農村地域における人口密度の稀薄さは、全人口の2.5倍に相当する肉牛の頭数とコントラストをなしている。しかし、人口の増加率は、近年若干の低下傾向がみられるとほいうものの、下表にみるとおり、26~3.1%とかなり高いものである。

農業は、パラグァイの全人口の53%を占める重要産業であるが、工業の

第1表 基礎資料

人 口	1972/6	2,500,000人	1975/6	2,600,000人
全 年 増 加 率	"	31%	"	26%
都市部人口割合	1971	36%	1975	37%
農業従事者 "	"	53%	"	53%
国民1人当たり 総生産額(GNP)	"	273ドル	1973	350ドル
平 均 寿 命	"	61才	"	61才
医師1人当たり人口	"	1,610人	"	2,220人
読み書き能力人口 割合	"	74%	"	74%
5~19オグループ の就学率	"	53%	"	56%

大部分は、一次産品の加工による消費財の生産(食料品加工工業が最重要)に限定されており、生産財生産工業の比重が低いことなどから、国民1人当たり総生産額(GNP)は、350米ドルといった低い額に止っている。

また、医師1人当たりの人口は、近年においても増加がみられ、国民の平均寿命の伸びも停滞している。なお、5~19オグループの就学率は、近年

53%から56%へと若干増加しているものの、文盲率が、全人口の26%にも及んでいることは、ここ数年来変わっていない。

② パラグワイは、ラテン・アメリカにおける貧困な国の一つである。

それは、天然資源に限りがあり、また、教育訓練された人的資源にも欠けていることによるものである。今日、この国は失業及至は不完全雇用の問題に悩んでいる。

河川による水力発電から、その電力を隣国へも販売できるといった可能性のほか、天然資源を活用するといった途は、少ないように思われる。

産業の発達は限られたものであるが、また、その将来の成長に対する期待も、国内市場の狭少さと、この国と境を接する二大産業国たるアルゼンチン及びブラジルとの競争に狂わされている。

さきの石油危機とその後における世界的な景気の後退は、パラグワイにも深刻な影響を及ぼしている。それは1974年から1975年にかけて、ヨーロッパ共同体が、この国の主要輸出品たる牛肉や牛肉製品の輸出市場を閉鎖したからである。(そうした間にも、この国は、値上げされた石油製品その他のものの購入を余儀なくされている。)

為替勘定(当座)の不足額は、1974年の25百万ドルから1975年には50百万ドルと大きくなっている。

このような不利な要因にもかかわらず、国内の政治、財政状態が比較的安定していることもあって、重要な意義をもつ海外からの資本及び技術の流入は、近年におけるこの国の経済成長を持続させるに役立ってきた。

パラグワイ政府の報ずるところによれば、過去5カ年間に於けるGNPの平均伸び率6.3%に対して、1975年は8.4%とされている。

(2) 農業事情

① 国土のほとんどが平野であり、チャコChaco(パラグワイの西部地帯は、低地の草原がどこまでも広がる地域で、チャコと呼ばれる一狩りをする地域の意)を除いては、肥沃な耕地に恵まれていて、農牧に適している。

農業には、パラグワイの労働人口の半数以上が従事しており、農産物の輸出は、この国の輸出における収入の70%以上を占めている。

しかし、農耕地は僅かに全土の5%程度に過ぎず、また、零細農家が多いため生産性は極めて低い。主要作目は、棉花、砂糖キビ、甘蔗、米、小麦、

煙草等である。

農地は、首都アスンシオン東方150kmの地点附近に集中しており、面積については、農家の95%は10ヘクタール以下で、そのうち35%は3ヘクタール以下といった零細農業である。

農地がこのように集中しているのは、土質の問題というよりは、むしろ伝統的、惰性的要素が強いので、政府は、その農業政策の根本を既成農地の再配分よりも、未開地の植民、開発に置いている。

- ② 牧畜は、国民総生産額の10%、総輸出額の27%を占める重要産業である。1964年以降、世銀からの借款を基金として、水利施設、牧草及び飼養施設の改良等大牧場経営改善のための投資が行われ、更にまた、1968年以降米州開発銀行（IDB）からの借款により、中小牧場振興のための融資が行われてきた。

これらの増産努力にもかかわらず、畜産の増加率は、僅かに年率1%程度に止まり、ここ数年は、それ以下にも低迷している。パラグワイでは、現在放牧地1ヘクタール当たり1頭程度の飼養といわれているが、水利施設を改良し、牧草を改良増産することができれば、現在の牧場規模でも、いまの3倍の頭数の牛を維持できるとされている。

(3) 国際援助機構等による開発援助

パラグワイは、海外の国際開発援助機構から、実質的な開発援助を受けてきているが、その主なものは次のとおりである。

① 世界銀行（IBRD）及び米州開発銀行（IDB）

これまで、IBRDとIDBはパラグワイに対する大きな貸し手であったが、両銀行は、現在も関連する大きなプログラムをもっている。

■ 従来両銀行は、道路網拡大、電化、空港整備等インフラストラクチャー部門やその他の物的施設の整備に関するプロジェクトに片寄りがちであった。

しかし、最近のIBRDのプロジェクトでは、国内空港の建設、主要交通路の維持のほか、移住地域における一貫した農村開発計画及び学校の建設を含めた提案がなされている。また、最近のIDBのプロジェクトでも、家畜衛生、首都の下水施設、産業の投資前調査及び農業部門における融資を含めた提案がなされている。

② 国連開発計画（UNDP）及び米州機構（OAS）

この両者は、各種の大きな技術協力プログラムを主張しており、特にUNDPは、次は述べる米国国際開発庁(AID)とともに、この国に対する技術協力の基幹をなしている。

③ 米国国際開発庁(AID)

AIDは、貸し手としては比較的小さなものである。パラグアイは、1974年に総額8,000千ドルに及ぶ海外からの技術援助を受けたが、そのうちAIDからは約2,000千ドルが贈与されており、また、UNNPからは約1,600千ドルが贈与されている。

これらの大きなDonorからの援助については、各機関のレギュラーの事務レベルでの折衝と機関を代表する者の定期的な話し合いを通じて調整されている。

平和部隊(PC)は、パラグアイに65名の隊員を派遣しているが、その大部分はAIDとの関係で活動しており、また米州基金(Inter-American Foundation)は、社会開発分野で貢献しているが、とりわけ、少数民族たるインディオに係る活動が顕著である。

(4) AIDが行なう開発援助計画の目標及び活動方向

AIDが、パラグアイに対して行なう開発援助計画の目標なり、活動方向を、開発援助プログラムの5つのカテゴリーに区分して述べると、概ね次のとおりである。

① 食糧及び栄養プログラム

AID援助の一般的な目標は、零細農家の所得を増大させることにある。信用組合に対する援助の計画は、他の正規の信用機関によっては達せられない零細農家に、農業上の信用を附与し、かつ、技術協力を行なおうとするものである。

AIDは、現に38信用組合(CREDIT UNION)が加入している信用組合中央機関(CREDICOOP)を援助しつつあるが、この中央機関の業務を拡大するための貸付は、1975年に承認されている。

上記のCREDICOOPは、農民をCREDIT UNIONへ組織化することに助力し、その管理・技術上の訓練を準備し、また、その組合員に対する融資割当額の調整に協力し、更にその他の援助を続けている。

CREDICOOPの会員から払い込まれた出資金は900千ドルを越えており、他方、CREDICOOPは、1975年度(FY)に農業生産資金として1,391千ドル以上の融資を行ったが、また、2,472トン(総額にして535千ドル)の農作物を市場販売することについて、会員に援助を与え

ている。なお、訓練活動としては、50人を対象とした1週間のセミナーや、186人の参加者に対する16の短期教育を実施した。

AIDの技術協力は、零細農家の農産物販売活動にも連なるものである。

1976年度(FY)における借款は、零細農家の生産物を加工処理し、彼等の農業への力の入れ方を増大させうる小規模の農村工業に資金を供給するものであるが、これら農産物の製品化に成功することは、零細農家の生産物に対する需要を増進し、ひいては、農業生産の増大をもたらすものとされている。また、1977年(FY)に供与される借款は、農場から市場への農産物販売体制を確立するものとして期待されている。

このプロジェクトの実施に当たって、AIDは次の事項に関して、農牧省(MAG)と協力関係にある。

④ MAGが、一層理論的な部門別政策と計画構想を達成できるよう部門別計画と統計数値を改善すること、AIDは助力すること。

⑤ MAGは、農業経営指導員を訓練すること。

また、MAGと国立大学は、農家の所得及び栄養の水準を高め得るよう、零細農家によって高められた家畜の品質を、更に高めるべきプロジェクトについて、AIDと共同活動している。

第2表 食糧及び栄養プログラム

(単位千ドル)

プロジェクトタイトル	当初の契約 年度(FY)	最終の契約 年度(FY)	1975(FY)			1976(FY) 推定額		
			支出承諾	支出	未支出	支出承諾	支出	未支出
農業生産性と販売の促進	1965	1976	4,533	4,180	353	325	643	35
信用組合	1969	1978	682	497	185	301	290	196
販売組合	1972	T Q	451	301	150	100	200	90
零細農のための貯蔵	T Q	1978	-	-	-	-	-	-
農業計画と統計	1975	1977	111	48	63	161	85	139
零細農民に対する農業経営指導	1975	T Q	106	61	45	235	159	121

② 人口計画及び健康プログラム

最近の国勢調査の結果からみると、パラグアイの出生率は、およそ1,000人につき40人という割合を示しており、それは、この国の経済的・社会的発展に厳しい制約をなしている。

健康部門の精密な統計値は手に入らないけれども、幼児の死亡率が高く、

多くの婦人は、余りにもしげく妊娠し、かつ、多すぎる子供を拘えて、大きな健康上の問題を提起している。

A I D は、保健省が農村婦人に役立っている診療所を通じて、家族計画に関するサービスを提供するのに援助を与えている。

保健省では、現在 27 診療所をもっているが、そこには、全部で 25000 人の婦人が、政府の家族計画プログラムに参画している。

A I D は、政府の家族計画プログラムに、1977 年も継続して援助を与えるものとされている。このプログラムでは、更に 5 診療所の開設が期待されている。

③ 教育及び人的資源開発プログラム

パラグアイにおける全小学校の 48% に相当するものは、学級別の授業等を実施していない。

このような状態は、農村地域において最も深刻であり、多くの学校では第 3 学級を越える授業をしていない。

教育省では、全教室の整備と、農村の子供に対しても 6 学級の教育をほどこすに必要な教師を雇い入れることができないでいる。予測できるような将来において、政府がこのようなプログラムに投資できるといったことは、見込みがたいことである。

しかし、どんな費用をかけても、正規の教育組織に改めねばならないことは、農村の子供等を国家資源のなかに到達させるために必要とされている。

政府と A I D とは、農村地域へも実質的な教育を施すことを狙いとする 2 つのプロジェクトを実施しつつある。

農村ラジオ教育計画では、教育省の 40 段階のカリキュラムが、ラジオに効果的に適用できるかどうかをテストしている。

また、もう一つの計画では、どのような活動分野（例えば、栄養、農業技術、衛生）が、農村の貧しい人々にとって最も大きな関心をもたれ、かつ重要なものであるか、また、どのような方法が、このような報道、伝達に最も効果的であるかを決定するべく、非公式な教育の仕方での実験を試みている。

(5) 米国のパラグアイ協同組合に対する援助

① 米国の援助機関と援助の概要

米国のパラグアイ協同組合に対する援助機関の中核は、いりまでもなくAIDであるが、このAIDの援助活動の詳細な記述は、次項に譲るとして、本項では、これらの機関の名称と活動のあらましを照会するに止める。

④ A I D

⑦ A I D / 本部

A I D / 本部とM A G との間には、従来借款協定が締結されていた。しかし、「CREDIT UNIONS」プロジェクトの実施に関連して、A I D / 本部とM A G との間に締結されていたA I D - 5 2 6 - T - 027 借款協定は、外部原因により、現在撤回されている。

⑧ A I D ミッション (A I D / MISSION)

A I D / MISSION とM A G 及びパラグワイ国立勸業銀行 (N D B) 間には、技術協力及び経済援助に関して、6号協定 (F Y - 7 5)、8号協定 (F Y - 7 6) が取り交わされている。

⑨ 平和部隊

信用組合中央機関 (CREDICOOP) に対して、F Y - 7 5 は2名 (任期2年) の隊員が派遣されており、また、F Y - 7 6 では8名が予定されている。CREDICOOP 内における隊員の任務は、経営管理・事務管理の助言、信用組合に対する会計監査指導等である。

⑩ 協同組合関係機関

⑦ 全国信用組合 (Credit Union National Association = CNUA

CUNA は、A I D との契約に基づき、CREDICOOP に対して常任顧問2人を派遣している。この常任顧問のCREDICOOP 内における役割は、組織・経営基盤強化の指導に当たることであり、会員たるCREDIT UNION の組織づくりに、特に貢献している。

⑧ 信用組合貯金保険 (CUNA / MUTUAL / CUMIS)

この保険機構は、貯金者に対する支払の保証及び貸付金に対するリスクの保障を目的とする「財産保険」並びに盗難及び職員の使い込み等による組合の損失の保障を目的とする「誠実保険」を業とするものである。

CREDICOOP 及び一部のCREDIT UNION は、すでに当機構に加盟しているが、当機構としては、CREDICOOP における危険管

理計画業務の確立並びに会計監査機能の強化に関する技術協力をしている。

㊦ アメリカ協同組合機構（OCA）

CREDICOOP は、この機構への加盟を検討中である。

㊧ その他の協同組合関係団体等

AID は、アメリカ国内にある非営利団体たる下記の協同組合関係団体と契約を結び、開発援助プロジェクトに関係する各種資料を作成させている。また、これらの関係団体は、教育、研修面の経費を対象に、AID の拠出金に補完して拠出している。

農協国際開発（ACDI） 国際協同組合センター（ICTC）

米国協同組合連盟（CLUSA） 全国信用組合（CUNA）

AID は、ウイソコンシン大学等に対して、技術協力に関する業務の一部を委託している。これにより委託先たる大学の研究員が現地に派遣されている。

以上のほか、CREDICOOP はラテン・アメリカ信用協同組合連盟（COLAC）に加盟し、専門家による技術協力を得ている。しかし、COLACからは商品化部門の運転資金の融資を受ける状態には、未だたち至っていない。

(6) AID のパラグワイ協同組合に対する協力援助の具体的内容

① 「CREDIT UNIONS」プロジェクトに関する協定並びにプロジェクトに要する経費見積り。

AID が実施している「食糧及び栄養プログラム」の中心は、零細農家の所得を増大させるために、農業の生産性を高めるとともに、農産物の市場販売体制を確立させる方向を指向するものであるが、また、農業生産性を高めるための融資の促進と、その受け皿としての零細農民の協同組織の育成強化に重点を置いていることは、さきにも触れたところである。

このようなプロジェクトを実施に移すため、パラグワイの農政省（MAG）、国立勸業銀行（NDB）及び信用組合中央機関（CREDICOOP）とAID のパラグワイ／MISSION との間に、現在、2つのプロジェクト協定（6号協定—FY76、8号協定FY—77）が締結されている。

「CREDIT UNION」に関するプロジェクトは、グラントにローンを結合させたプログラムとして総合調整されたものの一部をなしている。多数国からの寄附金も、グラントの部分とローンの部分の関係を細別することはできない。このプログラムに関する全体の経費 13,005 千ドルに占める CREDICOOP への寄附金は 2,091 千ドルである。なお、多数国からの寄附金総額は 7,074 千ドルで、全プロジェクトにおいて、その経費の 54% を占めている。

「CREDIT UNIONS」プロジェクトで、1975年から77年の間に要する資金見積額は、第3表のとおりであるが、1978年以降も、このプロジェクトを継続するには、AID本部の承認を要することとされている。

第3表 「CREDIT UNIONS」プロジェクトに要する資金見積額

(A) 資金援助							
	合計	職員 人件費	関係者 費用	機 械 供 給	その他 経 費	PASA	CONTR
	千ドル	千ドル	千ドル	千ドル	千ドル	千ドル	千ドル
事業開始前	446	182	19	60	185		182
事業開始 FY75	255	91	12	25	127		91
予算額 FY76	238	102	12	24	100		102
FY77	149	65	12	12	60		65
FY78	46	40	6	—	—		40
総 計	1,134	480	61	121	472		480
(B) 平和部隊の協力							
27人年のサービス提供							
(c) 借款供与							
CREDICOOP に対して 3,000ドル							

② 「CREDIT UNIONS」プロジェクトの目的

このプロジェクトの目的は、主として農村地域に自主独立の、しかも零細農家に対して利益をもたらす広い基盤をもった CREDIT UNION を設けるとともに、これらを経営が確立した CREDICOOP に加入させ、その会員たる組合に対して、効果的な技術・財政上のサービスを与えるよ

うにすることである。

この信用組合制度は、組合員たる零細農民の所得の増大という目標に貢献するよう期待されている。

③ 「CREDIT UNIONS」プロジェクトの目標

④. 既存の CREDIT UNION に対して、技術的・財政的援助を与え、新しい組合を設けること。

第4表 信用組合の設立目標
(1977. 6.30 見込)

設立許可された信用組合	38	組合
農 村	24	
都 市	14	
設立中の信用組合	4	
農 村	3	
都 市	1	
組 合 員	13800	人
農 村	8,200	
都 市	5,600	
払込済資金	1,100,000	ドル
農 村	500,000	
都 市	600,000	
1976年の借入金	1,700,000	ドル
農 村	1,000,000	
都 市	700,000	

第4表の CREDIT UNION の数は、1977年6月30日(目標時)で見込んだものである(設立中のものを含まれている)。

この目標を達成するために、次のような活動が行なわれる。

- ⑦ CREDIT UNION 及び CREDIT COOP の経営管理、会計、貸付を担当する職員の国内研修、国外研修・視察旅行
- ⑧ CREDICOOP の職員による既存 CREDIT UNION 及び設立中のものに対する一般的助言、組合の経営管理、財務管理、組織の編成、会計、法律問題、信用政策及びマーケティング等の指導
- ⑨ 農業生産及びその目的のために

する CREDICOOP 自身の資本を原資とする CREDIT UNION への貸付及び管理費の支出並びに CREDIT UNION の事務所設備の取得に要する資金の貸付

- ⑩ CREDICOOP の職員による CREDIT UNION の監査
- ⑪ CREDIT UNION の職員の実務・研修用教材等の準備と印刷
- ⑫ CREDIT UNION を通じて、農業信用供与を促進、発展させ、組合員たる零細農家の生産性の向上と所得の増大を図ること。

AIDからの資金援助により、1973年11月から74年2月にかけて行なわれた1,000人を越える零細農家に関する事例調査の結果に

よれば、その年平均純収入は800ドルであるが、このプロジェクトの到達目標は、CREDICOOPとCREDIT UNIONを結びつける努力の結果として、このプロジェクトに関係する零細農家の平均所得を更に50%増加させることを希っている。

第5表 信用組合の組合員に対する農業信用供与の目標(FY-76)

農業生産ローンを受ける農民	2,000 人
ローン対象の農地面積	7,600 ヘクタール
CREDICOOPを通じて市場販売される作物	7,000 トン

第5表は、1976年度(FY)の目標数値であるが、この目標を達成するため、以下の活動が行なわれる。

- ㉑ 農業ローンについての特別な助言及び訓練、CREDIT UNIONに対するマネージメント要員のための助言、事務所の設置、農業信用の集中的促進等
- ㉒ 農業ローンの借入れ及び返済のための援助及び監督、CREDIT UNIONに対するNDBの財政援助との調整
- ㉓ 農牧省の技術協力業務との調整
- ㉔ 零細農家が生産した農産物のマーケティング・サービス
- ㉕ CREDIT UNIONとCREDICOOPの協力により、CREDIT UNIONの組合員の利益に通ずる道路改善の可能性ある場所の識別
- ㉖ CREDICOOPを強化し、会員たるCREDIT UNIONに対して必要なサービスを提供し、財政的にも、技術的にも独立できるようにすること。
この目標を達成するために、1976年度(FY)には、次の活動が行なわれる。
- ㉗ CREDICOOPに訓練を経た専門職員をもって、有能な管理者層を形成するとともに、CREDIT UNIONにも同様の職員を確保すること。
- ㉘ 法的許可を受けていない組合が、許可を受け得るように協力するとともに、CREDICOOPに未加入のCREDIT UNIONの加入を促進すること。
- ㉙ CREDICOOPへの出資払込みを促進すること。(加入しているCREDIT UNIONの出資金の25%又はCREDICOOPから借り入れた

ローン全額の5%を下らないこととする。)

- ④ CREDIT UNION に対して行い各種サービスに係る料金を増額すること。

上記の目標を達成するための条件として、次のことが仮定されている。

- ① バラグワイ政府が、CREDIT UNION の運動に積極的であり、少なくとも中立的な地位を保持すること。
② 既存の CREDIT UNION についての経験が役立つものであるということ。

農家が低利な融資を受けることができるようになれば、目標達成を希望するグループは、昔からの貸し手よりも、他からの融資を利用する意欲が高められるということ。

- ③ M A G が行なう普及活動は、今後も継続して拡大され、このプロジェクトによって手を伸ばされた零細農に対して、技術的援助を行うに足る数の普及員を用意するということ。

④ 「CREDIT UNIONS」プロジェクト業務の実施

- ① このプロジェクト協定の目的達成は、主として、CREDICOOP の理事会及び総支配人の責任とされている。

- ② A I D は、この業務実施に協力する CREDICOOP のアドバイザーを供給するために、C U N A の契約業務に資金的支援を続ける。

- ③ CREDICOOP が契約する地元の技術及び管理要員の業務費は、本契約にしたがって配分される資金から融資される。また CREDIT UNION の管理費の一部も CREDICOOP からの融資の対象とされる。(加入 CREDIT UNION に対する専門家のサービス提供により、その収入を増大させる。)

- ④ A I D は、プロジェクトの最終年度(1977-FY)まで、CREDICOOP の運営経費のほとんど全額を供給することを計画している。

(CREDICOOP は、A I D のローンのサブローンによって収入の増大にあらゆる努力をする。)

⑤ 「CREDIT UNIONS」プロジェクトに対する財政的貢献

a. バラグワイ政府

農牧省(MAG)は、次のことを実施している。

- ① 協同組管理局を通ずる、法的地位及びその変更に関する CREDIT

UNION の請願の迅速な処理並びに CREDIT UNION の業務運営の適法性の監視。

- ④ 主として農業振興局 (S E A G) を通ずる CREDIT UNION に対する農業技術協力。

S E A G の地方技官は、CREDIT UNION が年次農業信用プラン-バラグワイの全国開発計画で設けられた目的及び目標に対して補足するものを準備し、実施するのを援助する。

- ⑤ このプロジェクトの助言者及び調整者として、CREDICOOP に対するその専門家の常駐 (現在 2 名常駐) 。改良普及員によって行なわれる模範 (展示) 農場を通ずる、CREDIT UNION の農業技術指導員や組合員たる農民に対する助言のための CREDICOOP との密接な協同関係の保持。

- ⑥ バラグアイ国立勸業銀行 (N B D)

N B D は、次のことを実施している。

- ⑦ CREDIT UNION の組合員に対する有利な条件での信用供与 (1976 年 - F Y は、総額 4,960 千ドルとされている。)

- ⑧ CREDICOOP に対する常勤の財政専門家の派遣 (現在 1 名を派遣している。)

- ⑨ A I D

A I D は、次のことを実施している。

- ⑩ 協定による総額 94,000 ドルの供与

94,000 ドルの使途は、次のとおりである。ただし、構成要素の 20% 以内の変更については、協定の修正を要しないとされている。

C U N A との契約業務 31500ドル (契約業務の継続期間は
1976年 9月30日まで)

その他の経費 62500ドル

(内訳) CREDIT UNION の特定の職員の給与

CREDICOOP 職員の給与

地元での研修、印刷、事務所の賃借料及びその他のサービス、車輛の保守。

地元での交通費及びそのための手当、その他の雑費

以上の運転資金 24,000ドル

CREDICOOP の貸付資金（追加分—農産物が見返担保となる。）

以上の予備資金 38,500ドル

① 供与され、現に農牧省が所有名義人となっている車輛（6台）の CREDICOOP への移管

② CREDIT UNION の特定の管理職員の給与、会計用機材等に係る資金の供与（この資金は、返済を要するもので、返済は、CREDICOOP が N B D に開設する特別口座に振り込むこととなる。）

この資金は、多数の零細農民に対して、その必要とする信用を供与し、かつ、CREDICOOP が会員たる CREDIT UNION に対して提供する技術的・財政的援助を行なうとともに、CREDIT UNION の新設を促進するに要する経費をカバーするために、CREDICOOP が利益をあげる手段（財産）を提供するものである。

（上記の CREDICOOP が上げる利益は、CREDIT UNION が、その組合員に対する貸付金の貸付けレートと CREDICOOP が CREDIT UNION に貸し付けるレートの開きによって生ずるものである。）

(7) 「CREDIT UNIONS」プロジェクトの実施効果及びその問題点

① 実施効果

公的な見方によれば、パラグアイにおける零細農家とは、その経営規模が21ヘクタール以下のものとされている。しかし、この零細農家のグループがパラグアイの平年農産物生産総額の約60%を、また、農業部門の輸出総額の約50%を生産している。

それ故、このような零細農家を助けて、その生産を増大させることのできる計画は、国民経済に無視できない影響を及ぼすであろう。

大多数の零細農家は、これまで、農業の伝統的なしきたりにより、低い収入しか上げていない。また、信用力にも欠けており、彼等の生産物を供給する市場が不安定であり、単位当たりの生産額が低い故に、その多くは、経営活動を拡大増進させることができない。

「CREDIT UNIONS」プロジェクトの実施は、このような零細農家に対して、無理でない値の信用を得させ、かつ、農業技術援助を調整して行なうことを狙いとしており、この実施努力の核的存在として、また奉仕すべき団体として CREDIT UNION を選んでいることには、次に述べるような、それなりの理由があるものと認められる。

- ㉔ その組合員によって設立され、かつ、運営管理される信用組合は周囲のラテン・アメリカ諸国にもよく適合するものであることが、すでに証明されていること。
- ㉕ 信用組合の組織は、それ自身、法人格を具えた公共的団体の中でも、多くの人々に貯蓄を行う最初の機会を提供するといった経済的な機能を果たすものである。その意味からも、彼等に複合的な効果を及ぼし、彼等を発展させる道具といえる。
- そして、組合員としては、規則的に貯蓄することがその条件ともなるところから、彼等に節約の習慣と経済的な利益を誘導するものであること。
- ㉖ 社会発展の立場からみて、民主主義の進行過程におけるパートをつとめるべき立場にある組合員に対して、信用組合は、しばしば最初の意義深い機会を与えるものであること。
- ㉗ 信用組合は、その組合員に対して共通の問題を解決するための協同活動の利益の確証を提供するとともに、多くの時間をかけても異なるタイプの協同組織や地域的な農業協同組織に関する情報を齊らすものであること。

㉘ 問題点

以上に述べるような意義をもつプロジェクトの実施によって、期待

第6表 信用組合の設立状況（1975.12月末現在）される役割を果たすべき CREDIT

設立許可された信用協同組合	39 組合
農 村	24
都 市	15
設立準備中の信用協同組合	6
農 村	2
都 市	4
組 合 員 数	11,969 人
農 村	6,933
都 市	5,036
払 込 済 出 資 金	122,853 ドル
農 村	62,732
都 市	60,121
CREDICOOPへの加入組合	33 組合
農 村	23
都 市	10

UNION が漸次設立されてきており、1975年12月末現在における状況は、第5表にみるとおりである。

しかしながら、零細農家の協同組合への組織化については、新設の CREDIT UNION と既存の AGRICOOP の関係並びに CREDICOOP と CORAG との関係において、基本的な問題があるように思われる。

これらの組織的な関係につい

ては、第6表を参照されたいが、指摘される問題点を列記すれば、次

のとおりである。

- ㉑ 農村地域において、CREDIT UNION と AGRIOOP を両立させることは、零細農家の組織力を分散させ、更にはその資本、資金の分散から経費負担の増嵩に連なること。また、零細農家の農業指導にも徹底を欠くこととなること。
- ㉒ 現状の組織のあり方では、CREDIT UNION に対する貸付金の担保見合を、販売する農産物代金に求めがたい。(現に A I D 援助資金の償還に事欠けている。)したがって、零細農家に対する指導金融の実を挙げがたいこと。
- ㉓ UNIPACO は、会員に対する債権の焦げつきから、業務停止の状況にあり、A I D からの借款返済に苦慮している。また、UNIPACO と CREDICOOP の Working Agreement も、実際には進展していないこと。
- ㉔ CREDICOOP は、最近定款を変更し、従前の信用業務だけでなく、農業用必要物資の供給及び農産物の販売事業を実施することとしているが、将来の問題としては、UNIPACO との統合問題を含んでいること。

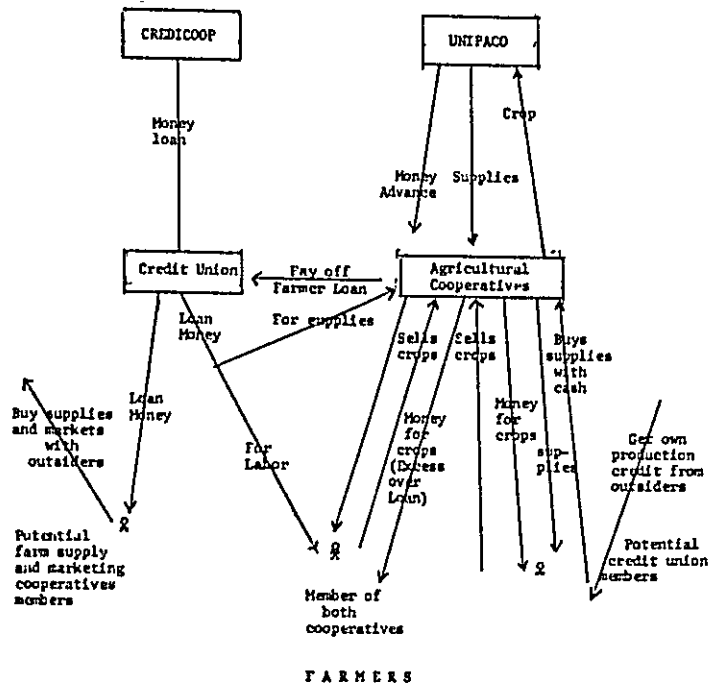
協同組合活動(運動)が、組合員大衆を対象とする経済活動(運動)の側面にあわせて、教育活動(運動)の側面を有するという見方からすれば、その活動(運動)の成果は、組合員大衆に対する教育活動効果としての精神的改革の 成就にまつところが大きい。

協同組合への組合員の組織化運動は、決して短期間になるものではないだけに、その成果は、容易には、実現しがたいものとみなければならぬ。その運動の過程において、常に諸種の問題をはらみ、また試行錯誤を繰り返しがちである。

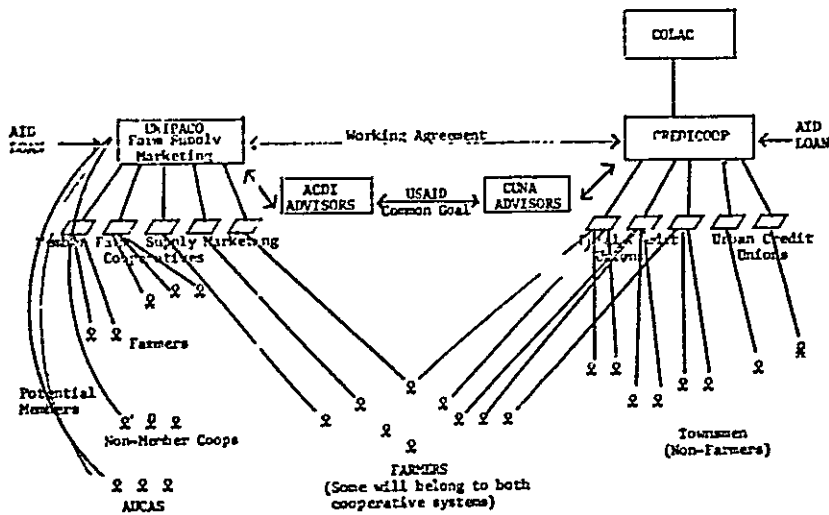
上記の問題指摘は、新生パラグアイ協同組合における避けがたい経験であり、また試行錯誤でもあるように思われる。

第 6 表

RELATIONSHIP CREDITCOOP MEMBER CREDIT UNION TO UNIPACO MEMBER COOPERATIVE



UNIPACO - CREDITCOOP RELATIONSHIP



付属資料 1

1. INITIAL STARTING DATE (Mo., Day, Yr.)	PASA PARTICIPATING AGENCY SERVICE AGREEMENT BETWEEN THE AGENCY FOR INTERNATIONAL DEVELOPMENT AND		6. <input type="checkbox"/> PASA ORIGINAL <input type="checkbox"/> PASA AMENDMENT _____	
2. PROJECTED COMPLETION DATE (Mo., Day, Yr.)			7. PASA NUMBER	
3. CATEGORY <input type="checkbox"/> TDY <input type="checkbox"/> ASSIGNED			8. COUNTRY	
4. DURATION OF FUNDING <input type="checkbox"/> CURRENT YEAR <input type="checkbox"/> FORWARD FUNDING	5. PROJECT NO. AND TITLE		9. TYPE <input type="checkbox"/> GRANT <input type="checkbox"/> LOAN	10. YEAR FY 19 _____
11. FUNDING				
A. CITATIONS	(1) APPROPRIATION NO. 72-	(2) ALLOTMENT NO	(3) PIO/T/OBLIGATION NO.	
B. FOR PARTICIPATING AGENCY	(1) INITIAL OR CURRENT	(2) CHANGE (+ OR -)	(3) NEW TOTAL	
C. RETAINED BY AID	(1) INITIAL OR CURRENT	(2) CHANGE (+ OR -)	(3) NEW TOTAL	
TOTAL PROJECT D. COSTS FOR PARTICIPATING AGENCY ONLY	(1) PRIOR YEARS (FOR CONTINUING PROJECTS)	(2) FUTURE YEAR (INCLUDE CURRENT FUNDING-BLOCKS B(1) OR B(3))	(3) ESTIMATED TOTAL	
E. PRINCIPAL COST COMPONENTS (BLOCK B)	(1) SALARIES, DIFFERENTIAL AND BENEFITS	(2) TRANSPORTATION INCLUDING PER DIEM	(3) OVERHEAD AND MISCELLANEOUS	
12. STATEMENT OF PURPOSE				
13. GOVERNING PROVISIONS: PURSUANT TO THE GENERAL AGREEMENT DATED _____ BETWEEN AID AND THE _____, THE AGENCY NAMED ABOVE AGREES TO PROVIDE THE SERVICES OUTLINED IN BLOCK 11 AMPLIFIED AS NEEDED BY APPENDIX B. UNLESS OTHERWISE AUTHORIZED BY AID, ALL SERVICES SHALL BE OF U.S. ORIGIN. ANY APPENDICES ATTACHED HERETO ARE CONSIDERED PART OF THIS PASA.				
14. SIGNATURES				
NAME: _____ TITLE/ OFFICE: _____ DATE: _____	NAME: _____ TITLE/ OFFICE: CHIEF, PARTICIPATING AGENCY STAFF CONTRACT MANAGEMENT, AID DATE: _____			
15. APPENDICES		16. NEGOTIATING OFFICERS		
<input type="checkbox"/> APPENDIX A - BUDGET PLAN <input type="checkbox"/> APPENDIX B - SCOPE OF WORK <input type="checkbox"/> OTHER (Specify) _____		AID: AGENCY:		

BUDGET PLAN APPENDIX A					PARTICIPATING AGENCY SERVICE AGREEMENT BETWEEN THE AGENCY FOR INTERNATIONAL DEVELOPMENT AND				
PAGE ___ OF ___		1. PASA NO.		2. AMENDMENT NO.		3. FISCAL YEAR			
7. FUNDED BY		4. APPROPRIATION 72.		5. ALLOTMENT		6. AMOUNT CURRENTLY FUNDED			
FID/T-OBLIG. NO.	AMOUNT	FID/T-OBLIG. NO.	AMOUNT	8. RELATED LOCAL GOVT PROVIDED BY AID	9. TRUST FUND				
10. PASA BUDGET PLAN - FUNDING					11. STAFFING				
DESCRIPTION	AMOUNT	NAME AND TITLE	GRADE	PERIOD (MAN, MONTHS)	AMOUNT				
A. PERSONNEL COSTS:									
SALARIES									
BENEFITS (_____ % OF SALARIES)									
DIFFERENTIAL									
TRAVEL (EXPLAIN UNDER E)									
PER DIEM (EXPLAIN UNDER E)									
MOVEMENT EFFECTS (INTERNATIONAL) (NORMALLY ONLY MOVEMENT TO POST)									
MOVEMENTS/STORAGE OF EFFECTS (DOMESTIC)									
SUB-TOTAL									
B. OTHER: (SPECIFY IN E BELOW)									
C. OVERHEAD <input type="checkbox"/> SALARIES & BENEFITS <input type="checkbox"/> PERSONNEL COSTS <input type="checkbox"/> ALL COSTS									
D. TOTAL INCLUDES _____ TO BE FUNDED BY FUTURE PASA AMENDMENTS:									
E. EXPLANATORY COMMENTS									

APPENDIX B SCOPE OF WORK Page <u> </u> of <u> </u>	PARTICIPATING AGENCY SERVICE AGREEMENT Between THE AGENCY FOR INTERNATIONAL DEVELOPMENT AND	<input type="checkbox"/> ORIGINAL <input type="checkbox"/> AMEND NO. _____ PASA No. _____ FISCAL YEAR _____
--	---	--

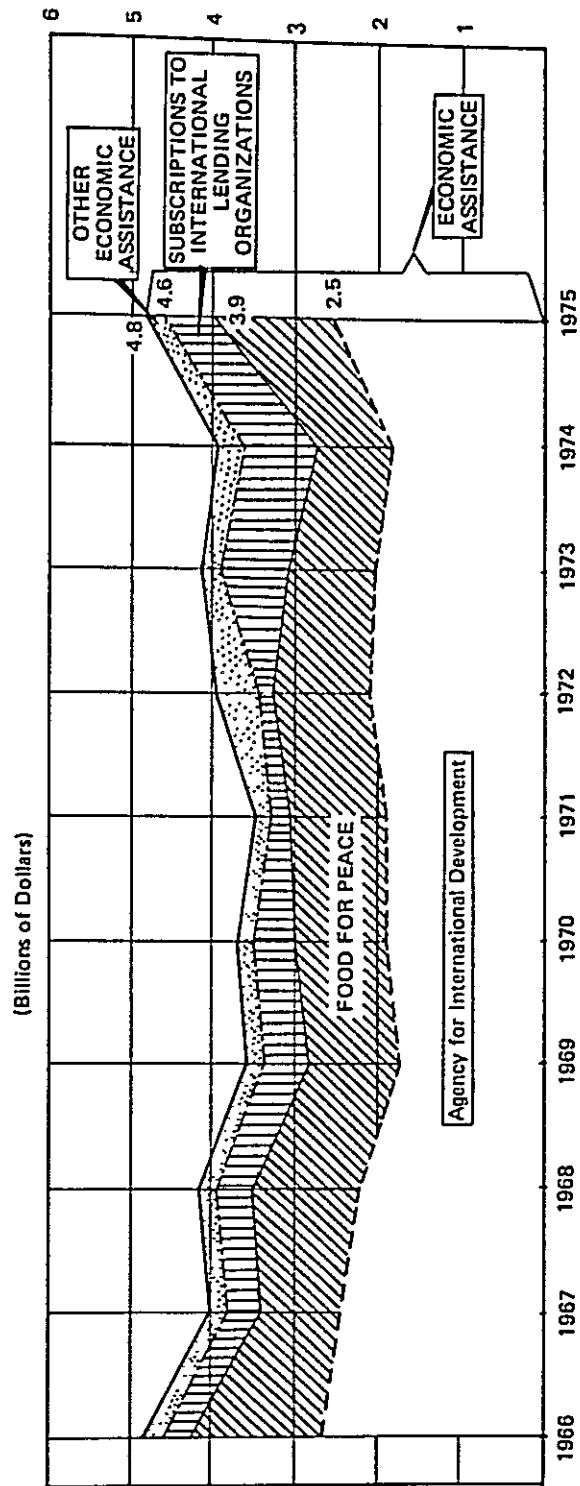
PROJECT DESIGN SUMMARY
LOGICAL FRAMEWORK

Life of Project:
From FY _____ to FY _____
Total U.S. Funding _____
Date Prepared: _____

Project Title & Number	OBJECTIVELY VERIFIABLE INDICATORS Measures of Goal Achievement	MEANS OF VERIFICATION	IMPORTANT ASSUMPTIONS Assumptions for achieving goal targets:
<p>NARRATIVE SUMMARY Program or Sector Goal: The broader objective to which this project contributes</p>			
<p>Project Purpose:</p>	<p>Conditions that will indicate purpose has been achieved: End of project status.</p>		<p>Assumptions for achieving purpose:</p>
<p>Outputs:</p>	<p>Magnitude of Outputs</p>		<p>Assumptions for achieving outputs:</p>
<p>Inputs:</p>	<p>Implementation Target (Type and Quantity)</p>		<p>Assumptions for providing input:</p>

TOTAL U.S. ECONOMIC ASSISTANCE

FY1966-1975



U.S. ECONOMIC ASSISTANCE
IN FY 1975
(Millions of Dollars)

REGION AND COUNTRY	ECONOMIC ASSISTANCE (Official Development Assistance)											
	SUMMARY				Agency for International Development						Food for Peace (Public Law 480)	
	Total Economic Assistance	Loans	Grants	Total A.I.D.	Loan	Grants	Total Food for Peace	Title I Sales- payable in U.S. Dollars	Title II Donations	Peace Corps	Other Economic Assistance	
Total	4,821.7	1,700.2	3,121.5	2,518.6	808.7	1,709.9	1,352.1	891.5	194.4	266.2	77.9	873.0
Near East & South Asia ..	1,786.2	1,054.6	731.6	1,011.9	450.8	561.1	767.4	603.8	70.8	92.8	6.7	0.2
Afghanistan	21.2	10.0	11.2	16.2	10.0	6.2	3.9	-	3.9	-	1.1	-
Bahrain	0.1	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	0.1	-
Bangladesh	303.8	287.3	6.5	62.0	60.0	2.0	241.8	237.3	4.5	-	-	-
Cyprus	25.9	-	25.9	25.0	-	25.0	0.9	-	0.9	-	-	-
Egypt	370.1	298.8	71.3	252.8	194.3	58.5	117.3	104.5	1.6	11.2	-	-
Greece	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
India	247.9	141.5	106.3	19.9	19.9	-	227.7	121.6	36.7	69.4	0.2	-
Iran	1.4	-	1.4	-	-	-	-	-	-	-	1.4	-
Israel	353.1	8.6	344.5	344.5	-	344.5	8.6	8.6	-	-	-	-
Jordan	99.3	25.0	74.3	87.5	18.6	68.9	11.6	6.4	3.4	1.8	-	0.2
Lebanon	2.9	-	2.9	-	-	-	2.9	-	2.9	-	-	-
Nepal	4.1	-	4.1	2.5	-	2.5	0.6	-	0.6	-	1.0	-
Oman	0.2	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	0.2	-
Pakistan	186.9	139.5	41.4	96.0	60.0	36.0	84.9	79.5	5.3	0.1	-	-
Saudi Arabia	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Sri Lanka	38.5	33.1	5.4	8.6	8.6	-	29.9	24.5	2.1	3.3	-	-
Syria	104.6	99.4	5.2	83.0	78.0	5.0	21.6	21.4	0.2	-	-	-
Turkey	4.4	-	4.4	0.8	-	0.8	3.6	-	-	3.6	-	-
Yemen Arab Rep	6.9	1.4	5.5	3.2	1.4	1.8	3.4	-	0.7	2.7	0.3	-
Yemen, Dem. Rep. of	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
CENTO	0.5	-	0.5	0.5	-	0.5	-	-	-	-	-	-
Regional	20.5	-	20.5	9.4	-	9.4	8.7	-	8.0	-	2.4	-

* Less than \$50,000.

U.S. ECONOMIC ASSISTANCE
IN FY 1975
(Millions of Dollars)

REGION AND COUNTRY	ECONOMIC ASSISTANCE (Official Development Assistance)											
	SUMMARY			Agency for International Development			Food for Peace (Public Law 480)					
	Total Economic Assistance	Loans	Grants	Total A.I.D.	Loans	Grants	Total Food for Peace	Title I Sales-Payable in U.S. Dollars	Title II Donations Emergency Relief, Economic Development & World Food Program	Voluntary Relief Agencies	Peace Corps	Other Economic Assistance
<u>Latin America</u>	<u>647.8</u>	<u>241.3</u>	<u>406.5</u>	<u>236.7</u>	<u>174.5</u>	<u>64.2</u>	<u>127.8</u>	<u>66.8</u>	<u>13.9</u>	<u>47.1</u>	<u>18.3</u>	<u>263.0</u>
Argentina	0.1	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1
Barbados	*	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*
Belize	0.4	0.1	0.3	-	-	-	0.1	0.1	-	-	0.3	*
Bolivia	25.8	17.2	8.6	20.1	17.2	2.9	5.1	-	1.2	3.9	-	0.6
Brazil	14.6	*	14.6	3.1	*	3.1	8.4	-	4.1	4.3	2.6	0.5
Chile	95.5	88.2	7.3	31.3	30.4	0.9	62.4	57.8	-	4.6	0.5	1.3
Colombia	28.3	12.2	16.1	14.0	12.2	1.8	11.5	-	1.9	9.6	1.9	0.9
Costa Rica	3.5	-	3.5	0.7	-	0.7	1.0	-	0.4	0.6	0.9	0.9
Dominica Republic	11.6	4.8	6.8	5.6	4.8	0.8	5.5	-	*	5.5	0.5	-
Ecuador	7.9	-	7.9	2.1	-	2.1	3.4	-	0.2	3.2	1.6	0.8
El Salvador	3.6	-	3.6	1.3	-	1.3	1.6	-	0.7	0.9	0.5	0.2
Guatemala	14.0	7.0	7.0	9.4	7.0	2.4	3.4	-	*	3.4	1.1	0.1
Guyana	1.3	1.0	0.3	1.0	1.0	*	0.2	-	0.2	-	-	0.1
Haiti	9.3	2.3	7.0	3.6	-	3.6	5.6	2.3	0.6	2.7	-	0.1
Honduras	35.5	24.3	11.2	25.4	19.0	6.4	9.0	5.3	0.8	2.9	0.9	0.2
Jamaica	4.3	1.4	2.9	0.6	-	0.6	1.6	1.4	0.1	0.1	1.2	0.9
Mexico	0.1	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1
Nicaragua	42.2	39.0	3.2	40.1	39.0	1.1	1.4	-	0.2	1.2	0.7	*
Panama	21.2	6.7	14.5	8.3	6.7	1.6	0.9	-	-	0.9	-	12.0
Paraguay	7.8	4.7	3.1	6.7	4.7	2.0	0.4	-	0.4	-	0.5	0.2

U.S. ECONOMIC ASSISTANCE
IN FY 1975
(Millions of Dollars)

REGION AND COUNTRY	ECONOMIC ASSISTANCE (Official Development Assistance)									
	SUMMARY		Agency for International Development			Food for Peace (Public Law 480)			Peace Corps	Other Economic Assistance
	Total Economic Assistance	Loans	Grants	Total A.I.D.	Loans	Grants	Total Food for Peace	Title I Payable in U.S. Dollars		
								Emergency Relief, Economic Development & World Food Program	Voluntary Relief Agencies	
<u>Latin America - (Cont'd)</u>										
Peru	16.2	7.0	9.2	8.9	7.0	1.9	6.4	3.1	3.3	0.2
Trinidad & Tobago	*	-	*	-	-	-	-	-	*	*
Uruguay	12.9	11.8	1.1	12.8	11.8	1.0	-	-	-	0.1
Venezuela	1.5	-	1.5	-	-	*	-	-	-	0.2
ROCAP	6.4	5.0	1.4	6.4	5.0	1.4	-	-	-	-
Eastern Caribbean Reg.	9.5	8.5	1.0	8.6	8.5	0.1	-	-	*	0.9
Other West Indies	0.2	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-
Regional	274.0	(-)	274.0	28.6	(-)	28.6	(-)	(-)	(-)	2.1
Contrib. to I.O.	(239.7)	(-)	(239.7)	(14.7)	(-)	(14.7)	(-)	(-)	(-)	243.3
Other Regional	(34.3)	(-)	(34.3)	(13.9)	(-)	(13.9)	(-)	(-)	(-)	(225.0)
<u>East Asia</u>	<u>759.0</u>	<u>303.3</u>	<u>455.7</u>	<u>506.6</u>	<u>98.6</u>	<u>408.0</u>	<u>240.8</u>	<u>18.6</u>	<u>17.5</u>	<u>2.9</u>
Cambodia	155.9	98.4	57.5	54.6	-	54.6	101.3	2.5	0.4	-
China, Republic of	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Indonesia	89.8	69.9	19.9	43.4	35.1	8.3	46.3	8.7	2.8	0.1
Korea	53.5	44.3	9.2	20.3	18.5	1.8	31.5	5.7	-	-
Laos	26.5	-	26.5	24.3	-	24.3	1.3	1.1	0.2	0.9
Malaysia	2.8	-	2.8	-	-	-	-	-	-	-
Philippines	68.3	45.0	23.3	55.3	45.0	10.3	10.8	0.5	10.3	0.3
Singapore	*	-	*	-	-	-	-	-	-	-
Thailand	6.5	-	6.5	4.1	-	4.1	*	-	-	1.5
Vietnam	240.9	45.7	195.2	191.3	-	191.3	49.6	0.1	3.8	0.9
Western Samoa	0.8	-	0.8	-	-	-	-	-	-	-
Regional	114.0	-	114.0	113.3	-	113.3	-	-	-	0.8

F

U. S. ECONOMIC ASSISTANCE
IN FY 1975
(Millions of Dollars)

REGION AND COUNTRY	ECONOMIC ASSISTANCE (Official Development Assistance)											
	SUMMARY			Agency for International Development				Food for Peace (Public Law 480)			Other Economic Assistance	
	Total Economic Assistance	Loans	Grants	Total A.I.D.	Loans	Grants	Total Food for Peace	Title I Sales Payable in U.S. Dollars	Title II Donations	Peace Corps		
Africa	333.0	86.5	246.5	171.3	70.3	101.0	135.0	16.2	90.8	28.0	15.7	-
Algeria	4.6	-	4.6	-	-	-	4.6	-	4.6	-	-	-
Botswana	3.3	-	3.3	*	-	*	2.6	-	2.6	-	0.7	-
Burundi	0.8	-	0.8	0.1	-	0.1	0.7	-	0.5	0.2	-	-
Cameroon	1.9	-	1.9	0.3	-	0.3	0.7	-	0.6	0.1	0.9	-
Cape Verde Islands	4.1	3.0	1.1	4.0	3.0	1.0	-	0.1	-	-	-	-
Central Africa Rep.	0.6	-	0.6	-	-	-	0.3	-	0.3	-	0.3	-
Chad	4.7	-	4.7	3.9	-	3.9	0.3	-	0.3	-	0.5	-
Congo, Rep. of the	2.7	-	2.7	-	-	-	0.7	-	0.7	-	2.0	-
Dahomey	1.2	-	1.2	0.1	-	0.1	0.5	-	0.4	0.1	0.6	-
Ethiopia	23.7	7.2	16.5	17.2	7.2	10.0	5.2	-	5.2	-	1.3	-
Gabon	0.5	-	0.5	*	-	*	0.2	-	0.2	-	0.3	-
Gambia, The	1.9	-	1.9	0.7	-	0.7	1.0	-	0.9	0.1	0.2	-
Ghana	7.3	-	7.3	2.9	-	2.9	2.8	-	0.4	2.4	1.6	-
Guinea	11.5	8.6	2.9	0.5	-	0.5	11.0	8.6	2.4	-	-	-
Guinea-Bissau	1.0	-	1.0	1.0	-	1.0	-	-	-	-	-	-
Ivory Coast	2.2	-	2.2	*	-	*	1.2	-	1.2	-	1.0	-
Kenya	18.5	13.5	5.0	16.2	13.5	2.7	3.0	-	-	1.0	1.3	-
Lesotho	4.1	-	4.1	0.1	-	0.1	1.6	-	2.2	1.4	0.4	-
Liberia	15.4	9.0	6.4	12.0	9.0	3.0	1.1	-	0.8	0.3	2.3	-
Madagascar	0.2	-	0.2	*	-	*	0.2	-	-	0.2	-	-

U.S. ECONOMIC ASSISTANCE
IN FY 1975
(Millions of Dollars)

REGION AND COUNTRY	ECONOMIC ASSISTANCE (Official Development Assistance)										
	SUMMARY			Agency for International Development			Food for Peace (Public Law 480)				
	Total Economic Assistance	Loans	Grants	Total A.I.D.	Loans	Grants	Total Food for Peace	Title I Payable in U.S. Dollars and Development & World Food Program	Title II Emergency Relief, Economic Development & Voluntary Relief Agencies	Peace Corps	Other Economic Assistance
Africa - (Cont'd)											
Malawi	0.7	-	0.7	0.1	-	0.1	0.4	-	0.4	-	0.2
Mali Rep.	22.6	-	22.6	13.3	-	13.3	8.9	-	8.9	-	0.4
Mauritania	4.2	-	4.2	1.7	-	1.7	2.4	-	2.4	-	0.1
Mauritius	2.4	-	2.4	*	-	*	2.2	-	2.2	-	0.2
Morocco	23.5	8.0	15.5	9.3	8.0	1.3	12.7	-	0.5	12.2	1.5
Niger	9.0	-	9.0	0.2	-	0.2	7.8	-	7.8	-	1.0
NIGERIA	9.2	-	9.2	6.8	-	6.8	2.3	-	2.3	-	0.1
Rwanda	2.9	-	2.9	0.8	-	0.8	2.1	-	1.1	1.0	*
Senegal	9.3	-	9.3	6.3	-	6.3	2.1	-	1.2	0.9	0.9
Seychelles	0.2	-	0.2	*	-	*	0.2	-	-	0.2	*
Sierra Leone	4.6	-	4.6	0.7	-	0.7	2.2	-	0.3	1.9	1.7
Somali	5.2	-	5.2	0.6	-	0.6	4.6	-	4.6	-	-
Sudan	8.2	-	8.2	-	-	-	8.2	-	7.9	0.3	-
Swaziland	1.6	-	1.6	0.1	-	0.1	0.8	-	0.8	-	-
Tanzania	39.9	19.6	20.3	16.3	12.0	4.3	23.6	7.6	13.6	2.4	-
Togo	2.9	-	2.9	0.1	-	0.1	2.0	-	1.5	0.5	0.8
Tunisia	13.0	-	13.0	2.2	-	2.2	10.1	-	9.2	0.9	0.7
Uganda	0.3	-	0.3	-	-	-	-	-	0.3	-	-
Upper Volta	9.5	-	9.5	5.3	-	5.3	3.6	-	1.9	1.7	0.6
Zaire	3.5	0.7	2.8	1.6	0.7	0.9	0.4	-	0.2	0.2	1.5
Zambia	0.2	-	0.2	*	-	*	0.2	-	0.2	-	-
Central & West Afr. Reg.	28.5	15.0	13.5	28.4	15.0	13.4	0.1	-	0.1	-	-
East Africa Reg.	0.6	-	0.6	0.6	-	0.6	-	-	-	-	-
Southern Africa Reg.	5.1	1.0	4.1	5.1	1.0	4.1	-	-	-	-	-
Regional	15.3	0.9	14.4	12.4	0.9	11.5	-	-	-	-	2.9
Portuguese Territories ..	0.4	-	0.4	0.4	-	0.4	-	-	-	-	-

U.S. ECONOMIC ASSISTANCE
IN FY 1975
(Millions of Dollars)

REGION AND COUNTRY	ECONOMIC ASSISTANCE (Official Development Assistance)											
	SUMMARY			Agency for International Development			Food for Peace (Public Law 480)				Other Economic Assistance	
	Total Economic Assistance	Loans	Grants	Total A.I.D.	Loans	Grants	Total Food for Peace	Title I Sales-Payable in U.S. Dollars	Title II Donations			Peace Corps
Emergency Relief, Economic Development & World Food Program									Voluntary Relief Agencies			
Europe	27.6	14.3	13.3	27.5	14.3	13.2	0.1	-	-	0.1	-	-
Austria	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Denmark	0.1	-	0.1	-	-	-	0.1	-	-	0.1	-	-
Finland	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Malta	9.5	-	9.5	9.5	-	9.5	-	-	-	-	-	-
Portugal	15.1	14.3	0.7	15.0	14.3	0.7	-	-	-	-	-	-
Spain	3.0	-	3.0	3.0	-	3.0	-	-	-	-	-	-
Regional	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Oceania	66.8	-	66.8	-	-	-	0.3	-	0.3	-	3.1	63.4
Trust Territories of the Pacific Islands	65.1	-	65.1	-	-	-	-	-	-	-	1.7	63.4
Other Oceania	1.7	-	1.7	-	-	-	0.3	-	0.3	-	1.4	-
Inter-Regional	1,201.3	0.2	1,201.1	562.7	0.2	562.5	80.7	-	-	80.7	14.4	543.5
Capital Subscriptions and Contrib. to International Organizations	715.7	0.2	715.5	177.9	0.2	177.7	-	-	-	-	-	537.8
International Development Association ..	386.0	-	386.0	-	-	-	-	-	-	-	-	386.0
Asian Development Bank (Inter-American Development Bank) ..	74.1	-	74.1	-	-	-	-	-	-	-	-	74.1
(Inter-American Development Bank) ..	(225.0)	-	(225.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	(225.0)

U.S. ECONOMIC ASSISTANCE
IN FY 1975
(Millions of Dollars)

REGION AND COUNTRY	ECONOMIC ASSISTANCE (Official Development Assistance)											
	SUMMARY			Agency for International Development			Food for Peace (Public Law 480)				Other Economic Assistance	
	Total Economic Assistance	Loans	Grants	Total A.I.D.	Loans	Grants	Total Food for Peace	Title I Sales Payable in U.S. Dollars	Title II Donations	Peace Corps		
							Emergency Relief, Economic Development & World Food Program	Voluntary Relief Agencies				
Inter-Regional - (Cont'd)												
Palestine Refugees (UNRWA)	6.0	-	6.0	6.0	-	6.0	-	-	-	-	-	-
U.N. Development Programs	77.9	-	77.9	77.9	-	77.9	-	-	-	-	-	-
U.N. Children's Fund	17.0	-	17.0	17.0	-	17.0	-	-	-	-	-	-
U.N. Relief & Work Agency	23.2	-	23.2	23.2	-	23.2	-	-	-	-	-	-
U.N. Population Program	20.0	-	20.0	20.0	-	20.0	-	-	-	-	-	-
U.N. Peace Keeping In Cyprus	9.6	-	9.6	9.6	-	9.6	-	-	-	-	-	-
Indus Basin Dev. Fund	9.2	0.2	9.4	9.2	0.2	9.0	-	-	-	-	-	-
U.N. Environment Fund	5.0	-	5.0	5.0	-	5.0	-	-	-	-	-	-
U.N./FAO World Food Program	1.5	-	1.5	1.5	-	1.5	-	-	-	-	-	-
U.N. Institute for Training & Research	0.4	-	0.4	0.4	-	0.4	-	-	-	-	-	-
U.N. Fund for Namibia Int'l Comm. Cont'l. and Supervision	0.1	-	0.1	0.1	-	0.1	-	-	-	-	-	-
International Atomic Energy Agency	3.0	-	3.0	3.0	-	3.0	-	-	-	-	-	-
International Sec. for Voluntary Services	2.5	-	2.5	2.5	-	2.5	-	-	-	-	-	-
World Meteorological Org.	0.1	-	0.1	0.1	-	0.1	-	-	-	-	-	-
Migration & Refugee Assiat.	1.5	-	1.5	1.5	-	1.5	-	-	-	-	-	-
	32.4	-	32.4	-	-	-	-	-	-	-	-	32.4

U. S. ECONOMIC ASSISTANCE
IN FY 1975
(Millions of Dollars)

REGION AND COUNTRY	ECONOMIC ASSISTANCE (Official Development Assistance)										
	SUMMARY			Agency for International Development			Food for Peace (Public Law 480)				
	Total Economic Assistance	Loans	Grants	Total A.I.D.	Loans	Grants	Total Food for Peace	Title I Sales-Payable in U.S. Dollar	Title II Donations		Other Economic Assistance
									Emergency Relief, Economic Relief in U.S. Development & World Food Program	Voluntary Agencies	
<u>Inter-Regional - (Cont'd)</u>											
Refugees from Soviet Union	40.0	-	40.0	-	-	-	-	-	-	-	40.0
U. N. Disaster Relief Org.	0.8	-	0.8	0.8	0.8	-	-	-	-	-	-
World Heritage Fund	0.1	-	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-
U. N. Fund for Drug Abuse	5.0	-	5.0	-	-	-	-	-	-	-	5.0
Other	0.3	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	0.3
<u>Other Inter-Regional</u>	<u>485.6</u>		<u>485.6</u>	<u>384.8</u>	<u>384.8</u>	<u>80.7</u>		<u>80.7</u>		<u>14.4</u>	<u>5.7</u>
General Tech. Services	72.3	-	72.3	72.3	72.3	-	-	-	-	-	-
Operating Expenses	216.0	-	216.0	216.0	216.0	-	-	-	-	-	-
Ocean Freight, Voluntary Relief Agency, American Schools and Hospitals Abroad	87.8	-	87.8	7.1	7.1	80.7	-	80.7	-	-	-
Peace Corps	17.5	-	17.5	17.5	17.5	-	-	-	-	14.4	-
Disaster Relief	6.7	-	6.7	6.7	6.7	-	-	-	-	-	-
Research & Evaluation	16.8	-	16.8	16.8	16.8	-	-	-	-	-	-
Private & Vol. Cooperation	15.7	-	15.7	15.7	15.7	-	-	-	-	-	-

U.S. ECONOMIC ASSISTANCE
IN FY 1975
(Millions of Dollars)

REGION AND COUNTRY	ECONOMIC ASSISTANCE (Official Development Assistance)										
	SUMMARY			Agency for International Development			Food for Peace (Public Law 480)				
	Total Economic Assistance	Loans	Grants	Total A.I.D.	Loans	Grants	Total Food for Peace	Title I Sales-Payable in U.S. Dollars	Title II Donations		Other Economic Assistance
									Emerg-ency Relief, Eco-nomic Develop-ment & World Food Program	Volun-tary Relief Agen-cies	
<u>Other Inter-Regional (Cont'd)</u>											
Institutional Grants	4.2		4.2		4.2						
Admin. Expenses-(State)	4.9		4.9		4.9						
General Costs	5.7		5.7								
Foreign Service Retirement and Disability Fund	16.1		16.1		16.1						
Other Programs	7.5		7.5		7.5						

収集資料リスト

No.	タイトル	発行年月	収集先
1.	Handbook 1 - AID Policy	July, 1975	AID
2.	Handbook 2 - Program Planning and Budgeting	Sept., 1975	"
3.	Handbook 3 - Project Assistance	Sept., 1975	"
4.	Handbook 12 - Use of Federal Agency	Aug., 1975	"
5.	Handbook 13 - Grants	Oct., 1974	"
6.	Submission to the Congress (FY 1977) - Latin American Program	Feb., 1976	
7.	Regislation on Foreign Relations	June, 1975	"
8.	Project Evaluation Guideline (3rd edition)	Aug., 1974	"
9.	AID Use of Development Indicators	March, 1974	"
10.	Desk Guide	March, 1974	"
11.	Evaluation Handbook (2nd Edition)	May, 1974	"
12.	Capital Assistance Paper Paraguay - Small Farmer Development Loan	Nov., 1974	"
13.	Capital Assistance Paper Paraguay - Small Farmer Development Loan	Dec., 1974	"
14.	Agricultural Development in Bolivia - A Sector Assessment	Aug., 1974	"
15.	Capital Assistance Paper Peru - Rural Enterprises Development	June, 1974	"
16.	Bolivia - Agriculture Sector Loan	Dec., 1974	"
17.	Guidelines for the Evaluation of Capital Projects	June, 1975	"

収集資料リスト

No.	タイトル	発行年月	収集先
18.	Intercountry Evaluation of Agriculture Sector Programs (Columbia, Costa Rica, Guatemala) Volume 1-4	June, 1974	AID
19.	Intercountry Evaluation of AID Land Sale Guaranty Programs (Ecuador, Costa Rica)	July, 1975	"
20.	Intercountry Evaluation Cadastral Programs (Costa Rica, Guatemala, Nicaragua, Panama)	June, 1974	
21.	U S Overseas Loans and Grants (Obligation and Loan Authorizations July 1, 1945 - June 30, 1974)		"
22.	The Status of Bolivian Agriculture	1975	"
23.	The Logical Framework Modifications	Nov., 1973	"
24.	Organization of American States - a Handbook	1972	OAS
25.	Guide and Instructions for the Preparation and Presentation of the National Technical Cooperation Program (NTCP) for the Biennium 1976/1978		"
26.	Introduction to the Latin American Nations		"
27.	Progress Report as of June 30, 1975 (Overall Progress of Direct Services to Member States)	Aug., 1975	"
28.	America en Cifras 1974 (Situacion Economica)	1974	"

